

官報 号外

平成十三年三月三十日

○第百五十一回 参議院會議録第十四号(その一)

平成十三年三月三十日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十三年三月三十日

午前十時開議

第一 沖縄振興開発特別措置法のの一部を改正する法律案(衆議院提出、衆議院送付)

第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第九 金融機関等有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第一〇 公立義務教育諸学校の学級編制及び教

職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 高齢者の居住の安定確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長笠井亮君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(笠井亮君登壇、拍手)

○笠井亮君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、三月二十六日に当委員会に付託され、その内容は、沖縄から出域する旅客が、空港内の旅客ターミナル施設内にある沖縄型特定免税店で購入し、携帯して沖縄以外の本邦の地域へ出域する場合の関税の扱いについて、輸入の際に関税を賦課して後に払い戻す措置を講じてきたものを保税状態のまま販売できる免税措置に改めようとするものであります。

委員会におきましては、沖縄型特定免税店と観光型特定免税店の市中展開の可能性、既存の観光振興地域制度を活用した総合的な観光施策の必要性、ポスト第三次沖縄振興開発計画に向けた政府の取り組み等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

去る二十八日に質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十一

賛成 二百十一

反対 〇

よって、本法案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一) 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(井上裕君) 日程第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長白浜一良君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(白浜一良君登壇、拍手)

○白浜一良君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院災害対策特別委員長長の提出に係るものであります。地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業五年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担または補助の特例等の有効期限を平成十八年三月三十一日までとする等の措置を講じ、地震防災緊急事業を引き続き促進しようとするものであります。

委員会におきましては、地震防災緊急事業の進捗状況、次期五カ年計画策定に際しての国と地方公共団体との連携の強化、補助率かさ上げ対象施設の拡大等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本法案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一) 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その一) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案外一件

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十一
賛成 二百十一
反対 ○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長太田豊秋君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○太田豊秋君(太田豊秋君登壇、拍手) たいだいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛乳の処理または乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置をさらに五年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳または乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十
賛成 二百十
反対 ○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) 日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長溝手頭正君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

○溝手頭正君(溝手頭正君登壇、拍手) たいだいま議題となりました二案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、本年四月分から、普通恩給等の最低保障額、公務関係扶助料に係る遺族加算、傷病者遺族特別年金の基本年額及び扶養加給等についてそれぞれ増額を行うことにより、恩給受給者に対する処遇の改善を図ろうとするも

のであります。

委員会におきましては、恩給制度の改善のあり方、恩給法等における国籍条項に基づく取り扱い、今後における戦後処理の方向性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件は、日本放送協会の平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について国会の承認を求めるものであります。

その概要は、一般勘定事業収支におきまして、収入六千六百三十億円、支出が六千五百二億円となっており、事業収支差金は百二十七億円であります。この事業収支差金は、八十九億円を債務償還に充当し、三十七億円を建設積立資産に繰り入れることとしております。

また、事業計画の主なものは、公正な報道と多様で質の高い番組の放送、衛星デジタル放送の普及促進と新しい放送技術の研究開発等への積極的取り組み、新たな放送文化の創造、業務全般にわたる改革とその実行の一層の推進、受信契約の増加と受信料の確実な収納などであります。

なお、本件には、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める旨の総務大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、デジタル時代における公共放送のあり方、地上放送のデジタル化への取り組み、協会経営の透明性確保、青少年の健全育成に資する番組の制作、字幕・解説放送の拡充等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。まず、恩給法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 二百九
反対 ○
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十
賛成 二百十
反対 ○
よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第六 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長伊藤基隆君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(伊藤基隆君登壇、拍手)

○伊藤基隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、この三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度について、その適用期限を十年延長するとともに、紡織用繊維のフロック等、個別品目の関税率の撤廃または引き下げを行うほか、旅客が輸入品を沖縄県から本邦へ携帯して出域をする際の関税の払い戻し制度を免税制度に変更する等の措置を講ずるものであります。

委員会におきましては、セーフガード発動の見通し、税関業務の執行体制の強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し大門実紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その一)

ます。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十一
賛成 百八十八
反対 二十三

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第七 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長服部三男雄君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(服部三男雄君登壇、拍手)

○服部三男雄君 ただいま議題となりました在外公館の名称位置・給与法の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、コロンビアの首都名がサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更されたことに伴い、日本国大使館の位置の地名を変更すること、インドネシアのウジュン・パンダン市の市名がマカッサル市に変更されたことに伴い、日本国総領事館の名称及び位置の地名を変更すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額及び研修手当を改定すること等について

定めるものであります。

委員会におきましては、在外公館に対する査察制度の見直し、在外公館における情報収集活動の実態等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百七
賛成 二百七
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第八 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

日程第九 金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長日笠勝之君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(日笠勝之君登壇、拍手)

○日笠勝之君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであります。

次に、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であって不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を二年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両制度の利用状況及び延長の必要性、再評価を行う場合の評価方法、対象となる会社を拡大する理由、再評価後に地価が下落した場合の取り扱い等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より両法律案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

関税定率法等の一部を改正する法律案 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案外一件

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案外一件

四

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(井上裕君) 投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百九
百八十六

反対

二十三

よって、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第一〇 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教科学委員長市川一朗君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(市川一朗君登壇、拍手)

○市川一朗君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、公立の小学校、中学校及び高等学校等の教職員の配置の適正化を図るため、これらの学校の教職員定数の標準を改めるとともに、地方分権を推進し、児童生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、学級編制を弾力的に行うことが出来るようにする等の措置を講じようとする

ものであります。

委員会におきましては、本法律案と本岡昭次君外四名の発議に係る公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案を一括して審査し、参考人から意見を聴取するとともに、学級規模の縮小の是非、教職員定数の改善と人材確保のあり方、教育に対する財政支出の考え方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本法律案について質疑を終局し、討論に入りまして、民主党・新緑風会及び社会民主党・護憲連合を代表して佐藤理事より反対、自由民主党・保守党及び公明党を代表して亀井理事より賛成、日本共産党を代表して畑野委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百九
百二十一

反対

八十八

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第二一 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。厚生労働委員長中島眞人君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(中島眞人君登壇、拍手)

○中島眞人君 ただいま議題となりました労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、労働時間の短縮について、政府目標である年間総実労働時間千八百時間が未達成であることにかんがみ、今後事業主等による労働時間の短縮に向けた自主的な努力を促進するため、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の廃止期限を平成十八年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

委員会におきましては、千八百時間達成の見通し、サービス残業の解消、中小企業における労働時間短縮促進、年休の取得率向上、時間外労働の規制強化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。

す。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百十一
二百十一

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第二二 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

日程第二三 高齢者の居住の安定確保に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。国土交通委員長今泉昭君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

(今泉昭君登壇、拍手)

○今泉昭君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は、特別割増貸付制度の適用期限を五年間延長するとともに、住宅市街地における土地の合理的かつ健全な利用に寄与する建築物の建てかえに係る貸付金の償還方法について高齢者に対する特例を設ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、高齢者の居住の安定確保に関する法律案

は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、あわせて、高齢者に適した良好な居住環境が確保され、高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、質疑を行いましたところ、住宅金融公庫の役割と民間金融機関との分担、政府系金融機関の一元化、死亡時一括償還方法導入のねらい、高齢者の住まい方と日本の家族のあり方、基本方針の性格と内容、福祉政策との連携、高齢者が生き生きと住めるコミュニティの形成等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案は多数をもって、高齢者の居住の安定確保に関する法律案は全会一致をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

まず、住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百九
賛成 百五十八
反対 五十一

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 次に、高齢者の居住の安定確保に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百十一
賛成 二百十一
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 菅野 久光君

議員

高橋 令則君 高橋紀世子君
山本 保君 沢 たまき君
戸田 邦司君 岩本 莊太君
海野 義孝君 加藤 修一君
世耕 弘成君 脇 雅史君
平野 貞夫君 水野 誠一君
魚住裕一郎君 益田 洋介君

長谷川道郎君	田村 秀昭君	高野 博師君	大森 礼子君	溝手 顯正君	但馬 久美君	弘友 和夫君	太田 豊秋君	椎名 素夫君	風間 昶君	若林 正俊君	統 訓弘君	森本 晃司君	白浜 一良君	星野 明市君	中島 啓雄君	森田 次夫君	仲道 俊哉君	佐藤 昭郎君	畑 恵君	齊藤 滋宣君	釜本 邦茂君	鈴木 政二君	鈴木 博之君	森下 浩美君	岩永 浩美君	服部 三男君	加藤 紀文君	山下 善彦君	清水 達雄君	田中 直紀君	松田 岩夫君	須藤良太郎君	山崎 正昭君	中曾根弘文君	関谷 勝嗣君	上杉 光弘君	陣内 孝雄君	大野つや子君
鈴木 正孝君	松岡満壽男君	松 あきら君	渡辺 孝男君	阿部 正俊君	山下 栄一君	鶴保 庸介君	田名部匡省君	日笠 勝之君	入澤 肇君	浜四津敏子君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君	月原 茂昭君	扇 千景君	山下 英利君	日川 英輔君	中川 義雄君	田村 公平君	依田 智治君	森山 裕君	龜谷 博昭君	岩城 光英君	加納 時男君	魚住 汎英君	佐藤 泰三君	狩野 安君	野間 起君	上野 公成君	香掛 哲男君	松谷蒼一郎君	吉村剛太郎君	片山虎之助君	久世 公堯君	石井 道子君	野沢 太三君	青木 幹雄君	水島 裕君	
景山俊太郎君	亀井 郁夫君	市川 一朗君	岸 宏二君	山本 一太君	松村 龍二君	木村 仁君	林 芳正君	谷川 秀善君	中原 爽君	海老原義彦君	保坂 三蔵君	成瀬 守重君	宮崎 秀樹君	矢野 哲朗君	柳川 覺治君	尾辻 秀久君	竹山 裕君	真鍋 賢二君	西田 吉宏君	岩崎 純三君	羽田雄一郎君	木俣 佳文君	内藤 正光君	櫻井 充君	佐藤 雄平君	海野 徹君	高嶋 良充君	伊藤 基隆君	石田 美栄君	築瀬 進君	岡崎トミ子君	峰崎 直樹君	川橋 幸子君	薬科 満治君	円 より子君	寺崎 昭久君	勝木 健司君	
山崎 力君	有馬 朗人君	末広まきこ君	山内 俊夫君	三浦 一水君	橋本 聖子君	久野 恒一君	武見 敬三君	中島 眞人君	南野知恵子君	北岡 秀二君	大島 慶久君	鎌田 要人君	鴻池 祥肇君	河本 英典君	石渡 清元君	鹿熊 安正君	倉田 寛之君	岡野 裕君	坂野 重信君	斎藤 十朗君	谷林 正昭君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	郡司 彰君	小宮山洋子君	小川 敏夫君	本田 良一君	今泉 昭君	柳田 稔君	藤井 俊男君	佐藤 泰介君	江本 孟紀君	長谷川 清君	奥石 東君	角田 義一君	足立 良平君	千葉 景子君	

び紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

踏切改良促進法の一部を改正する法律

新産業都市建設促進法等を廃止する法律

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

平成十三年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律

平成十三年度における公債の発行の特例に関する法律

法人税法等の一部を改正する法律

租税特別措置法等の一部を改正する法律

地方税法等の一部を改正する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十二年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく平成十二年の官民人事交流に関する年次報告を受領した。

同日人事院総裁から、国家公務員法第三十三條第九項の規定に基づく平成十二年の官利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

海老原義彦君 関谷 勝嗣君

鹿熊 安正君 松村 龍二君

小山 峰男君 松崎 俊久君

総務委員

辞任

関谷 勝嗣君

高橋 千秋君

山本 正和君

大淵 絹子君

吉川 芳男君

竹村 泰子君

今井 澄君

星野 明市君

櫻井 充君

大門実紀史君

大淵 絹子君

阿南 一成君

扇 千景君

松村 龍二君

柳川 覺治君

小林 元君

厚生労働委員

辞任

田浦 直君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

朝日 俊弘君

松崎 俊久君

農林水産委員

辞任

森下 博之君

岡崎トミ子君

補欠 海老原義彦君

本田 良一君

大淵 絹子君

加納 時男君

直嶋 正行君

朝日 俊弘君

吉田 之久君

補欠

前川 忠夫君

筆坂 秀世君

山本 正和君

吉村剛太郎君

星野 明市君

鹿熊 安正君

森下 博之君

岡崎トミ子君

補欠

仲道 俊哉君

国会法第四十二條第三項の規定によるもの

今井 澄君

小山 峰男君

柳川 覺治君

和田 洋子君

経済産業委員

辞任

加納 時男君

吉村剛太郎君

直嶋 正行君

本田 良一君

吉田 之久君

片山虎之助君

国会法第四十二條第二項ただし書の規定によるもの

久世 公亮君

前川 忠夫君

筆坂 秀世君

和田 洋子君

仲道 俊哉君

田浦 直君

補欠

小林 元君

櫻井 充君

大門実紀史君

補欠

本岡 昭次君

興石 東君

加納 時男君

末広まきこ君

川橋 幸子君

小山 峰男君

北岡 秀二君

魚住裕一郎君

魚住裕一郎君の補欠

北岡 秀二君

魚住裕一郎君

魚住裕一郎君の補欠

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを文教科学委員会に付託した。

独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する等の法律案(閣法第三二号)

農林水産委員会に付託

環境省設置法の一部を改正する法律案(閣法第三二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆第九号)審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一八号)審査報告書

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)審査報告書

金融機関等が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第二四号)審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その一) 議長の報告事項

高齡者の居住の安定確保に関する法律案(閣法第一〇号)審査報告書

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第一号)審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本政府の対ミャンマー(ビルマ)政策に関する質問主意書(竹村泰子君提出)(第一四号)

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による平成十二年度第三・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

投票者氏名

日程第一 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二一名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 沓掛 哲男君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水 達雄君 陳内 孝雄君

須藤良太郎君 鈴木 政二君 末広まき君
鈴木 弘成君 田中 直紀君 関谷 勝嗣君
竹山 裕君 谷川 秀善君 武見 敬三君
鶴保 庸介君 中島 啓雄君 中川 義雄君
中曾根弘文君 仲道 俊哉君 成瀬 守重君
西田 吉宏君 野間 起君 野沢 太三君
長谷川道郎君 畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 保坂 三蔵君 星野 朋市君
真鍋 賢二君 松田 岩夫君 松谷蒼一郎君
三浦 一水君 溝手 顕正君 森下 博之君
森山 裕君 柳川 覺治君 山下 英利君
山崎 力君 山本 一太君 吉村剛太郎君
脇 雅史君 脇 雅史君 脇 雅史君
浅尾慶一郎君 石田 美栄君 今泉 昭君
江田 五月君 小川 敏夫君 勝木 健司君
木俣 佳丈君 久保 亘君 小宮山洋子君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君

櫻井 充君 谷林 正昭君 高嶋 良充君
角田 義一君 内藤 正光君 寺崎 昭久君
羽田雄一郎君 堀 利和君 本田 良一君
福山 哲郎君 堀前 達郎君 本岡 昭次君
松前 直樹君 柳田 稔君 魚住 裕一郎君
山下八洲夫君 加藤 修一君 白浜 一良君
海野 義孝君 高野 博郎君 但馬 久美君
沢 たまき君 統 訓弘君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 日笠 勝之君 松 ありら君
益田 洋介君 森本 晃司君 山下 栄一君
山本 保君 阿部 幸代君 井上 美代君
池田 幹幸君 岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 小池 晃君 小泉 親司君
須藤美也子君 富樫 練三君 西山登紀子君
橋本 敦君 八田ひろ子君 林 紀子君
筆坂 秀世君 山下 芳生君 宮本 岳志君
吉川 春子君 日下部代子君 清水 澄子君
谷本 巍君 田 英夫君 福島 寛徳君
山本 正和君 椎名 素夫君 田名部匡省君

反対者氏名

〇名

日程第二 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二一名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 釜本 邦茂君
鎌田 要人君 龜井 郁夫君
龜谷 博昭君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
久野 恒一君 沓掛 哲男君
倉田 寛之君 鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君 坂野 重信君
清水 達雄君 陳内 孝雄君
須藤良太郎君 鈴木 正孝君

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一) 投票者氏名

世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 三三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	星野 明市君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
真鍋 賢二君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小宮山洋子君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	高嶋 良充君
谷林 正昭君	千葉 景子君

角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
松前 達郎君	円より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
築瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	大門美紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
旦下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
山本 正和君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	田名部匡省君
高橋紀世子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	田村 秀昭君

高橋 令則君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	黒岩 秩子君
中村 敦夫君	斎藤 十朗君
菅野 久光君	
反対者氏名	〇名
日程第三 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(衆議院提出)	
賛成者氏名	二一〇名
阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
魚住 汎英君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
亀谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	沓掛 哲男君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
斉藤 滋宣君	坂野 重信君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まきこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	田村 公平君

竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 三三君
野間 越君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	星野 明市君
保坂 三蔵君	松谷蒼一郎君
真鍋 賢二君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小宮山洋子君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	櫻井 充君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君

長谷川 清君	福山 哲郎君	島袋 宗康君	西川きよし君	中島 眞人君	中曾根弘文君	峰崎 直樹君	本岡 昭次君
藤井 俊男君	堀 利和君	黒岩 秩子君	中村 敦夫君	中原 爽君	仲道 俊哉君	築瀬 進君	柳田 稔君
本田 良一君	松前 達郎君	斎藤 十朗君	菅野 久光君	成瀬 守重君	西田 吉宏君	山下八洲夫君	魚住裕一郎君
円より子君	峰崎 直樹君			野沢 三三君	野間 越君	海野 義孝君	大森 礼子君
本岡 昭次君	築瀬 進君			南野知恵子君	長谷川道郎君	加藤 修一君	風間 昶君
柳田 稔君	山下八洲夫君			橋本 聖子君	畑 恵君	沢 たまき君	白浜 一良君
魚住裕一郎君	海野 義孝君			服部三男雄君	林 芳正君	高野 博師君	但馬 久美君
大森 礼子君	加藤 修一君			日出 英輔君	保坂 三蔵君	統 訓弘君	白浜 一良君
風間 昶君	沢 たまき君			星野 昴市君	真鍋 賢二君	日笠 勝之君	但馬 久美君
鶴岡 洋君	高野 博師君			松谷蒼一郎君	松村 龍二君	浜田卓二郎君	松 ありら君
白浜 一良君	統 訓弘君			三浦 一水君	水島 裕君	益田 洋介君	山下 栄一君
但馬 久美君	高野 博師君			溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	森本 晃司君	渡辺 孝男君
鶴岡 洋君	統 訓弘君			森下 博之君	森田 次夫君	山本 保君	井上 美代君
浜四津敏子君	日笠 勝之君			柳川 覺治君	山内 俊夫君	阿部 幸代君	市田 忠義君
弘友 和夫君	益田 洋介君			山崎 力君	山下 正昭君	池田 幹幸君	緒方 靖夫君
松 ありら君	森本 晃司君			山崎 英利君	山下 善彦君	大沢 辰美君	笠井 亮君
山下 栄一君	山本 保君			山本 一太君	依田 智治君	小池 晃君	小泉 親司君
渡辺 孝男君	山本 保君			吉村剛太郎君	若林 正俊君	須藤美也子君	大門実紀史君
井上 美代君	阿部 幸代君			脇 雅史君	足立 良平君	富樫 練三君	西山登紀子君
市田 忠義君	池田 幹幸君			浅尾慶一郎君	伊藤 基澄君	橋本 敦君	畑野 君枝君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君			石田 美栄君	今井 澄君	八田ひろ子君	林 紀子君
笠井 亮君	小池 晃君			江田 五月君	海野 徹君	筆坂 秀世君	宮本 岳志君
小泉 親司君	須藤美也子君			小川 敏夫君	岡崎トミ子君	吉川 春子君	吉岡 吉典君
大門実紀史君	富樫 練三君			勝木 健司君	川橋 幸子君	谷本 鶴君	大淵 絹子君
西山登紀子君	橋本 敦君			木保 佳文君	北澤 俊美君	田 英夫君	清水 澄子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君			久保 亘君	郡司 彰君	山本 正和君	照屋 寛徳君
林 紀子君	筆坂 秀世君			小宮山洋子君	興石 東君	椎名 素夫君	福島 瑞穂君
宮本 岳志君	吉川 春子君			佐藤 泰介君	佐藤 雄平君	高橋紀世子君	岩本 莊太君
吉岡 吉典君	大淵 絹子君			櫻井 充君	千葉 景子君	水野 誠一君	岩本 莊太君
大淵 絹子君	清水 澄子君			角田 義一君	寺崎 昭久君	高橋 令則君	田名部匡省君
清水 澄子君	照屋 寛徳君			内藤 正光君	直嶋 正行君	平野 貞夫君	松岡満壽男君
照屋 寛徳君	福島 瑞穂君			羽田雄一郎君	長谷川 清君	佐藤 道夫君	田村 秀昭君
福島 瑞穂君	岩本 莊太君			堀山 哲郎君	藤井 俊男君	石井 一二君	戸田 邦司君
岩本 莊太君	田名部匡省君			堀 利和君	本田 良一君	齋藤 十朗君	戸田 邦司君
田名部匡省君	松岡満壽男君			松前 達郎君	円より子君		石井 一二君

反対者氏名

○名

日程第四 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二〇九名

反対者氏名

○名

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)
賛成者氏名

阿部 正俊君
有馬 朗人君
石渡 清元君
入澤 肇君
岩崎 純三君
上杉 光弘君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
扇 千景君
加藤 紀文君
狩野 安君
景山俊太郎君
鎌田 要人君
龜谷 博昭君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒一君
倉田 寛之君
佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君
清水 達雄君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
世耕 弘成君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
鶴保 庸介君
中島 啓雄君
中曾根弘文君
仲道 俊哉君
西田 吉宏君
青木 幹雄君
石井 道子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩永 浩美君
上野 公成君
海老原義彦君
大島 慶久君
太田 豊秋君
岡野 裕君
加納 時男君
鹿熊 安正君
釜本 邦茂君
龜井 郁夫君
河本 英典君
岸 宏一君
久世 公堯君
杵掛 哲男君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
陣内 孝雄君
末広まきこ君
鈴木 正孝君
関谷 勝嗣君
田村 公平君
武見 敬三君
月原 茂皓君
中川 義雄君
中島 眞人君
中原 爽君
成瀬 守重君
野沢 太三君

野間 起君
長谷川道郎君
畑 恵君
林 芳正君
保坂 三蔵君
真鍋 賢二君
松田 岩夫君
三浦 一水君
溝手 顕正君
森下 博之君
森山 裕君
柳川 覺治君
山崎 力君
山下 英利君
山本 一太君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
石田 美栄君
今泉 昭君
江田 五月君
小川 敏夫君
勝木 健司君
木俣 佳文君
久保 亘君
小宮山洋子君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
谷林 正昭君
角田 義一君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
福山 哲郎君
堀 利和君
松前 達郎君
峰崎 直樹君
篠瀬 進君
山下八洲夫君
南野知恵子君
橋本 聖子君
服部三男雄君
日出 英輔君
星野 朋市君
松谷蒼一郎君
松村 龍二君
水島 裕君
宮崎 秀樹君
森田 次夫君
矢野 哲朗君
山内 俊夫君
山崎 正昭君
山下 善彦君
依田 智治君
若林 正俊君
足立 良平君
伊藤 基隆君
今井 澄君
海野 徹君
江本 孟紀君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
北澤 俊美君
郡司 彰君
奥石 東君
佐藤 雄平君
高嶋 良充君
千葉 景子君
寺崎 昭久君
直嶋 正行君
長谷川 清君
藤井 俊男君
本田 良一君
円より子君
本岡 昭次君
柳田 稔君
魚住裕一郎君

海野 義孝君
加藤 修一君
沢 たまき君
高野 博師君
続 訓弘君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
益田 洋介君
森本 晃司君
山本 保君
阿部 幸代君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
須藤美也子君
富樫 練三君
橋本 敦君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
山下 芳生君
吉川 春子君
日下部徳代子君
照屋 寛徳君
福島 瑞穂君
岩本 莊太君
田名部匡省君
松岡満壽男君
田村 秀昭君
戸田 邦司君
石井 一二君
島袋 宗康君
黒岩 秩子君
斎藤 十朗君
大森 礼子君
風間 昶君
白浜 一良君
但馬 久美君
鶴岡 洋君
浜四津敏子君
弘友 和夫君
松 あきら君
山下 栄一君
渡辺 孝男君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
笠井 亮君
小泉 親司君
大門美紀史君
西山登紀子君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君
吉岡 吉典君
大淵 絹子君
谷本 巍君
田 英夫君
山本 正和君
椎名 素夫君
高橋紀世子君
水野 誠一君
高橋 令則君
平野 貞夫君
佐藤 道夫君
西川よし君
中村 敦夫君
菅野 久光君

日程第六 関税定率法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
阿部 正俊君
有馬 朗人君
石渡 清元君
入澤 肇君
岩崎 純三君
上杉 光弘君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
扇 千景君
加藤 紀文君
狩野 安君
景山俊太郎君
釜本 邦茂君
龜井 郁夫君
河本 英典君
岸 宏一君
久世 公堯君
杵掛 哲男君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
陣内 孝雄君
末広まきこ君
鈴木 正孝君
関谷 勝嗣君
田村 公平君
武見 敬三君
月原 茂皓君
中川 義雄君
中島 眞人君
中原 爽君
成瀬 守重君
野沢 太三君
南野知恵子君
青木 幹雄君
石井 道子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩永 浩美君
上野 公成君
海老原義彦君
大島 慶久君
太田 豊秋君
岡野 裕君
加納 時男君
鹿熊 安正君
片山虎之助君
鎌田 要人君
龜谷 博昭君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒一君
倉田 寛之君
佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君
清水 達雄君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
世耕 弘成君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
鶴保 庸介君
中島 啓雄君
中曾根弘文君
仲道 俊哉君
西田 吉宏君
長谷川道郎君

橋本 聖子君	林 惠君	大森 礼子君	加藤 修一君
服部三男雄君	林 芳正君	風間 昶君	沢 たまき君
日出 英輔君	保坂 三蔵君	白浜 一良君	高野 博師君
星野 明市君	真鍋 賢二君	但馬 久美君	統 訓弘君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君	鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
水島 龍二君	三浦 一水君	濱四津敏子君	日笠 勝之君
宮崎 秀樹君	溝手 顯正君	弘友 和夫君	益田 洋介君
森田 次夫君	森下 博之君	松 あきら君	森本 晃司君
矢野 哲朗君	柳川 覺治君	山下 栄一君	山本 保君
山内 俊夫君	山崎 力君	渡辺 孝男君	大淵 絹子君
山下 善彦君	山下 英利君	日下部禮代子君	清水 澄子君
依田 智治君	山本 一太君	谷本 巍君	照屋 寛徳君
若林 正俊君	脇 雅史君	田 英夫君	福島 瑞穂君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	山本 正和君	岩本 莊太君
伊藤 基隆君	石田 美栄君	椎名 素夫君	田名部匡省君
今井 澄君	今泉 昭君	高橋紀世子君	松岡満壽男君
海野 徹君	江田 五月君	水野 誠一君	田村 秀昭君
岡崎トミ子君	小川 敏夫君	高橋 令則君	戸田 邦司君
川橋 幸子君	勝木 健司君	平野 貞夫君	石井 一二君
北澤 俊美君	木俣 佳文君	島袋 宗康君	西川きよし君
郡司 彰君	久保 巨君	黒岩 秩子君	中村 敦夫君
奥石 東君	小宮山洋子君	斎藤 十朗君	皆野 久光君
佐藤 雄平君	佐藤 泰介君		
高嶋 良充君	櫻井 充君		
千葉 景子君	谷林 正昭君		
寺崎 昭久君	角田 義一君		
直嶋 正行君	内藤 正光君		
長谷川 清君	羽田雄一郎君		
藤井 俊男君	福山 哲郎君		
本田 良一君	堀 利和君		
円より子君	松前 達郎君		
本岡 昭次君	峰崎 直樹君		
柳田 稔君	篠瀬 進君		
魚住裕一郎君	山下八洲夫君		

反対者氏名

阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	大門美紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	

賛成者氏名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
魚住 汎英君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
亀井 郁夫君	亀谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
杵掛 哲男君	倉田 寛之君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	斉藤 滋宣君
坂野 重信君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まさこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
成瀬 守重君	西田 吉宏君

野沢 太三君	野間 起君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	保坂 三蔵君
星野 明市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
水島 龍二君	宮崎 秀樹君
溝手 顯正君	森田 次夫君
森下 博之君	森田 哲朗君
柳川 覺治君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 善彦君
山下 英利君	依田 智治君
山本 一太君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	岡崎トミ子君
小川 敏夫君	川橋 幸子君
勝木 健司君	北澤 俊美君
木俣 佳文君	郡司 彰君
久保 巨君	奥石 東君
小宮山洋子君	佐藤 雄平君
佐藤 泰介君	高嶋 良充君
千葉 景子君	谷林 正昭君
寺崎 昭久君	角田 義一君
直嶋 正行君	長谷川 清君
藤井 俊男君	本田 良一君
円より子君	本岡 昭次君
柳田 稔君	魚住裕一郎君
山下八洲夫君	

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一) 投票者氏名

反对者氏名

〇名

海野 義孝君	大森 礼子君
加藤 修一君	風間 昶君
沢 たまき君	白浜 一良君
但馬 久美君	続 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	阿部 幸代君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
大門美紀史君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
烟野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 春子君
大淵 絹子君	日下部禮代子君
清水 澄子君	谷本 巍君
照屋 寛徳君	田 英夫君
山本 正和君	岩本 莊太君
椎名 素夫君	田名部匡省君
高橋紀世子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	黒岩 秋子君
中村 敦夫君	斎藤 十朗君
菅野 久光君	

日程第八 土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
日程第九 金融機関等有する根拠当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名 一八六名

阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
魚住 汎英君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
扇 千景君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
狩野 安君	鹿熊 安正君
景山俊太郎君	片山虎之助君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久世 公堯君	久野 恒一君
香掛 哲男君	倉田 寛之君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君
佐藤 泰三君	斉藤 滋宣君
坂野 重信君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
末広まきこ君	鈴木 政二君
鈴木 正孝君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君

成瀬 守重君	西田 吉宏君
野沢 太三君	野間 昶君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	畑 恵君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	保坂 三蔵君
星野 昴市君	真鍋 賢二君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳 覺治君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	依田 智治君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 良平君
浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 敏夫君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	川橋 幸子君
木俣 佳丈君	北澤 俊美君
久保 亘君	郡司 彰君
小宮山洋子君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	高嶋 良充君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 和利君	本田 良一君
松前 達郎君	円 より子君
峰崎 直樹君	本岡 昭次君
築瀬 進君	柳田 稔君

反对者氏名

山下八洲夫君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君
風間 昶君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
但馬 久美君	続 訓弘君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	益田 洋介君
松 あきら君	森本 晃司君
山下 栄一君	山本 保君
渡辺 孝男君	大淵 絹子君
井上 美代君	清水 澄子君
市田 忠義君	照屋 寛徳君
緒方 靖夫君	福島 瑞穂君
笠井 亮君	岩本 莊太君
小泉 親司君	田名部匡省君
大門美紀史君	松岡満壽男君
西山登紀子君	田村 秀昭君
烟野 君枝君	戸田 邦司君
林 紀子君	石井 一二君
宮本 岳志君	西川きよし君
吉岡 吉典君	中村 敦夫君
	菅野 久光君

二三名

日程第一〇 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡野 裕君
加藤 紀文君 加納 時男君
狩野 安君 鹿熊 安正君
景山俊太郎君 片山虎之助君
釜本 邦茂君 鎌田 要人君
龜井 郁夫君 龜谷 博昭君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 北岡 秀二君
久世 公堯君 倉田 寛之君
杵掛 哲男君 佐藤 昭郎君
鴻池 祥肇君 齊藤 滋宣君
佐藤 泰三君 清水 達雄君
坂野 重信君 須藤良太郎君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
末広まきこ君 鈴木 正孝君
鈴木 正孝君 関谷 勝嗣君
関谷 勝嗣君 田村 公平君
田村 公平君 武見 敬三君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
成瀬 守重君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君

一二一名

長谷川道郎君 橋本 聖子君
畑 恵君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
保坂 三蔵君 星野 明市君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
三浦 一水君 水島 裕君
溝手 顕正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君
柳川 覺治君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 依田 智治君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
脇 雅史君 魚住裕一郎君
海野 義孝君 大森 礼子君
加藤 修一君 風間 昶君
沢 たまき君 白浜 一良君
高野 博郎君 但馬 久美君
統 訓弘君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 益田 洋介君
松 あきら君 山下 栄一君
山本 保君 渡辺 孝男君
石井 一二君 西川きよし君
斎藤 十朗君

反対者氏名

足立 良平君 浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君 石田 美栄君
今井 澄君 今泉 昭君
海野 徹君 江田 五月君
江本 孟紀君 小川 敏夫君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
川橋 幸子君 木俣 佳丈君
北澤 俊美君 久保 亘君

八八名

日程第一一 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

阿部 正俊君 青木 幹雄君
有馬 朗人君 石井 道子君
石渡 清元君 市川 一朗君
入澤 肇君 岩城 光英君
岩崎 純三君 岩永 浩美君
上杉 光弘君 上野 公成君
魚住 汎英君 海老原義彦君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大野つや子君 太田 豊秋君
岡野 裕君 加藤 紀文君
加納 時男君 加納 安正君
鹿熊 安正君 片山虎之助君
片山虎之助君 鎌田 要人君
鎌田 要人君 龜谷 博昭君
龜谷 博昭君 木村 仁君
北岡 秀二君 倉田 寛之君
久野 恒一君 佐藤 昭郎君
倉田 寛之君 齊藤 滋宣君
佐藤 泰三君 清水 達雄君
坂野 重信君 須藤良太郎君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
末広まきこ君 鈴木 正孝君
鈴木 正孝君 関谷 勝嗣君
関谷 勝嗣君 田村 公平君
田村 公平君 武見 敬三君
月原 茂皓君 鶴保 庸介君
中川 義雄君 中島 啓雄君
中島 眞人君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
成瀬 守重君 野沢 太三君
野間 起君 南野知恵子君

二二一名

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その一) 投票者氏名

長谷川道郎君	橋本 聖子君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 明市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君	石田 美栄君
今井 澄君	今泉 昭君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小宮山洋子君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	櫻井 充君
高嶋 良充君	谷林 正昭君
千葉 景子君	角田 義一君
寺崎 昭久君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	福山 哲郎君
藤井 俊男君	堀 利和君
本田 良一君	松前 達郎君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
藁科 満治君	魚住裕一郎君
海野 義孝君	大森 礼子君

加藤 修一君	風間 昶君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君
阿部 幸代君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	笠井 亮君
小池 晃君	小泉 親司君
須藤美也子君	大門実紀史君
富樫 練三君	西山登紀子君
橋本 敦君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君
山下 芳生君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
日下部禮代子君	清水 澄子君
谷本 巍君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
山本 正和君	岩本 莊大君
椎名 素夫君	田名部匡省君
高橋紀世子君	松岡満壽男君
水野 誠一君	田村 秀昭君
高橋 令則君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	石井 一二君
佐藤 道夫君	島袋 宗康君
西川きよし君	黒岩 秩子君
中村 敦夫君	斎藤 十朗君
菅野 久光君	

日程第二一 住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
賛成者氏名	
阿部 正俊君	青木 幹雄君
有馬 朗人君	石井 道子君
石渡 清元君	市川 一朗君
入澤 肇君	岩城 光英君
岩崎 純三君	岩永 浩美君
上杉 光弘君	上野 公成君
魚住 汎英君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡野 裕君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	釜本 邦茂君
鎌田 要人君	亀井 郁夫君
龜谷 博昭君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
北岡 秀二君	久世 公堯君
久野 恒一君	杏掛 哲男君
倉田 寛之君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
齊藤 滋宣君	坂野 重信君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
須藤良太郎君	末広まさこ君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
野間 赳君	南野知恵子君
長谷川道郎君	橋本 聖子君

畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
保坂 三蔵君	星野 明市君
真鍋 賢二君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
三浦 一水君	水島 裕君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君
森山 裕君	矢野 哲朗君
柳川 覺治君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	海野 義孝君
伊藤 基隆君	加藤 修一君
今井 澄君	沢 たまき君
海野 徹君	高野 博師君
江本 孟紀君	統 訓弘君
岡崎トミ子君	浜田卓二郎君
川橋 幸子君	日笠 勝之君
北澤 俊美君	益田 洋介君
郡司 彰君	森本 晃司君
奥石 東君	山本 保君
佐藤 雄平君	阿部 幸代君
高嶋 良充君	池田 幹幸君
千葉 景子君	岩佐 恵美君
寺崎 昭久君	大沢 辰美君
直嶋 正行君	小池 晃君
長谷川 清君	須藤美也子君
藤井 俊男君	富樫 練三君
本田 良一君	橋本 敦君
円より子君	八田ひろ子君
本岡 昭次君	筆坂 秀世君
柳田 稔君	山下 芳生君
藁科 満治君	吉川 春子君
海野 義孝君	日下部禮代子君
	谷本 巍君

反对者氏名

五一名

照屋 寛徳君
福島 瑞穂君
高橋 令則君
平野 貞夫君
佐藤 道夫君
西川きよし君
田 英夫君
田村 秀昭君
戸田 邦司君
石井 一二君
島袋 宗康君
斎藤 十朗君

足立 良平君
伊藤 基隆君
今井 澄君
海野 徹君
江本 孟紀君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
北澤 俊美君
郡司 彰君
奥石 東君
佐藤 雄平君
高嶋 良充君
千葉 景子君
寺崎 昭久君
直嶋 正行君
長谷川 清君
藤井 俊男君
本田 良一君
円より子君
本岡 昭次君
柳田 稔君
薬科 満治君
田名部匡省君
松岡満壽男君
黒岩 秩子君
菅野 久光君

浅尾慶一郎君
石田 美栄君
今泉 昭君
江田 五月君
小川 敏夫君
勝木 健司君
木俣 佳文君
久保 亘君
小宮山洋子君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
谷林 正昭君
角田 義一君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
福山 哲郎君
堀 利和君
松前 達郎君
峰崎 直樹君
築瀬 進君
山下八洲夫君
椎名 素夫君
高橋紀世子君
水野 誠一君
中村 敦夫君

日程第一三 高齢者の居住の安定確保に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
賛成者氏名
阿部 正俊君
青木 幹雄君
二一名

有馬 朗人君
石渡 清元君
入澤 肇君
岩崎 純三君
上杉 光弘君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡野 裕君
加納 時男君
鹿熊 安正君
片山虎之助君
鎌田 要人君
龜谷 博昭君
木村 仁君
北岡 秀二君
久野 恒一君
倉田 寛之君
佐藤 昭郎君
齊藤 滋宣君
清水 達雄君
須藤良太郎君
鈴木 政二君
世耕 弘成君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
鶴保 庸介君
中島 啓雄君
中曾根弘文君
仲道 俊哉君
西田 吉宏君
野間 赳君
長谷川道郎君
畑 恵君
林 芳正君
保坂 三蔵君
真鍋 賢二君
石井 道子君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩永 浩美君
上野 公成君
海老原義彦君
大島 慶久君
太田 豊秋君
加藤 紀文君
狩野 安君
景山俊太郎君
釜本 邦茂君
亀井 郁夫君
河本 英典君
岸 宏一君
久世 公堯君
杵掛 哲男君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
坂野 重信君
陣内 孝雄君
末広まきこ君
鈴木 正孝君
関谷 勝嗣君
田村 公平君
武見 敏三君
月原 茂昭君
中川 義雄君
中島 眞人君
中原 爽君
成瀬 守重君
野沢 太三君
南野知恵子君
橋本 聖子君
服部三男雄君
星野 明市君
松谷蒼一郎君

松田 岩夫君
三浦 一水君
溝手 顕正君
森下 博之君
森山 裕君
柳川 覺治君
山崎 力君
山下 英利君
山本 一太君
若林 正俊君
足立 良平君
伊藤 基隆君
今井 澄君
海野 徹君
江本 孟紀君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
北澤 俊美君
郡司 彰君
奥石 東君
佐藤 雄平君
高嶋 良充君
千葉 景子君
寺崎 昭久君
直嶋 正行君
長谷川 清君
藤井 俊男君
本田 良一君
円より子君
本岡 昭次君
柳田 稔君
薬科 満治君
海野 義孝君
加藤 修一君
沢たまき君
高野 博師君
統 訓弘君
浜田卓二郎君
松村 龍二君
水島 裕君
宮崎 秀樹君
森田 次夫君
矢野 哲朗君
山内 俊夫君
山崎 正昭君
山下 善彦君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
石田 美栄君
今泉 昭君
江田 五月君
小川 敏夫君
勝木 健司君
木俣 佳文君
久保 亘君
小宮山洋子君
佐藤 泰介君
櫻井 充君
谷林 正昭君
角田 義一君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
福山 哲郎君
堀 利和君
松前 達郎君
峰崎 直樹君
築瀬 進君
山下八洲夫君
魚住裕一郎君
大森 礼子君
風間 昶君
白浜 一良君
但馬 久美君
鶴岡 洋君
浜四津敏子君

反对者氏名

〇名

日笠 勝之君
益田 洋介君
森本 晃司君
山本 保君
阿部 幸代君
池田 幹幸君
岩佐 恵美君
大沢 辰美君
小池 晃君
須藤美也子君
富樫 練三君
橋本 敦君
八田ひろ子君
筆坂 秀世君
山下 芳生君
吉川 春子君
日下部禮代子君
谷本 巍君
田 英夫君
山本 正和君
椎名 素夫君
高橋紀世子君
水野 誠一君
高橋 令則君
平野 貞夫君
佐藤 道夫君
西川きよし君
中村 敦夫君
菅野 久光君
弘友 和夫君
松 あきら君
山下 栄一君
渡辺 孝男君
井上 美代君
市田 忠義君
緒方 靖夫君
笠井 亮君
小泉 親司君
大門実紀史君
西山登紀子君
畑野 君枝君
林 紀子君
宮本 岳志君
吉岡 古典君
大淵 絹子君
清水 澄子君
照屋 寛徳君
福島 瑞穂君
岩本 莊太君
田名部匡省君
松岡満壽男君
田村 秀昭君
戸田 邦司君
石井 一二君
島袋 宗康君
黒岩 秩子君
斎藤 十朗君

官報 号外

平成十三年三月三十日

○第五百一十一回 参議院會議録第十四号(その二)

(本号(その二)参照)

審査報告書

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十八日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 笠井 亮
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、沖繩の観光の振興に資するため、輸入品を携帯して沖繩から出城する場合における関税の払戻し措置を免税措置に改めようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二)

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案
金融公庫法の一部を改正する法律案

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の八の見出し中「払戻し」を「免除」に改

め、同条中「移出された」を「移出される」に、「当該物品について納付された関税に相当する金額を払い戻すものとする」を「その関税を免除する」に改める。

附則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

審査報告書

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。

た。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十八日

災害対策特別委員長 白浜 一良
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の有効期限を平成十八年三月三十一日までとする等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

地震防災緊急事業の国庫補助金として、平成十三年度約一兆九百五十億円が見込まれているが、このうち、本法施行に伴う国の負担又は補助の特例等による支出額の増分として、平成十三年度約五十七億円が見込まれる。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

法律

地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「最初に作成されたものに限る。」及び「当該計画期間内の各年度分の事業としてを削る。」

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

(地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の失効)

2 第四条(別表第一及び別表第二を含む。以下同じ。)の規定は、平成十八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成十八年度以降に繰り越されるものについては、第四条の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

農林水産委員長 太田 豊秋
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、酪農の健全な発達に資するため、農林漁業金融公庫が行う乳業者に対する牛

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案 恩給法等の一部を改正する法律案

乳の処理又は乳製品の製造に必要な施設についての長期低利の資金の融通に関する臨時措置を更に五年間延長するとともに、本臨時措置の対象として牛乳又は乳製品の流通に必要な施設を加えようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、特に費用を要しない。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案
農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第三条の規定による集約酪農地域又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第三条の規定による集約酪農地域又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第八十二号)第三条の規定による集約酪農地域の区域若しくは、区域内において牛乳の処理又は酪農(以下この項において「集約酪農地域等の区域」という。)内において牛乳の処理若しくは、又は取得をする場合(当該区域を若しくは取得をする場合(集約酪農地域等の区域)に、「同法第三条の規定による集約酪農

地域又は同法第二条の四第三項において準用する同法第二条の第三項の規定による協議が調った酪農に関する事項を含む市町村計画が作成された市町村の区域を「集約酪農地域等の区域」に改め、「含む」の下に「又は牛乳若しくは乳製品の流通に必要な施設(主として集約酪農地域等の区域内において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設(集約酪農地域等の区域外において牛乳を処理し、又は乳製品を製造する施設であつて、当該施設において処理又は加工される牛乳の相当部分が集約酪農地域等の区域内において生産される牛乳であるものを含む)において処理された牛乳又は製造された乳製品を取り扱うものに限る。の改良、造成若しくは取得をする場合」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

総務委員長 溝手 顕正
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、普通恩給及び扶助料の最低保障額の一部の引上

げ等を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算に、九億七千三百万円が計上されている。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十六日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五條第二項及び第七十五條第二項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八條第一項中「平成十二年四月分」を「平成十三年四月分」に改め、同項の表中「五六六、四〇〇円」を「五六七、四〇〇円」に、「三九

八、〇〇〇円」を「三九九、〇〇〇円」に改め、同条第四項中「平成十二年三月三十一日」を「平成十三年三月三十一日」に改める。

第三条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三條第三項中「六万六千円」を「七万二千円」に、「二万四千円」を「三万六千円」に改める。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十四條第二項中「十四万二千二百円」を「十四万五千二百円」に改める。

附則第十五條第二項中「三十九万九千五百円」を「四十万二千円」に、「二十九万九千六百円」を「三十万五千五百円」に改め、同条第四項中「九万三千九百十円」を「九万六千三百十円」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(傷病恩給の年額の改定)

第二条 扶養家族に係る年額の加給をされた増加恩給又は特例傷病恩給については、平成十三年四月分以降、その加給の年額を、それぞれ改正後の恩給法第六十五條第二項(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第一百五十五号)附則第二十二條第三項ただし書において準用す

る場合を含む。又は改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)附則第十三条第三項の規定によって算出して得た年額に改定する。

(扶助料等の年額の改定)

第三条 扶養遺族に係る年額の加給をされた扶助料については、平成十三年四月以降、その加給の年額を、改正後の恩給法第七十五条第二項の規定によって算出して得た年額に改定する。

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号。次条において「法律第五十一号」という。)附則第十四条第二項の規定による年額の加算をされた扶助料については、平成十三年四月分以降、その加算の年額を、改正後の同項に規定する年額に改定する。

第五条 傷病者遺族特別年金については、平成十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第五十一号附則第十五条の規定によって算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第六条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

審査報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

総務委員長 溝手 顯正
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、日本放送協会の平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものである。

これらの収支予算等によれば、一般勘定の事業収入は六千六百三十億円、事業支出は六千五百二億円であり、事業収支差金は百二十七億円である。この事業収支差金は、八十九億円を債務償還に充当し、三十七億円を建設積立資産に繰り入れることとしている。

また、事業計画においては、社会のよりどころとなる公正な報道と多様で質の高い放送番組の放送、衛星デジタル放送の普及促進と新しい放送技術の研究開発等への積極的取組、新たな放送文化の創造、業務全般にわたる改革とその実行の一層の推進、効率的な業務運営の徹底、受信契約の増加と受信料の確実な収納等に重点を置いている。

これら収支予算等は、いずれも同協会の事業運営上妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

附帯決議

政府並びに日本放送協会は、次の事項の実施に努めるべきである。

一、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、放送の不偏不党、真実及び自律を一層確保するとともに、放送倫理の確立と徹底を図り、人権に配慮した、正確かつ公正な報道と青少年の健全育成に資する豊かな情操を養う放送番組の提供に努めること。

二、協会は、その主たる経営財源が受信料であることに鑑み、受信料制度への国民の一層の理解促進を図り、負担の公平を期するため、受信契約の確実な締結と収納の確保に努めるとともに、デジタル放送の普及、放送サービスの進展状況等を勘案しつつ、受信料体系の在り方について検討を進めること。

三、協会は、視聴者の一層の理解と協力が得られるよう、経営全般にわたる抜本的な見直しに取り組み、業務運営の効率化によって経費の節減にさらに努めること。

また、視聴者に対する説明責任を十全に果たし、事業運営の透明性を確保するため、本年七月から実施する情報公開に当たっては情報公開基準の適切な運用に努めること。

四、協会は、放送法の趣旨及び協会の公共性にかんがみ、関連団体等の業務の在り方等について検討を行い、また、関連団体等との連結決算の早期導入に向けた取組を進めること。

五、地上デジタル放送の円滑な導入に向け、デジ

タル化について視聴者への周知を図るための広報活動等を強化するとともに、アナログ周波数の変更対策については、視聴者の理解と協力の下に実施すること。

六、障害者や高齢者向けの字幕・解説放送等情報バリアフリー化に資する放送番組を一層拡充すること。

七、我が国に対する理解と国際間の交流を促進し、海外在留日本人への情報提供を充実させるため、映像を含む国際放送をさらに拡充すること。

八、協会は、地域に密着した放送番組の充実・強化を図るとともに、地域から全国への情報発信を一層推進するよう努めること。

九、情報通信技術の急速な進歩に伴う通信と放送の融合の進展等、放送を取り巻く環境の大きな変化に対応し、放送の公共性の確保、公共放送の使命・役割等、放送制度に関する見直しについて検討すること。

右決議する。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第37条第2項の規定に基づき、別冊日本放送協会平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画

平成13年度収支予算

予算総則

- 第1条 日本放送協会(以下「協会」という。)の平成13年度収支予算の収入及び支出を別表第1収支予算書のとおり定める。
- 第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の額は、別表第2に定める契約種別及び支払区分に応じ、別表第3に掲げるとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の額は、特別契約を除き、特別措置として、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、事業所等で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を合わせて10件以上契約した者が、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、前二項に定める受信料の額から別表第5に掲げる額を減ずることとする。ただし、次項の規定による場合を除く。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、協会が定める要件を備えた団体の構成員で衛星カラー契約、衛星普通契約又は特別契約を締結した者が15名以上ままとり、団体としてその代表者を通じ、一括して口座振替又は継続振込により支払う場合は、第1項及び第2項に定める訪問集金による受信料の額から別表第6に掲げる額を減ずることとする。
- 第3条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。
- 第4条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、相互に流用することができる。ただし、給与については、退職手当・厚生費と相互に流用する場合を除いては、他の項と相互に流用することができない。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなった場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と相互に流用することができる。
- 第5条 本予算中、資本支出において年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。
- 2 前年度予算総則第5条による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。
- 第6条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。
- 2 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。
- 第7条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出若しくは特別支出、又は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。
- 第8条 前年度の決算において、後期繰越金が前年度予算で予定した額に比し増加したときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を放送債券若しくは長期借入金の減額、又は

は長期借入金の返還若しくは設備の新設、改善に充てることができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送及び選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送及び選挙放送に係る経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連する調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究等に関連する経費の支出に充てることができる。

第12条 建設積立資産繰入れに予定した特別収入の額が、予算額に比し増減するときは、建設積立資産繰入れの額を増減する。

別表第1

(一般勘定)
(事業収支)
平成13年度収支予算書

(単位 千円)

款		項	金 額
事業収入	受交副財雑特	信 金 収 入	663,019,731
		料 入	641,432,174
		2,150,306	
		7,130,000	
		4,482,251	
事業支出	国内際放送策	費 費 費 費 費	7,325,000
		650,290,399	
		275,349,289	
		6,830,916	
		63,262,114	
事業収支差金	職 手 当 厚 生 費 費 費 費 費	2,165,941	
		3,468,949	
		9,624,948	
		142,902,449	
		56,246,030	
	退 一 減 財 特 予	14,868,006	
		49,820,000	
		17,438,757	
		5,323,000	
		3,000,000	
			12,729,332

事業収支差金の内訳 (単位 千円)

資 本	支 出	充 当	12,729,332
債 務	債 権	繰 入	8,985,000
建 設	積 立	資 産	3,744,332

(資本収支) (単位 千円)

款 収 入	項	金 額
資 本	出	101,379,332
出	事業収支差金受入れ	12,729,332
	減価償却資産受入れ	49,820,000
	資産売却収入	3,180,754
	放送債権還立資産戻入	9,120,000
	建設債権還立資産戻入	10,256,818
	建設債権還立資産戻入	10,000,000
	長期借入金	6,272,428
資 本	出	101,379,332
	建設債権還立資産繰入れ	77,700,000
	放送債権還立資産繰入れ	1,830,000
	放送債権還立資産繰入れ	4,400,000
	建設債権還立資産繰入れ	3,744,332
	長期借入金返還金	9,120,000
	長期借入金返還金	4,585,000
資 本	収 支 差 金	0

事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常収入は、6,556億9,473万1千円、事業支出から特別支出を除いた経常支出は、6,449億6,739万9千円であり、経常収支差金は、107億2,733万2千円である。

(受託業務等勘定)

(事業収支)

(単位 千円)

款 収 入	項	金 額
事 業	受 託 業 務 等 収 入	789,000
事 業	受 託 業 務 等 収 入	789,000
支 出	受 託 業 務 等 費	692,000
	受 託 業 務 等 費	656,000

事業収支差金	36,000
事業収支差金	97,000

事業収支差金9,700万円と受託業務等費の間接経費6億3,000万円を合わせた7億2,700万円を一般勘定の副次収入に繰り入れる。

別表第2 契約種別・支払区分

カ ラ ー 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信を除き、地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
普 通 契 約	衛星系によるテレビジョン放送の受信及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約
衛 星 カ ラ ー 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約
衛 星 普 通 契 約	衛星系及び地上系によるテレビジョン放送のカラー受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の白黒受信を含む放送受信契約
特 別 契 約	地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による難視聴地域又は列車、電車その他営業用の移動体において、地上系によるテレビジョン放送の受信を除き、衛星系によるテレビジョン放送の受信を含む放送受信契約

支払区分

訪 問 集 金	協会の集金取次者への支払など口座振替及び継続振込以外の方法による支払
口 座 振 替	協会の指定する金融機関に設定する預金口座、通常郵便貯金等から、協会の指定日に自動振替によって行う支払
継 続 振 込	協会の指定する金融機関、郵便局等において、協会の指定する支払期日までに継続して払込むことによって行う支払

別表第3 受信料額

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6か月前払額	12か月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,395円	7,950円	15,490円
	口 座 振 替	1,345円	7,650円	14,910円
普 通 契 約	訪 問 集 金	905円	5,190円	10,130円
	口 座 振 替	855円	4,890円	9,550円

ただし、衛星カラー契約の契約件数が97件、98件又は99件である場合は、100件として受信料の額を算定する。

別表第6 団体一括支払における割引額

契 約 種 別	割 引 額
衛 星 カ ラ ー 契 約	すべての契約件数を対象に、 契約件数1件あたり 月額 250円
衛 星 普 通 契 約	
特 別 契 約	

衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	2,340円	13,390円	26,100円
	口 座 振 替 込	2,290円	13,090円	25,520円
衛 星 普 通 契 約	訪 問 集 金	1,850円	10,630円	20,740円
	口 座 振 替 込	1,800円	10,330円	20,160円
特 別 契 約	訪 問 集 金	1,055円	6,030円	11,760円
	口 座 振 替 込	1,005円	5,730円	11,180円

別表第4 受信料額(沖縄県)

契 約 種 別	支 払 区 分	月 額	6ヵ月前払額	12ヵ月前払額
カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	1,240円	7,110円	13,860円
	口 座 振 替 込	1,190円	6,810円	13,280円
普 通 契 約	訪 問 集 金	750円	4,350円	8,500円
	口 座 振 替 込	700円	4,050円	7,920円
衛 星 カ ラ ー 契 約	訪 問 集 金	2,185円	12,550円	24,470円
	口 座 振 替 込	2,135円	12,250円	23,890円
衛 星 普 通 契 約	訪 問 集 金	1,695円	9,790円	19,110円
	口 座 振 替 込	1,645円	9,490円	18,530円

別表第5 多数契約一括支払における割引額

契約種別ごとの契約件数	契約種別ごとの全契約を対象に1件あたり減ずる月額	
	衛 星 カ ラ ー 契 約	衛 星 普 通 契 約
50件未満	200円	90円
50件以上100件未満	230円	
100件以上	300円	

平成13年度事業計画

1 計画概説

21世紀を迎え、放送の世界は、デジタル化の潮流の中で、大きな変革の波に直面している。このような状況のもと、平成13年度の日本放送協会の事業運営にあたっては、公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の要望にこたえ、社会のよりどころとなる公正な報道と多様で質の高い放送番組の放送を行うとともに、衛星デジタル放送の普及促進や新しい放送技術の研究開発等に積極的に取り組み、新たな放送文化の創造を目指す。

あわせて、協会の主たる経営財源が視聴者の負担する受信料であることを深く認識し、業務全般にわたる改革とその実行を一層推進し、効率的な業務運営を徹底するとともに、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努め、視聴者に理解され、かつ、信頼される公共放送を実現していく。

(1) テレビジョン、ラジオ放送とも全国あまねく受信できるよう、テレビジョン放送局、中波放送局及びFM放送局の建設を行うとともに、ハイビジョン放送充実のための設備の整備及び老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新整備等を行う。

(2) 放送番組については、多様な視聴者の要望にこたえて、番組の充実を図り、公共放送の使命に徹し、信頼感のある公正で的確なニュース・情報番組及び人々の共感を呼ぶ豊かで潤いのある番組の放送に努めるとともに、地域に密着した放送サービス及び障害者や高齢者に向けた放送サービスの充実を図る。

また、第19回参議院議員通常選挙及び第19回冬季オリンピック・ソルトレークシナイ大会の放送番組を特別編成する。

(3) 国際間の相互理解と国際交流に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送の充実を図る。

(4) 受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図り、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

(5) 協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、広報活動を積極的に推進するとともに、視聴者の意向の把握と反映に努める。また、情報公開に積極的に取り組む。

(6) 調査研究については、デジタル放送技術等新しい放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究の積極的推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、我が国の放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、業務の効率的な運営を一層積極的に推進して、能率の向上を図る。また、給与については、適正な水準の維持を図る。 (8) 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う法人等に対し、出資を行う。 (9) 放送法第9条第3項に基づき実施する会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において積極的に実施する。 (10) 地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。	3 事業運営計画 (1) 国内放送 ア テレビジョン放送については、総合放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、災害等緊急時の放送に万全を期するとともに、基幹的な総合波として国民生活に不可欠なニュース・情報番組、文化・教養番組及び娯楽番組などの調和ある編成を行う。 番組内容については、内外の諸情勢に迅速かつ的確に対応するため、ニュース・情報番組の充実を図る。あわせて、21世紀の諸課題に取り組む大型企画番組や視聴者とのふれあいを大切にした公開参加番組など多様な視聴者の要望にこたえる多彩で質の高い番組の編成を行う。 教育放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、未来を担う青少年少女に向けた番組をさらに強化するとともに、学校放送番組、福祉番組及び生活実用番組等の充実を図る。 衛星放送については、デジタルハイビジョン放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース、スポーツをはじめ紀行・自然・芸能・文化などの多彩な分野で、高画質・高音質のハイビジョンの特性を生かした番組を積極的に編成し、その普及促進を図る。衛星第1テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、世界と日本の動きを機動的に伝えるニュース・情報番組や視聴者の関心の高い内外のスポーツ番組を中心とした編成を行う。衛星第2テレビジョンは、1日24時間を基本とした放送時間とし、難視聴解消を目的とする放送を行うとともに、公開番組や地域に密着した番組の充実を図るなど、文化・娯楽番組を中心とした編成を行う。
2 建設計画 建設計画については、新放送施設の整備に19億5,800万円、テレビジョン、ラジオ放送網の整備に123億8,800万円、演奏所の整備に136億800万円、放送番組設備の整備に248億2,900万円、研究設備の整備等に249億1,700万円、総額777億円をもって施行する。 (1) 新放送施設整備計画 衛星デジタル放送設備など衛星放送設備の整備を行うほか、地上デジタル放送に向けての諸準備を行う。 これらに要する経費は、19億5,800万円である。 (2) テレビジョン放送網整備計画 外国電波混信による難視聴地域に対し、補完的に、テレビジョン放送局を建設する。また、県域放送のためのテレビジョン放送局建設の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、99億1,900万円である。 (3) ラジオ放送網整備計画 外国電波混信等に対する受信改善を図るため、中波放送局及びFM放送局を建設する。また、老朽の著しいラジオ放送設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、24億6,900万円である。 (4) 演奏所整備計画 放送会館については、大阪放送会館の建設を完了するとともに、北九州放送会館の建設を継続する。また、山口、福島など老朽の著しい放送会館を整備するための諸準備を行う。 これらに要する経費は、136億800万円である。 (5) 放送番組設備整備計画 ハイビジョン放送充実のための設備の整備を行うとともに、非常災害時における緊急報道機能の確保などを図るため、ニュース・番組の制作送出設備の整備を行う。また、地域放送の充実のための設備の整備を行うほか、老朽の著しい放送番組設備の更新等を行う。 これらに要する経費は、248億2,900万円である。 (6) 研究施設、一般施設整備計画 放送技術研究所の建設を完了するとともに、新しい放送技術の開発のための研究設備の整備を行う。また、NHKアーカイブスの建設を継続するほか、宿舍等の整備を行う。 これらに要する経費は、216億7,400万円である。 (7) 建設管理 建設計画の施行に共通して要する経費は、32億4,300万円である。	ハイビジョン放送においては、デジタルハイビジョン放送と同じ内容の番組を同時に放送する。また、デジタル衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンにおいては、それぞれ衛星第1テレビジョン及び衛星第2テレビジョンと同じ内容の番組を同時に放送する。 ラジオ放送については、第1放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、ニュース・生活情報を中心に多様な情報をきめ細かく提供するとともに、災害など緊急報道に迅速かつ的確に対応するため柔軟な編成を行う。第2放送は、1日20時間を基本とした放送時間とし、語学を中心とした講座番組や多様な教養番組等の生涯学習番組の一層の充実を図るとともに、外国語によるニュース等の在日外国人向けの番組を編成する。FM放送は、1日24時間を基本とした放送時間とし、高音質の特性を生かして、クラシック音楽をはじめ多様な分野の音楽番組を中心に編成する。 地域放送については、それぞれの地域に密着したきめ細かなニュースや生活情報の提供と地域の課題に取り組む番組の充実に努める。放送時間は、総合放送で1日2時間30分、第1放送で1日2時間30分、FM放送で1日1時間50分を基本とする。また、地域から全国への情報発信を積極的に推進する。 補完放送については、テレビジョン文字放送及びFM文字放送を行うとともに、衛星デジタル放送において、データ放送を行うほか、テレビジョン放送の一部の番組について、字幕放送、ステレオ放送、2か国語放送及び解説放送を行う。テレビジョン文字放送及びFM文字放送においては、ニュース等の各種情報を提供する。データ放送においては、デジタルの特性を生かしたサービスを行う。字幕放送においては、ニュースの字幕放送を新たな時間帯でも実施するなど聴覚障害者向けの放送を行い、解説放送においては、視覚障害者向けの放送を行う。

海外への番組提供については、日本から世界に向けた映像情報の発信とともに、海外の日本人への情報提供を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成にあわせ、学校教育の場や生涯学習活動への利用促進を図る。

これらに要する経費は、番組制作に1,958億8,178万4千円、番組の編成企画等に153億1,979万2千円で、総額2,107億1,577万6千円である。

放送施設の運用維持については、良好な電波送信の安定確保に努めるとともに、設備の増加に对应し、効率的な保守運用を図る。

これらに要する経費は、646億4,771万3千円である。

以上により、国内放送費総額は、2,753億4,928万9千円となり、前年度2,676億7,669万5千円に対して、76億7,259万4千円の増額となる。

(2) 国際放送

日本の実情を迅速かつ的確に諸外国へ伝え、国際間の相互理解と諸外国との経済・文化交流の一層の促進に貢献するとともに、海外の日本人に多様な情報を的確に伝えるため、テレビジョン国際放送及びラジオ国際放送を実施する。

テレビジョン国際放送については、1日24時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。このほか、北米及び欧州向けの放送をそれぞれ1日7時間程度の放送時間で実施する。

ラジオ国際放送については、1日65時間の放送時間とし、ニュース・情報番組の充実を図る。これらに要する経費は、総額68億3,091万6千円となり、前年度72億8,439万3千円に対して、4億5,347万7千円の減額となる。

(3) 契約収納

受信料負担の公平を期するため、受信料制度に対する理解促進を図るとともに、効果的・効率的な営業活動を行い、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。

これらに要する経費は、総額632億6,211万4千円となり、前年度624億448万2千円に対して、8億5,763万2千円の増額となる。

(4) 受信対策

受信障害の複雑化、広域化など受信環境の変化に即応した受信サービス活動を展開するとともに、衛星デジタル放送受信を促進するための積極的な普及活動を行う。

これらに要する経費は、総額21億6,594万1千円となり、前年度21億688万5千円に対して、5,905万6千円の増額となる。

(5) 広報

協会に対する視聴者の理解と信頼を一層深めるため、多様で効果的な経営広報を展開するとともに、視聴者との交流・対話活動を強化するなど、視聴者の意向の把握とその業務への反映に努める。また、財務及び業務の状況について、情報公開に積極的に取り組む。

これらに要する経費は、総額34億6,894万9千円となり、前年度32億9,127万円に対して、1億7,767万9千円の増額となる。

(6) 調査研究

放送技術については、デジタル放送技術の研究開発やニュー音声の自動字幕化の精度向上と高速化の研究をさらに推進するほか、放送技術発展のための基礎研究等を行う。放送番組に関し

ては、番組視聴状況調査を実施するなど視聴者の意向の的確な把握を行うとともに、放送番組の向上に寄与する調査研究を行う。

これらに要する経費は、総額966億2,494万8千円となり、前年度91億8,215万4千円に対して、4億4,279万4千円の増額となる。

(7) 給与

給与については、適正な水準の維持を図る。

これに要する経費は、総額1,429億244万9千円となり、前年度1,452億1,939万5千円に対して、23億1,694万6千円の減額となる。

(8) 退職手当及び福利厚生

退職手当及び福利厚生については、退職年金拠出金の増等により、総額562億4,603万円となり、前年度539億2,908万4千円に対して、23億1,694万6千円の増額となる。

(9) 一般管理

一般管理については、大阪放送会館の移転経費の増等により、総額148億5,800万6千円となり、前年度145億7,470万6千円に対して、2億8,330万円の増額となる。

(10) 受託業務等

受託業務等については、会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等を行う。これらに係る収入は7億8,900万円、支出は6億9,200万円である。

(11) その他

地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を実施する。これに係る収入は特別収入23億円、支出は特別支出23億円である。

4 受信契約件数

(1) カラー契約

ア 有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度	初頭契約件数	24,991,000	25,232,000	△	241,000
年度	内新規契約件数	2,196,000	2,154,000	△	42,000
年度	内解約件数	2,536,000	2,395,000	△	141,000
年度	内増加契約件数	△	241,000	△	99,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度	初頭免除件数	995,000	967,000	△	28,000
年度	内新規免除件数	65,000	70,000	△	5,000
年度	内解約件数	41,000	42,000	△	1,000
年度	内増加免除件数	24,000	28,000	△	4,000

(2) 普通契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭契約件数	数	480,000	539,000	△	59,000
年度内新規契約件数	数	0	2,000	△	2,000
年度内解約件数	数	60,000	61,000	△	1,000
年度内増加契約件数	数	△	59,000	△	1,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭免除件数	数	68,000	71,000	△	3,000
年度内新規免除件数	数	2,000	2,000		0
年度内解約件数	数	6,000	5,000		1,000
年度内増加免除件数	数	△	3,000	△	1,000

(3) 衛星カラー契約
ア 有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭契約件数	数	10,673,000	9,972,000		701,000
年度内新規契約件数	数	1,330,000	1,199,000		131,000
年度内解約件数	数	560,000	498,000		62,000
年度内増加契約件数	数	770,000	701,000		69,000

イ 受信料免除見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭免除件数	数	45,000	41,000		4,000
年度内新規免除件数	数	7,000	8,000	△	1,000
年度内解約件数	数	3,000	4,000	△	1,000
年度内増加免除件数	数	4,000	4,000		0

(4) 衛星普通契約
有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭契約件数	数	42,000	43,000	△	1,000
年度内新規契約件数	数	0	1,000	△	1,000
年度内解約件数	数	0	2,000	△	2,000
年度内増加契約件数	数	0	1,000		1,000

(5) 特別契約

有料契約見込件数

区	分	平成13年度	平成12年度	増	減
年度初頭契約件数	数	13,000	13,000		0
年度内新規契約件数	数	0	2,000	△	2,000
年度内解約件数	数	0	2,000	△	2,000
年度内増加契約件数	数	0	0		0

(参考1)

有料契約見込総数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	衛星普通契約	特別契約	合計
年度初頭契約件数	数	24,991,000	480,000	10,673,000	42,000	13,000	36,199,000
年度内増加契約件数	数	△ 340,000	60,000	770,000	0	0	370,000
年度内解約件数	数	24,651,000	420,000	11,443,000	42,000	13,000	36,569,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	カラー契約	普通契約	衛星カラー契約	合計
年度初頭契約件数	数	253,000	7,000	53,000	313,000
年度内増加契約件数	数	1,000	0	4,000	5,000
年度内解約件数	数	254,000	7,000	57,000	318,000

(参考2)

支払区分別受信契約件数

(1) カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	3,909,000	20,216,000	866,000	24,991,000
年度	内増加契約件数	△ 42,000	△ 250,000	△ 48,000	△ 340,000
年度	末契約件数	3,867,000	19,966,000	818,000	25,651,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	180,000	70,000	3,000	253,000
年度	内増加契約件数	0	1,000	0	1,000
年度	末契約件数	180,000	71,000	3,000	254,000

(2) 普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	111,000	346,000	23,000	480,000
年度	内増加契約件数	△ 18,000	△ 40,000	△ 2,000	△ 60,000
年度	末契約件数	93,000	306,000	21,000	420,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	合 計
年度	初頭契約件数	7,000	7,000
年度	内増加契約件数	0	0
年度	末契約件数	7,000	7,000

(3) 衛星カラー契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	680,000	9,303,000	690,000	10,673,000
年度	内増加契約件数	20,000	600,000	150,000	770,000
年度	末契約件数	700,000	9,903,000	840,000	11,443,000

上記のうち沖縄県の区域における受信契約件数

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	16,000	35,000	2,000	53,000
年度	内増加契約件数	0	4,000	0	4,000
年度	末契約件数	16,000	39,000	2,000	57,000

(4) 衛星普通契約

区	分	訪問集金	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	7,000	34,000	1,000	42,000
年度	内増加契約件数	0	0	0	0
年度	末契約件数	7,000	34,000	1,000	42,000

(5) 特別契約

区	分	口座振替	継続振込	合 計
年度	初頭契約件数	8,000	5,000	13,000
年度	内増加契約件数	0	0	0
年度	末契約件数	8,000	5,000	13,000

5 要員計画

区 分	要 員 数
事業運営関係	12,072人
建設	196
合 計	12,268

要員数については、業務の効率化を積極的に推進することとし、年度内190人の純減を見込んだものである。

平成13年度資金計画

1 資金計画の概要

平成13年度収支予算及び事業計画に基づく本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額7,575億5,963万5千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額7,599億7,832万5千円をもって施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算6,414億3,217万4千円から年度内に収納に至らないものを控除した受信料収納額6,389億1,452万6千円を予定する。

放送債券については、100億円、長期借入金については、62億7,242万8千円を予定する。

このほか、固定資産売却代金50億7,000万円、放送債券償還積立資産の戻入れ91億2,000万円、建設積立資産の戻入れ102億5,681万8千円、国際放送関係等交付金収入21億5,030万6千円、有価証券の売却572億5,700万円、受取利息その他の入金185億1,855万7千円を見込む。

以上により入金額は、総額7,575億5,963万5千円である。

3 出金の部

事業経費5,747億864万2千円、建設経費777億円、放送債券の償還91億2,000万円、長期借入金の返還45億8,500万円、出資18億3,000万円、放送債券償還積立資産への繰入れ44億円、建設積立資産への繰入れ37億4,433万2千円、有価証券の購入573億円、支払利息その他の出金265億9,035万1千円を合わせ出金額は、総額7,599億7,832万5千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の四半期別見込は、下表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合 計
1 前期末資金有高	54,216,000	85,784,652	62,627,013	96,978,101	—
2 入 金	221,835,793	126,934,482	235,938,527	172,850,833	757,559,635
受 信 料	213,293,882	115,967,489	208,122,807	101,530,348	638,914,526
放 送 債 券	0	0	10,000,000	0	10,000,000
長 期 借 入 金	0	0	0	6,272,428	6,272,428
固定資産売却代金	676,209	139,727	4,114,338	139,726	5,070,000
放送債券償還積立資産戻入れ	0	0	0	9,120,000	9,120,000
建設積立資産戻入れ	0	0	0	10,256,818	10,256,818
交付金収入	497,201	658,700	498,509	495,896	2,150,306
有価証券売却	3,580,000	7,400,000	8,394,000	37,883,000	57,257,000
受取利息その他の入金	3,788,501	2,768,566	4,808,873	7,152,617	18,518,557
3 出 金	190,267,141	150,092,121	201,587,439	218,031,624	759,978,325
事業経費	143,176,805	122,098,793	154,296,712	155,136,332	574,708,642
建設	7,670,781	14,482,543	19,377,748	36,168,928	77,700,000
放送債券償還	0	0	0	9,120,000	9,120,000
長期借入金返還	4,585,000	0	0	0	4,585,000
出 資	1,355,000	475,000	0	0	1,830,000
放送債券償還積立資産繰入れ	0	0	0	4,400,000	4,400,000
建設積立資産繰入れ	0	0	0	3,744,332	3,744,332
有価証券購入	28,500,000	6,800,000	21,000,000	1,000,000	57,300,000
支払利息その他の出金	4,979,555	6,235,785	6,912,979	8,462,032	26,590,351
4 期末資金有高	85,784,652	62,627,013	96,978,101	51,797,310	—

日本放送協会平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成13年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

平成十三年 2 月

総 務 大 臣

日本放送協会平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の平成十三年度収支予算、事業計画及び資金計画は、業務の効率化に努めつつ、必要な施策を計画しており、適当なものと認める。

なお、近年の我が国の放送を取り巻く環境は、放送のデジタル化による多メディア・多チャンネル化等に伴い、放送市場の成長・競争の進展、視聴者の選択の幅の飛躍的な拡大、デジタル放送における限定受信方式(CAS)の導入等、大きく変化しつつある。

このような状況の下、21世紀を迎えた今、受信料により維持運営される協会は自らに期待される役割を十分に自覚し、放送の全国普及、豊かで良い番組の放送、我が国の放送及びその受信の進歩発達への貢献等、公共放送としての使命を積極的に果たすとともに、受信料の公平負担を一層徹底することとが必要である。このため、協会は、事業計画等の実施に当たって特に下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会が受信料を財源とする公共放送として存続していくためには受信料の公平負担が前提であることから、受信契約の締結及び受信料の収納を徹底し、未契約世帯解消に向けた特段の取組を行うこと。
- 2 平成十三年12月の閣議決定「行政改革大綱」において協会を含むすべての特殊法人の事業等の抜本的見直しが行われていることにかんがみ、協会の財務における透明性の向上を図るとともに、業務の合理化、効率化による一層のコスト削減に努めること。
- 3 協会の経営に対し視聴者の十分な理解が得られるよう、情報公開制度を適切に適用すること。また、子会社等が出資の趣旨目的に沿った事業を行うよう指導を徹底するとともに、連結決算の導入に向けた検討を進めること。
- 4 地上放送のデジタル化の速やかな実施に向け、アナログ周波数変更対策を着実に進めるとともに、調査研究に積極的に取り組み、デジタル放送の普及発達に先導的な役割を果たすこと。
- 5 豊かな放送番組の提供と公正な報道に努めるとともに、青少年の健全な育成に資する番組の充実を図り、視聴覚障害者や高齢者向けの字幕放送、解説放送等を計画的に拡充すること。
- 6 国際社会における我が国に対する理解を深めるとともに海外在留邦人の期待にこたえるため、国際放送の受信者のニーズを把握し、番組の多言語化及び多様化に一層努めること。

審査報告書

関税定率法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

財政金融委員長 伊藤 基隆

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、平成十三年三月三十一日に適用期限の到来する特恵関税制度についてその適用期限を十年延長し、特定の鉱工業製品等に対する特恵関税の適用の停止措置の改善、特恵税率の多様化、特別特恵受益国に対する特別措置の拡充等を行うとともに、紡織用繊維のフロック等の関税率の撤廃又は引下げを行うほか、沖縄県から沖縄県以外の本邦へ出域をする旅客の携帯品に係る関税の払戻し制度の免税制度への変更等、関税率表の品目分類に関する所要の調整並びに関税の還付制度、特別緊急関税及び暫定関税率等の適用期限の延長の措置を講ずるため関税定率法及び関税暫定措置法について、執務時間外における貨物の積卸しに係る許可制の届出制への移行等税関手続の簡素化等のため関税法について、それぞれ所要の改正を行うものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に伴う平成十三年度一般会計の関税減収見込額は約二十七億円である。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易を

めぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

一 輸入の増加により国内産業に重大な損害を与える等の事実がある場合に発動されるセーフガード問題については、WTOセーフガード協定等に従った的確な事実認定に基づき、適切かつ速やかに対処すること。

一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。

一 最近における国際化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約該当物品等の水際における取締りの強化に対する国際的・社会的要請が高まっていることにかんがみ、税関業務の特殊性を考慮し、税関職員の見直しはもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の充実等に特段の努力を払うことと。

右決議する。

関税定率法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月十五日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

関税定率法等の一部を改正する法律案
関税定率法等の一部を改正する法律

(関税定率法の一部改正)

第一条 関税定率法(明治四十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第三二〇七・一〇号中 一 アルコール分が九〇%以上のもの

三三%を

一 アルコール分が九〇%以上のもの

(一) 工業用アルコールの製造の用に供するもの

無税に改める。

(二) その他のもの

三三%

別表第五六〇一・三〇号を次のように改める。

五六〇一・三〇 紡織用繊維のフロック、ダスト及びミルネップ

無税

第二条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表第一〇一・〇二項を次のように改める。

〇一・〇一 馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。)
〇一・〇二 純粋種の繁殖用のもの

一馬

(一) サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬以下この項において「軽種馬」という。)以外のもの
ある旨が政令で定めるところにより証明されたもの

無税

(二) その他のもの

A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)
B その他のもの

無税

〇二〇一・九〇

二ろ馬、ら馬及びヒニー
その他のもの
一馬

無税

(一) 軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの
(二) その他のもの

無税

A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)

無税

B その他のもの

別表第一〇一・〇六項を次のように改める。

〇一・〇六 二ろ馬、ら馬及びヒニー
その他の動物(生きているものに限る。)

一頭につき
〇〇〇〇
〇〇
〇〇
無税

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

〇一・〇六

別表第三類の注1(a)を次のように改める。

(a) 第一一・〇六項の哺乳類

別表第三類の注1(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 第一一・〇六項の哺乳類の肉(第一一・〇八項及び第一一・一一〇項参照)

別表第三〇三・二・三三三の次に次の三号を加える。

〇三〇三・二・三四	めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)	五%
〇三〇三・二・三五	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)	五%
〇三〇三・二・三六	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)	五%

別表第三〇三・二・三三三項中

〇三〇三・二・一〇	太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュル	五%
	ス。肝臓、卵及びしらすを除く。	

を

に改める。

太平洋さけ(オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルプスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイトスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュル

ス。肝臓、卵及びしらすを除く。

ス。肝臓、卵及びしらすを除く。

別表第三〇三・二・四三三の次に次の三号を加える。

〇三〇三・二・四四	めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)	五%
〇三〇三・二・四五	くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)	五%
〇三〇三・二・四六	みなみまぐろ(トウヌス・マッコイイ)	五%

別表第三〇三・二・四〇号中「肝臓」を「魚の肝臓」に改める。

別表第五類の注3中「象」の下に「かば」を加える。

別表第七〇九・五一号中「きのこ」の下に「はらたけ属のもの」を加え、同表第七〇九・五二号の次に次の一号を加える。

〇七〇九・五九	その他のもの	五%
---------	--------	----

別表第七〇七・二・一〇号を削り、同表第七〇七・二・四〇号の次に次のように加える。

〇七二二・五一	きのこ及びトリフ	一五%
〇七二二・五九	きのこ(はらたけ属のもの)	一五%
	その他のもの	

別表第七〇七・二・二二項中「〇七二二・三〇」きのこ及びトリフ

きのこ、きくらげ(きくらげ属のもの)、白きくらげ(白きくらげ属のもの)及びトリフ

〇七二二・三二	きのこ(はらたけ属のもの)	一五%
〇七二二・三三	きくらげ(きくらげ属のもの)	一五%
〇七二二・三三	白きくらげ(白きくらげ属のもの)	一五%

に改める。

〇七二二・三九

別表第八〇五・三〇号を削り、同表第八〇五・四〇号の次に次の一号を加える。

〇八〇五・五〇	レモン(キトルス・リモン及びキトルス・リモナム)及びライム(キトルス・アウランティフォリア及びキトルス・ラティフォリア)	無税
---------	--	----

別表第八〇五・九〇号中「キトルス・アウランティフォリア」の下に「及びキトルス・ラティフォリア」を加える。

別表第八〇一・五〇号の次に次の一号を加える。

〇八〇一・六〇	ドリアン	一〇%
---------	------	-----

別表第八〇二・二〇号を削る。

別表第一一類の注1(b)中「穀粉」の下に「ひき割り穀物」を加える。

別表第一一〇三・一二号及び第一一〇三・一四号を削り、同表第一一〇三・一九号を次のように改める。

一〇三・一九	その他の穀物のもの	
	一 大麦又は裸麦のもの	一キログラムにつき九八円
	二 ライ小麦のもの	一キログラムにつき一〇六円
	三 オートのもの	二〇%
	四 米のもの	一キログラムにつき四四円
	五 その他のもの	二〇%

別表第二一・〇三項中		ペレット	
一〇三・二二	小麦のもの	一〇三・二二	小麦のもの
一〇三・二九	その他の穀物のもの	一〇三・二九	その他の穀物のもの
	一 オートのもの		一 オートのもの
	二 とうもろこし又は米のもの		二 とうもろこし又は米のもの
	(一) とうもろこし又は米のもの		(一) とうもろこし又は米のもの
	(二) 米のもの		(二) 米のもの
	三 大麦又は裸麦のもの		三 大麦又は裸麦のもの
	四 ライ小麦のもの		四 ライ小麦のもの
	五 その他のもの		五 その他のもの
	一 キログラムにつき一〇六円		一 キログラムにつき一〇六円
	二〇%		二〇%
	二五%		二五%
	四二円		四二円
	一 キログラムにつき九八円		一 キログラムにつき九八円
	一 キログラムにつき一〇六円		一 キログラムにつき一〇六円
	二〇%		二〇%
	二五%		二五%
	一 キログラムにつき一三三円		一 キログラムにつき一三三円
	二五%		二五%

別表第二一・〇四・二二号を削り、同表第二一・〇四・一九号を次のように改める。		ペレット	
一〇四・一九	小麦又はライ小麦のもの	一〇四・一九	小麦又はライ小麦のもの
	その他の穀物のもの		その他の穀物のもの
	一 小麦又はライ小麦のもの		一 小麦又はライ小麦のもの
	二 とうもろこし又は米のもの		二 とうもろこし又は米のもの
	(一) とうもろこし又は米のもの		(一) とうもろこし又は米のもの
	(二) 米のもの		(二) 米のもの
	三 大麦又は裸麦のもの		三 大麦又は裸麦のもの
	四 ライ小麦のもの		四 ライ小麦のもの
	五 その他のもの		五 その他のもの
	一 キログラムにつき一〇六円		一 キログラムにつき一〇六円
	二〇%		二〇%
	二五%		二五%
	四二円		四二円
	一 キログラムにつき九八円		一 キログラムにつき九八円
	一 キログラムにつき一〇六円		一 キログラムにつき一〇六円
	二〇%		二〇%
	二五%		二五%
	一 キログラムにつき一三三円		一 キログラムにつき一三三円
	二五%		二五%

別表第二二・〇五・一〇号において「菜種(低エルカ酸のもの)」とは、不揮発性油(エルカ酸がその重量の二%未満のものに限る。)及び「シノレイトの固形分が得られる菜種をいう。」		別表第二二・〇五・一〇号を削る。	
二〇五・一〇	菜種(低エルカ酸のもの)	二〇五・一〇	菜種(低エルカ酸のもの)
二〇五・九〇	その他のもの	二〇五・九〇	その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇
	その他のもの		その他のもの
	菜種(割つてあるかないかを問わない。)		菜種(割つてあるかないかを問わない。)
	二〇五・一〇		二〇五・一〇
	二〇五・九〇		二〇五・九〇

一一二・一九九	その他のもの 一 こんにやく芋(アモルフオフアルス)(切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。)	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	二 チコリーの根	一キログラムにつき一五%
	三 さとうきび	無税
	四 その他のもの	五%

別表第一三類の注1中(ii)を(k)とし、(h)を(i)とし、(g)を(h)とし、(f)を(g)とし、(e)の次に次のように加える。

(f) けしがら濃縮物で、アルカロイドの含有量が全重量の五〇%以上のもの(第二九・三九項参照)

別表第一四・〇二項及び第一四・〇三項を次のように改める。		
一四・〇二	主として詰物として使用する植物性材料(例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	無税
一四・〇三	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料(例えば、ほうきもちこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。)	無税

別表第一五類に号注として次のように加える。

号注
1 第一五一四・一四号及び第一五一四・一九号において「菜種油(低エルカ酸のもの)」とは、エルカ酸が全重量の二%未満の不揮発性油をいう。

別表第一五・〇五項を次のように改める。

一五・〇五	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質(ラノリンを含む)。	二%
	一 ウールグリース(粗のものに限る。)	五%
	二 その他のもの	

別表第一五・一四項を次のように改める。

一五・一四	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物(化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)	一キログラムにつき一七円
一五・二一	菜種油(低エルカ酸のもの)及びその分別物	
	粗油	
	一 酸価が〇・六を超えるもの	

一五・一四・一九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
一五・一四・九一	その他のもの	一キログラムにつき一五%
	粗油	
	一 酸価が〇・六を超えるもの	
	二 その他のもの	
一五・一四・九九	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭
	その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭

別表第一五・一五・六〇号を削り、同表第一五・一五・九〇号を次のように改める。

一五・一五・九〇	その他のもの	無税
	一 オイチシカ油及びその分別物	無税
	二 カメリヤ油、漆ろう及びはぜろう並びにこれらの分別物	五%
	三 ホホバ油及びその分別物	七・五%
	四 その他のもの	
	(一) 酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき一七円
	(二) その他のもの	一キログラムにつき二〇円七〇銭

別表第一七〇二・四〇号中「五〇%未満のものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇二・六〇号中「五〇%を超えるものに限る」の下に「ものとし、転化糖を除く」を加え、同表第一七〇二・九〇号中「転化糖」の下に「並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。

別表第一九類の注2を次のように改める。

2 第一九・〇一において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「ひき割り穀物」とは、第一類の「ひき割り穀物」をいう。

(b) 「穀粉」及び「ミール」とは、次の物品をいう。

(1) 第一類の穀粉及びミール

(2) 他の類の植物性の粉及びミール(乾燥野菜(第〇七・一二項参照)、ばれいしよ(第一一・〇五項参照)又は乾燥した豆(第一一・〇六項参照)の粉及びミールを除く。)

別表第一九・〇一項中「並びに穀粉」の下に「ひき割り穀物」を加える。

別表第一九・〇四項中「粉」の下に、「ひき割り穀物」を加え、同表第一九・〇四・二〇号の次に次の一号を加える。

一九〇四・三〇

ブルガー小麦

一キログラムにつき一〇〇円

別表第一九・〇五項中

一九〇五・三〇

スィートビスケット、ワッフル及びウエハー

一 スィートビスケット
二 ワッフル及びウエハー

二四％
三〇％

を

スィートビスケット、ワッフル及びウエハー

一九〇五・三二
一九〇五・三三

スィートビスケット
ワッフル及びウエハー

二四％
三〇％

別表第一九・〇五・九〇号を次のように改める。

一九〇五・九〇

その他のもの

一 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製
品(砂糖はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実
を加えたものを除く)
二 聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、
シーリングウエハー、ライスペーパーその他これ
らに類する物品
三 その他のもの

二二％
六・四％

(一) 砂糖を加えたもの

A あられ、せんべいその他これらに類する米菓
B ビスケット、クッキー及びクラッカー
C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成
型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの
D その他のもの

四〇％
二四％
九・六％
三〇％

(二) その他のもの

A あられ、せんべいその他これらに類する米菓
B ビスケット、クッキー及びクラッカー
C 主としてばれいしよの粉から成る混合物を成
型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの
D その他のもの

三五％
二〇％
九・六％
二五％

別表第二〇類の注中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 第二〇・〇七項において「加熱調理をして得られたもの」とは、水分を減らすことによ
り又はその他の手段により粘性を増すために、大気圧における又は減圧下での熱処理に
より得られたものをいう。

別表第二〇類の号注に次のように加える。

3 第二〇〇九・一二号、第二〇〇九・二二号、第二〇〇九・三二号、第二〇〇九・四二
号、第二〇〇九・六一号及び第二〇〇九・七一号において「プリックス値」とは、温度二
〇度におけるプリックス値(ハイドロメーター又は屈折計(屈折率を糖含有率(プリックス
値)として目盛られたものに限る。))の読み値(温度二〇度と異なる温度で測定した場
合には、温度二〇度における値に補正したものをいう。)

別表第二〇〇一・二〇号を削る。

別表第二〇〇三・一〇号中「きのこ」の下に、「(はらたけ属のもの)」を加え、同表第二〇〇三・二
〇号の次に次の一号を加える。

二〇〇三・九〇

その他のもの

一 砂糖を加えたもの
二 その他のもの

二二・四％

(一) 気密容器入りのもの(容器ともの一個の重量が
一〇キログラム以下のものに限り。)

二六％

別表第二〇・〇七項中「加熱による調理をした調製品」を「加熱調理をして得られたもの」に改め
る。

別表第二〇〇八・七〇号中「桃」の下に、「(ネクタリンを含む。)」を加える。

別表第二〇・〇九項を次のように改める。

二〇・〇九

果実又は野菜のジュース(ぶどう搾汁を含み、発酵してお
らずかつアルコールを加えてないものに限り。)

オレンジジュース

二〇〇九・一一

冷凍したもの

一 砂糖を加えたもの

(一) しよ糖(天然に含有するものを含む。))の含有
量が全重量の二〇％以下のもの

三〇％

(二) その他のもの

三五％(そ
の率が一キ
ログラムに
つき二七円
の従量税率
より低いと
きは、当該
従量税率)

二 その他のもの

(一) しよ糖の含有量が全重量の一〇％以下のもの

二五％

(二) その他のもの

三〇％

冷凍してないもの(プリックス値が二〇以下のものに
限り。)

一 砂糖を加えたもの

(一) しよ糖(天然に含有するものを含む。))の含有
量が全重量の一〇％以下のもの

三〇％

二〇〇九・一二

二〇〇九・一九	(一) その他のもの 二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二五% 三〇%
二〇〇九・二二	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの グレイプフルーツジュース ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	二五% 三〇% 二七%
二〇〇九・二九	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二一・五% 三〇% 二七%
二〇〇九・三一	(一) その他のもの 二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のかんきつ類の果汁のジュース(二以上の果実から得たものを除く。) ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 二一・五% 三〇%
二〇〇九・三九	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの A レモンジュース B ライムジュース C その他のもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	八% 一六% 二一・五% 三〇% 二七%
	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの A レモンジュース	八%

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

二〇〇九・四一	B ライムジュース C その他のもの (一) その他のもの パイナップルジュース ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	一六% 二二・五% 三〇%
二〇〇九・四九	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	二二・五% 三〇% 二七% 三五%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九・五〇	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの トマトジュース 一 砂糖を加えたもの 二 その他のもの ぶどうジュース(ぶどう搾汁を含む。) ブリックス値が三〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二二・五% 三〇% 三五% 二五% 二七%
二〇〇九・六一	(一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二七%
二〇〇九・六九	二 その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	二二・五%
二〇〇九・七一	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの りんごジュース ブリックス値が二〇以下のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの	二二・五% 三〇% 二七% 四〇%(その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率)
二〇〇九・七九	二 その他のもの (一) しよ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの (二) その他のもの その他のもの 一 砂糖を加えたもの (一) しよ糖(天然に含有するものを含む。)の含有量が全重量の一〇%以下のもの	二二・五% 三五% 二七%

111.5%
110%

無税
を

無税 無税
に改める

無税

無秘 無秘

(c) 照 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油から成るもの(第二七・一〇項参

(b) 珪素を含有する灰及びび

別表第二六類に号注として次のように加える。

号注

1 第二六二〇・二二一号において「加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥」とは、加鉛ガソリン及び鉛アンチノック剤(例えば、テトラエチル鉛)の貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として鉛、鉛化合物及び酸化鉄から成るものをいう。
2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第二六二〇・六〇号に属する。

別表第二六・二〇項及び第二六・二二項を次のように改める。

二六・二〇	灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに属するものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く) 亜鉛を主成分とするもの	無税
二六二〇・一一	ハードジंकスペルター	無税
二六二〇・一九	その他のもの	無税
二六二〇・二二	鉛を主成分とするもの	無税
二六二〇・二九	加鉛ガソリンの汚泥及び鉛アンチノック剤の汚泥	無税
二六二〇・三〇	その他のもの	無税
二六二〇・四〇	銅を主成分とするもの	無税
二六二〇・六〇	アルミニウムを主成分とするもの	無税
二六二〇・九一	砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するもので、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの	無税
二六二〇・九九	その他のもの	無税
二六・二二	アンチモン、ベリリウム、カドミウム、クロム又はこれらの混合物を含有するもの	無税
二六二二・一〇	その他のもの	無税
二六二二・九〇	その他のスラグ及び灰(海草の灰(ケルプ)を含む)並びに都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物 都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物	無税

別表第二七類の注に次のように加える。

3 第二七・一〇項において「廃油」とは、この類の注2に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。
(a) 一次製品として再利用できない油(例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油)
(b) 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤(例えば、化学品を含有するもの)
(c) 水に乳化又は水と混合している状態の油(例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油)
別表第二七類の号注3中「ベンゾール」の下に「ペンゼン」を、「トルオール」の下に「トルエン」を、「キシロール」の下に「キシレン」を加え、同号注に次のように加える。

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

4 第二七・一〇・一一号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 八六の方法による温度二一〇度における減失量加算留出容量が全容量の九〇%以上のものをいう。

別表第二七類の備考1中「第二七・一〇・〇〇号」を「第二七・一〇・一一号及び第二七・一〇・一九号」に改める。

別表第二七〇七・一〇号中「ベンゾール」の下に「ペンゼン」を加え、同表第二七〇七・二〇号中「トルオール」の下に「トルエン」を加え、同表第二七〇七・三〇号中「キシロール」の下に「キシレン」を加える。

別表第二七・一〇項を次のように改める。

二七・一〇	石油及び歴青油(原油を除く)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに属するものとし、他の項に該当するものを除く)並びに廃油	無税
二七・二〇・一一	石油及び歴青油(原油を除く)並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに属するものとし、他の項に該当するものを除く) 軽質油及びその調製品	無税
	一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む)	無税
	(一) 揮発油	無税
	A 低重合度の混合アルキレン	二・六%
	(a) トリプロピレン	無税
	(b) その他のもの	五%
	B 政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算五%留出温度との温度差が二度以内のもの(低重合度の混合アルキレンを除く)	五%
	C その他のもの	五%
	(a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む)	五%
	(b) その他のもの	五%
	(二) 灯油	三%
	A 低重合度の混合アルキレン	三%
	B その他のもの	三%

二七二〇・一九		二 其他のもの	一キロリツ トルにつき 一、六四〇 円
		一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。)	三・九%
		(一) 灯油	
		A 低重合度の混合アルキレン	三%
		B 其他のもの	一キロリツ トルにつき 一、七六〇 円
		(二) 軽油	
		一キロリツ トルにつき 一、六四〇 円	
		(三) 重油及び粗油	
		A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの	一キロリツ トルにつき 六〇〇円
		B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	一キロリツ トルにつき 三九〇円
		(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
		A 温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの(流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。)並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの	四・六%
		B 其他のもの	九・六%
		(五) 其他のもの	四・八%
		二 其他のもの	三・九%
二七二〇・九二		廃油	
		ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テルフェニル(PCT)又はポリ臭化ビフェニル(PBB)を含むもの	無税
		其他のもの	無税
二七二〇・九九		別表第二八類の注3(d)中「無機物」の下に「及び第三一・〇七項のガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの」を加える。	

別表第二八・〇五項中		二八〇五・一一 二八〇五・一九 二八〇五・二二 二八〇五・二二	アルカリ金属 ナトリウム 其他のもの アルカリ土類金属 カルシウム ストロンチウム及びバリウム	四・六% 三% 無税 無税
		アルカリ金属及びアルカリ土類金属		
		ナトリウム		
		カルシウム		
		其他のもの		
別表第二八・〇九項中「りん酸及びポリりん酸の下に「ポリりん酸については、化学的に単一であるかないかを問わない。」を加える。		二八〇五・二二 二八〇五・二二	ストロンチウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	三・九%
別表第二八・一六項中		二八一六・二〇 二八一六・三〇	バリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	四・六%
二八一六・四〇		ストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物		
別表第二八・二七・三八号を削る。				
別表第二八・三〇項中「多硫化物」の下に「(多硫化物については、化学的に単一であるかないかを問わない。)」を加える。				
別表第二八・三四・三二号を削る。				
別表第二八・三五項中「及びポリりん酸塩」の下に「ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。」を加える。				
別表第二八・三六・七〇号中「炭酸鉛」を「鉛の炭酸塩」に改める。				
別表第二八・四二項中「ペルオキシ酸塩」の下に「アルミノけい酸塩(化学的に単一であるかないかを問わない。を含むものとし、を加え、同表第二八・四二・一〇号中「錯塩」の下に「(アルミノけい酸塩(化学的に単一であるかないかを問わない。を含む。))を加え、三・九%を三・八%に改める。				
別表第二九類の注1(c)中「糖エーテル」の下に「糖アセタール」を加え、同注に次のように加える。				
8 第二九・三七項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。				
(a) 「ホルモン」には、ホルモン放出因子又はホルモン刺激因子、ホルモン阻害剤及びホルモン拮抗剤(抗ホルモン)を含む。				
(b) 「主としてホルモンとして使用するもの」には、主としてそのホルモンとしての効果から使用されるホルモン誘導体及び構造類似物だけでなく、この項の物品を合成する際に主として中間体として使用されるホルモン誘導体及び構造類似物を含む。				

別表第二九〇三・一六号を削る。

別表第二九〇五・五〇

非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

四・六%

を

二九〇五・五一

二九〇五・五九

エトクロルビノール(INN)その他のもの

四・六%

に改める。

別表第二九〇七・三〇号を削る。

別表第二九一四・三二号中「(一)フェニルプロパン—オン」を「(フェニルプロパン—オン)」に改める。

別表第二九一五・六〇号中「酪酸及び吉草酸」を「ブタン酸及びペンタン酸」に改める。

別表第二九一八・一七号を削る。

別表第二九二〇項中「無機酸のエステル及び」を「非金属の無機酸のエステル及び」に改める。

別表第二九二二・四五号の次に次の一号を加える。

アンフェタミン(INN)、ベンツフェタミン(INN)、デキサンフェタミン(INN)、エチランフェタミン(INN)、フェンカンファミン(INN)、レファンフェタミン(INN)、メフェノレックス(INN)及びフェンテルミン(INN)並びにこれらの塩

四・六%

別表第二九二二項を次のように改める。

二九二二

酸素官能のアミノ化合物

アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

モノエタノールアミン及びその塩

四・六%

ジエタノールアミン及びその塩

四・六%

トリエタノールアミン及びその塩

四・六%

デキストロプロボキシフェン(INN)及びその塩

四・六%

その他のもの

無税

一 アミノアルコール

四・六%

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

二九二二・二二

二九二二・二九

アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩

四・六%

その他のもの

四・六%

二九二二・三二

二九二二・三九

アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにこれらの塩

四・六%

二九二二・四一

二九二二・四二

アンフェプラモン(INN)、メサドン(INN)及びノルメサドン(INN)並びにこれらの塩

四・六%

二九二二・四三

二九二二・四四

その他のもの

四・六%

二九二二・四九

二九二二・五〇

アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物

四・六%

別表第二九二二・三三項中「及びレシチンその他のホスホアミノリピド」の下に「(レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に単一であるかないかを問わない。)」を加える。

別表第二九二四

二九二四・一一

二九二四・一九

カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物並びにこれらの塩

四・六%

二九二四・二二

二九二四・二三

その他のもの

四・六%

二九二四・二四

二九二四・二五

一 アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

四・六%

二九二四・二六

二九二四・二七

二 アミノアルコール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩

四・六%

二九二四・二八

二九二四・二九

その他のもの

四・六%

二九二五・一一

二九二五・一二

グルテチミド(INN)

四・六%

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第二九・二六・二〇号の次に次の一号を加える。

二九・二六・三〇

フェンプロボレックス(IINN)及びその塩並びにメサドン(IINN)中間体(四―シアノ―二―ジメチルアミノ―四・四―ジフェニルブタン)

四・六%

別表第二九・三一・九四号の次に次の一号を加える。

二九・三一・九五

テトラヒドロカンナビノール(すべての異性体を含む。)

四・六%

別表第二九・三三項及び第二九・三四項を次のように改める。

二九・三三

複素環式化合物(ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。)

二九・三三・一一

非縮合ピラゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物

四・六%

二九・三三・一九

フェナゾン(アンチピリン)及びその誘導体

四・六%

二九・三三・二一

非縮合イミダゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物

四・六%

二九・三三・二九

ヒダントイン及びその誘導体

四・六%

二九・三三・三一

その他のもの

四・六%

二九・三三・三三

非縮合ピリジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物

四・六%

二九・三三・三三

ピリジン及びその塩

無税

二九・三三・三三

アルフェンタニル(IINN)、アニレリジン(IINN)、ベジトラミド(IINN)、プロマゼパム(IINN)、ジフェノキシシン(IINN)、ジフェノキシレイト(IINN)、ジピバノン(IINN)、フェンタニール(IINN)、ケトベミドン(IINN)、メチルフェニール(IINN)、ペンタゾシン(IINN)、ベチジン(IINN)、ベチジン(IINN)中間体A、フェンシクリジン(IINN)(PCP)、フェノペリジン(IINN)、ピプラドール(IINN)、ピリトラミド(IINN)、プロピラドール(IINN)及びトリメペリジン(IINN)並びにこれらの塩

四・六%

二九・三三・三九

その他のもの

四・六%

二九・三三・三九

一 ピコリン及びO・O―ジエチル―O―(三・五・六―トリクロロ―二―ピリジル)ホスホロチオエーイト(クロルピリホス)

無税

二九・三三・四一

その他のもの

四・六%

二九・三三・四九

キノリン環又はイソキノリン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物

四・六%

二九・三三・四九

レボルファノール(IINN)及びその塩

四・六%

二九・三三・四九

その他のもの

三・九%

二九・三三・四九

一 デキストロ―三―ヒドロキシ―N―メチルモルヒナン及び臭化水素酸デキストロ―三―メトキシ―N―メチルモルヒナン

四・六%

二九・三三・四九

その他のもの

四・六%

四〇

ピリミジン環(水素添加してあるかないかを問わない。)

又はビペラジン環を有する化合物

四・六%

マロニル尿素(バルビツル酸)及びその塩

四・六%

アロバルビタール(IINN)、アモバルビタール(IINN)、バルビタール(IINN)、ブタルビタール(IINN)、ブトバルビタール(IINN)、シクロバルビタール(IINN)、メチルフェノバルビタール(IINN)、ペンタバルビタール(IINN)、フェノバルビタール(IINN)、セクフタルビタール(IINN)、セコバルビタール(IINN)及びビニルビタール(IINN)並びにこれらの塩

四・六%

その他のマロニル尿素(バルビツル酸の誘導体及びその塩)

四・六%

ロブラゾラム(IINN)、メクロカロン(IINN)、メタカロン(IINN)及びジベプロロール(IINN)並びにこれらの塩

四・六%

その他のもの

四・六%

一 一・三―ジメチル―二・六―ジオキソ―四―アミノ―五―ホルミルアミノピリミジン

無税

二 (一・四―ジアザピシクロ(二・二・二)オクタン―トリエチレンジアミン)

三・二%

三 その他のもの

四・六%

非縮合トリアジン環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物

四・六%

メラミン

四・六%

その他のもの

四・六%

六―ヘキサンラクタム(イプシロン―カプロラクタム)クロバザム(IINN)及びメチアプリロン(IINN)

五・六%

その他のもの

四・六%

アルプラゾラム(IINN)、カマゼパム(IINN)、クロルジアゼボキシド(IINN)、クロナゼパム(IINN)、クロラゼパム(IINN)、デロラゼパム(IINN)、ジエチル(IINN)、エスタゾラム(IINN)、ロフラゼパム(IINN)、フルジアゼパム(IINN)、フルニトラゼパム(IINN)、フルラゼパム(IINN)、ハルニトラゼパム(IINN)、ロラゼパム(IINN)、ロルメタゼパム(IINN)、マジンドール(IINN)、メタゼパム(IINN)、ミダゾラム(IINN)、ニメタゼパム(IINN)、ニトラゼパム(IINN)、ノルタゼパム(IINN)、オキサゼパム(IINN)、ピナゼパム(IINN)、アラゼパム(IINN)、テトラゼパム(IINN)、デマゼパム(IINN)、サゼパム(IINN)及びトリアゾラム(IINN)並びにこれらの塩

四・六%

その他のもの

四・六%

一 塩酸ヒドララジン

三・九%

その他のもの

四・六%

二 その他のもの

四・六%

二九・三四	核酸及びその塩(化学的に単一であるかないかを問わない)並びにその他の複素環式化合物	四・六%
二九三四・一〇	非縮合チアゾール環(水素添加してあるかないかを問わない)を有する化合物	四・六%
二九三四・二〇	ベンゾチアゾール環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	五・三%
二九三四・三〇	フェノチアジン環(水素添加してあるかないかを問わないものとし、更に縮合したものを除く)を有する化合物	四・六%
二九三四・九一	その他のもの	
二九三四・九九	一 スルトン及びスルタム 二 その他のもの	四・六% 無税
別表第二九・三七項を次のように改める。		
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)並びにこれらの誘導体及び構造類似物(主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む)	無税
二九三七・一一	ポリペプチドホルモン、たんぱく質ホルモン及び糖たんぱく質ホルモン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一二	ソマトロピン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・一九	インスリン及びその塩	無税
二九三七・二一	その他のもの	無税
二九三七・二二	ステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・二三	コルチゾン、ヒドロコルチゾン、プレドニゾン(デヒドロコルチゾン)及びアレドニゾン(デヒドロヒドロコルチゾン)	無税
二九三七・二四	コルチコステロイドホルモンのハロゲン化誘導体	無税
二九三七・二五	エストロゲン及びプロゲステゲン	無税
二九三七・二六	その他のもの	無税
二九三七・二七	カテコールアミンホルモン並びにその誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・二八	エピネフリン	無税
二九三七・二九	その他のもの	無税
二九三七・三〇	アミノ酸誘導体	無税
二九三七・三一	プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン並びにこれらの誘導体及び構造類似物	無税
二九三七・三二	その他のもの	無税

別表第二九・三九項を次のように改める。		
二九・三九	植物アルカロイド(天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体	無税
二九三九・一一	あへんアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一二	けしから濃縮物並びにブプレノルフィン(INNN)、コデイン、ジヒドロコデイン(INNN)、エチルモルヒネ、エトルフィン(INNN)、ヘロイン、ヒドロコドン(INNN)、ヒドロモルホン(INNN)、モルヒネ、ニコモルヒネ(INNN)、オキシコドン(INNN)、オキシモルホン(INNN)、フォルコジン(INNN)、テバコン(INNN)及びテバイン並びにこれらの塩	無税
二九三九・一三	その他のもの	無税
二九三九・一四	キナルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・一五	キニネ及びその塩	無税
二九三九・一六	その他のもの	無税
二九三九・一七	カフェイン及びその塩	無税
二九三九・一八	エフェドリン類及びその塩	無税
二九三九・一九	エフェドリン及びその塩	無税
二九三九・二〇	ブソイドエフェドリン(INNN)及びその塩	無税
二九三九・二一	カチン(INNN)及びその塩	無税
二九三九・二二	その他のもの	無税
二九三九・二三	テオフィリン及びアミノフィリン(テオフィリン・エチレンジアミン)並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二四	フェネチリン(INNN)及びその塩	無税
二九三九・二五	その他のもの	無税
二九三九・二六	ライ麦麦角のアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩	無税
二九三九・二七	エルゴメトリン(INNN)及びその塩	無税
二九三九・二八	エルゴタミン(INNN)及びその塩	無税
二九三九・二九	リゼルギン酸及びその塩	無税
二九三九・三〇	その他のもの	無税
二九三九・三一	その他のもの	無税
二九三九・三二	コカイン、エタゴニン、レボメタンフェタミン、メタンフェタミン(INNN)及びメタンフェタミンラセマート並びにこれらの塩、エステル及びその他の誘導体	無税
二九三九・三三	その他のもの	無税
別表第二九四〇・〇〇号中「並びに糖エーテルの下に」、「糖アセタールの塩を加える。」		
別表第三〇類の注1(a)中「(静脈注射用の栄養剤を除く。)」を加え、同注4(b)中「ホルモン」を「第二九・三七項のホルモンその他の物質」に改め、同注4に次のように加える。		

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四二

(i) 医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

(k) 薬剤廃棄物当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの

別表第三〇・〇四項中「投与量に」を「投与量にしたもの(経皮投与剤の形状にしたものを含む。)」に、「副腎皮質ホルモン」を「コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物」に改める。

別表第三〇〇六・六〇号中「ホルモン」を「第二九・三七項のホルモンその他の物質」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三〇〇六・七〇

医学又は獣医学において外科手術若しくは診療の際に人若しくは動物の身体の潤滑剤として又は人若しくは動物の身体と診療用機器とを密着させる薬品としての使用に供するよう調製したゲル

三・八%

三〇〇六・八〇

薬剤廃棄物(当初に意図した使用に適しない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの)

無税

別表第三四・〇一項目中「せつけん並びに」を「せつけん」に改め、「問わない。」の下に、「有機界面活性剤及びその調製品皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。」を加え、同表第三四〇一・二〇号の次に次の一号を加える。

三四〇一・三〇

有機界面活性剤及びその調製品皮膚の洗浄に使用するもので、液状又はクリーム状で小売用にしたものに限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない

四・六%

別表第三四〇四・二〇号中「ポリエチレングリコールのもの」を「ポリ(オキシエチレン)(ポリエチレングリコール)のもの」に改める。

別表第三五〇六・九二号中「プラスチック(人造樹脂を含む。)」を「第三九・〇一項目から第三九・一三項目までの重合体」に改める。

三七〇二・九一

幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートル以下のもの

無税

別表第三七・〇二項目中

幅が一六ミリメートル以下で、長さが一四メートルを超えるもの

無税

三七〇二・九二

幅が一六ミリメートル以下のもの

無税

別表第三八類の注1(a)(4)中「2」を「3」に改め、同注1(a)中(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

(4) 2の認証標準物質

別表第三八類の注1中(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物(汚泥を含み、第二六類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第二六・二〇項参照)

別表第三八類の注中2を3とし、1の次に次のように加える。

2(A) 第三八・二二項において「認証標準物質」とは、認証することとなる特性値、精度及びその特性値を求める際に用いられた方法を示す証明書が添付されており、分析用、検定用又は標準用として適する標準物質をいう。

(B) 認証標準物質は、第二八類及び第二九類の物品を除くほか、第三八・二二項に属するものとし、この表の他のいすれの項にも属しない。

別表第三八類の注に次のように加える。

4 この表において「都市廃棄物」とは、家庭、ホテル、レストラン、病院、店舗及び事務所等から回収され並びに道路及び歩道清掃により収集された種類の廃棄物並びに建設及び解体に伴う廃棄物をいうものとし、主としてプラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス、金属、食物その他これらに類する物質から成り、壊れた家具及びその他の損傷し又は投棄された物品等を含む。ただし、都市廃棄物には、次の物品を含まない。

(a) 都市廃棄物から分別された個々の物質又は物品で、この表の他の項に属するもの(例えば、プラスチック、ゴム、木、紙、繊維、ガラス及び金属のくず並びに使用済みの電池)

(b) 産業廃棄物

(c) 第三〇類注4(k)の薬剤廃棄物

(d) 注6(a)の医療廃棄物

5 第三八・二五項において「下水汚泥」とは、排水処理工程から生じた汚泥をいい、前処理された廃棄物、こすり落とす及び安定化されていない汚泥を含むものとし、肥料として安定化された汚泥を除く(第三二類参照)

6 第三八・二五項において「その他の廃棄物」とは、次の物品をいう。ただし、第三八・二五項には、石油及び歴青油を主成分とする廃棄物を含まない(第二七・一〇項参照)

(a) 医療廃棄物(医学研究、診断、治療又はその他内科的、外科的、歯科的若しくは獣医学的治療に要求されるもの(例えば、汚染された衣類、使用済みの手袋及び注射器をいう))

(b) 有機溶剤廃棄物

(c) 金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物

(d) 化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物(b)及び(c)のものを除く。

別表第三八類の号注として次のように加える。

号注 1 第三八・二五・四一及び第三八・二五・四九号において「有機溶剤廃棄物」とは、有機溶剤を主成分とするもので、提示の際に一次製品として更なる使用に適しない廃棄物(溶剤の回収を目的とするかしないかを問わない)をいう。

別表第三八・一七項を次のように改める。

三八・一七

混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン(第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。)

別表第三八・二二・〇〇号中「除く。」の下に、並びに「認証標準物質」を加え、「三・八%」を「無税」に改める。

別表第三八・二四項中「並びに当該工業において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く。)」を削り、同表第三八・九〇号を次のように改める。

三二四・九〇	その他のもの	一 チューインガムベース(砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く)	無税
	二 脂肪酸混合物の誘導体		四・六%
	三 その他のもの		三・八%
別表第三八・二四項の次に次の一項を加える。			
三八・二五	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる残留物(他の項に該当するものを除く)、都市廃棄物、下水汚泥並びにこの類の注6のその他の廃棄物		無税
三八・二五・一〇	都市廃棄物		無税
三八・二五・二〇	下水汚泥		無税
三八・二五・三〇	医療廃棄物		無税
	有機溶剤廃棄物		無税
三八・二五・四一	ハロゲン化合物		三・八%
三八・二五・四九	その他のもの		三・八%
三八・二五・五〇	金属浸せき液、作動液、ブレーキ液及び不凍液の廃棄物		三・八%
三八・二五・六一	化学工業(類似の工業を含む。)において生ずる廃棄物		三・八%
三八・二五・六九	有機物を主成分とするもの		三・八%
三八・二五・九〇	その他のもの		三・八%
	一 セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する酸化鉄		無税
	二 その他のもの		三・八%
別表第三九類の号注に次のように加える。			
2 第三九二〇・四三号において「可塑剤」には、二次可塑剤を含む。			
別表第三九・〇四項中「ポリ塩化ビニル」を「ポリ(塩化ビニル)」に改める。			
別表第三九・〇五項中「ポリ酢酸ビニル」を「ポリ(酢酸ビニル)」に、「ポリビニルアルコール」を「ポリ(ビニルアルコール)」に改める。			
別表第三九〇六・一〇号中「ポリメタクリル酸メチル」を「ポリ(メタクリル酸メチル)」に改める。			
別表第三九〇七・六〇号中「ポリエチレンテレフタレート」を「ポリ(エチレンテレフタレート)」に改める。			
別表第三九・二〇項中	三九二〇・四一 硬質のもの	五%	
	三九二〇・四二 軟質のもの	四・六%	
三九二〇・四三	可塑剤を全重量の六%以上含むもの	四・六%	
三九二〇・四九	その他のもの	四・六%	
「ポリ(メタクリル酸メチル)」に、「ポリエチレンテレフタレート」を「ポリ(エチレンテレフタレート)」に、「ポリビニルブチラール」を「ポリ(ビニルブチラール)」に改める。			

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

四〇一・三三	エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVリフ型で、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。)	無税
四〇一・三四	エンドレス状の伝動用のベルト(横断面が台形のもの(Vベルト)のうちVリフ型以外のもの、円の外周が一八〇センチメートルを超え二四〇センチメートル以下のものに限る。)	無税
四〇一・三五	エンドレス状の同期ベルト(円の外周が六〇センチメートルを超え一五〇センチメートル以下のものに限る。)	無税
四〇一・三六	エンドレス状の同期ベルト(円の外周が一五〇センチメートルを超え一九八センチメートル以下のものに限る。)	無税
四〇一・三九	その他のもの	無税
四〇一・二一	ゴム製の空気タイヤ(新品のものに限る。)	無税
四〇一・一〇	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	無税
四〇一・二〇	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一・三〇	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一・四〇	モーターサイクルに使用する種類のもの	無税
四〇一・五〇	自転車に使用する種類のもの	無税
四〇一・六一	その他のもの(形模様の他これに類する模様となるトレッドを有するものに限る。)	無税
四〇一・六二	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一・六三	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(でリム径が一センチメートル以下のもの)	無税
四〇一・六九	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(でリム径が一センチメートルを超えるもの)	無税
四〇一・九二	その他のもの	無税
四〇一・九三	農業用又は林業用の車両及び機械に使用する種類のもの	無税
四〇一・九四	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(でリム径が一センチメートル以下のもの)	無税
四〇一・九九	建設用又は産業用の車両及び機械に使用する種類のもの(でリム径が一センチメートルを超えるもの)	無税
四〇一・一一	その他のもの	無税
四〇一・一二	ゴム製の空気タイヤ(更生したもの及び中古のものに限る)並びにゴム製のソリッドタイヤ、クッションタイヤ、タイヤトレッド及びタイヤフラップ	無税
四〇一・一三	更生タイヤ	無税

四〇一・一一	乗用自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含む)に使用する種類のもの	無税
四〇一・一二	バス又は貨物自動車に使用する種類のもの	無税
四〇一・一三	航空機に使用する種類のもの	無税
四〇一・一九	その他のもの	無税
四〇一・二〇	空気タイヤ(中古のものに限る。)	無税
四〇一・九〇	その他のもの	無税
別表第四〇・一五項中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。		
別表第四一類の注2中「第四一・一一項」を「第四一・一五項」に改め、同注中2を3とし、1の次に次のように加える。		
2(A) 第四一・一〇四項から第四一・一〇六項までには、なめし過程(前なめしを含む)中の皮のうちになめしを終えてないものを含まない(第四一・一〇一項から第四一・一〇三項まで参照)。		
(B) 第四一・一〇四項から第四一・一〇六項までにおいて「クラスト」には、乾燥の前に、再なめし、染色色又は加脂を行つた場合を含む。		
別表第四一類に備考として次のように加える。		
備考		
1 第四一・一〇四項から第四一・一〇六項までの「なめした皮」とは、なめし剤で耐熱性が安定的に得られるまで処理したものを用いる。		
2 第四一・一〇七項、第四一・一二項から第四一・一四項までの「革」とは、革製品に求められる性質、形状に適合させるための起毛、塗装、つや出し、型押し等の表面処理のいづれかを施した皮を用いる。		
別表第四一・一〇一項を次のように改める。		
四一・一〇一	牛(水牛を含む)又は馬類の動物の原皮(生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パリチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛しあるかないかはスプリットしてあるかないかを問わない。)	無税
四一・一二〇	全形の原皮(重量が一枚につき、単に乾燥したもの又は八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。)	無税
四一・一五〇	全形の原皮(一六キログラムを超えるものに限る。)	無税
四一・一九〇	その他のもの(パット、ベンス及びベリーを含む。)	六〇%

四
五

四一〇七・一一	フルクレイン(スプリットしてないものに限る。)	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一〇七・一二	グレーンスプリット	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一〇七・一九	その他のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一〇七・九一	その他のもの(サイドを含む。)	一五%
	フルグレーン(スプリットしてないものに限る。)	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一〇七・九二	グレーンスプリット	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一〇七・九九	その他のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	六〇%
四一・一二	羊革(なめした又はクラスストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)	一五%
四一・一二・〇〇	パーチメント仕上げをしたもの	一五%

四一・二三	二 その他のもの	六〇%
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	無税
四一・二三・一〇	その他の動物の革(なめした又はクラスストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものを含む、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。)	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	六〇%
	(二) その他のもの	無税
四一・二三・二〇	豚のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	一〇%
	(二) その他のもの	七・五%
四一・二三・三〇	爬虫類のもの	一五%
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	一二・五%
	(二) その他のもの	七・五%
四一・二三・九〇	その他のもの	無税
	一 パーチメント仕上げをしたもの	一五%
	二 その他のもの	
	(一) 染色色し又は模様付けしたもの	七・五%
	(二) その他のもの	無税
四一・一四	シャモア革(コンベネーションシャモア革を含む。)、パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	七・五%
四一・一四・一〇	シャモア革(コンベネーションシャモア革を含む。)	無税
四一・一四・二〇	パテントレザー及びパテントラミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー	二五%
四一・一四・三〇	メタライズドレザー	三五%
四一・一四・四〇	その他のもの	三五%

四一・一五	コンボシヨシレザ(革又は革繊維をもととして製造したもの、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない)、革又はコンボシヨシレザのくず(革製品の製造に適しないものに限り)及び革の粉	
四二五・一〇	コンボシヨシレザ(革又は革繊維をもととして製造したもの、板状、シート状又はストリップ状のものに限るものとし、巻いてあるかないかを問わない)	一五%
四二五・二〇	革又はコンボシヨシレザのくず(革製品の製造に適しないものに限り)及び革の粉	一〇%
別表第四二類の注1(b)中「及び手袋」を「並びに手袋、ミトン及びミット」に改め、同注3中「手袋(運動用)を」手袋、ミトン及びミット(運動用又は保護用)に、「負い革及び」を「負い革並びに」に改める。		
別表第四二・〇二項中「旅行用バッグ」の下に、「断熱加工された飲食料用バッグ」を加える。		
別表第四三類の注2(c)中「手袋」の下に、「ミトン及びミット」を加える。		
別表第四三〇一・二〇号、第四三〇一・四〇号、第四三〇一・五〇号及び第四三〇二・一二号を削る。		
別表第四四類の号注1中「マコレ」の下に、「マンデオケイラ」を、「パリッサンドルロゼ」の下に、「パウアマレロ」を、「プナ」の下に、「クアルバ」を、「スレン」の下に、「タウアリ」を加える。		
別表第四四・〇七項中「フィンガージョイントしたもの」を「縦縫ぎしたもの」に改める。		
別表第四四・〇八項を次のように改める。		
四四・〇八	化粧ばり用单板(積層木材を平削りすることにより得られるものを含む)、合板用单板、これらに類する積層木材用单板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材(厚さが六ミリメートル以下のものに限り)とし、かながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦縫ぎしたものであるかないかを問わない。	
四四〇八・一〇	針葉樹のもの	
	一 インセンシスターのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限り)	無税
	二 その他のもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	五%
四四〇八・三一	熱帯産木材(この類の号注1のものに限る)のもの ダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ及びメランチバカウ	
	一 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	(一) 集成材	一五%
	(二) その他のもの	二〇%
	二 その他のもの	五%
四四〇八・三九	その他のもの	
	一 パドック(かりん)のもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	八%
	二 ジェルトンのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限り)	
	三 チークのもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	無税
	四 その他のもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	五%
	その他のもの	
	一 つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	八%
	二 その他のもの	
	(一) 積層木材を平削りすることにより得られるもの	
	A 集成材	一五%
	B その他のもの	二〇%
	(二) その他のもの	五%
別表第四四・〇九項中「縁又は面」を「縁、端又は面」に、「フィンガージョイントしたもの」を「縦縫ぎしたもの」に改める。		
別表第四四・一〇項を次のように改める。		
四四・一〇	パーティクルボードその他これに類するボード(例えば、オリエンテッドストラッドボード及びウエファードボード) (木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない)	

四四一〇・二二	オリエンテッドストランドボード及びウエファードボード (木材のものに限る。)	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をして ないもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %
四四一〇・二九	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %	
四四一〇・三二	その他のもの(木材のものに限る。)	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をして ないもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %
四四一〇・三三	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %	
四四一〇・三三	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %	
四四一〇・三九	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %	
四四一〇・九〇	その他のもの	一 板状のもの 二 その他のもの	八 % 一〇 %	
別表第四六・〇一	別表第四六・〇一を次のように改める。			
四六〇一・二〇	さなだその他これに類する組物材料から成る物品(スト リップ状であるかないかを問わない。並びに組物材料又は さなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行に つなぎ及び織つたものであつてシート状のもの(最終製品 (敷物、壁掛等)であるかないかを問わない。)	敷物及びすだれ(植物性材料製のものに限る。)	一 いぐさ製又は七島い製のもの 二 その他のもの	六 % 三・九 %
四六〇一・九一	植物性材料製のもの	一 むしろ、こも及びアンペラ 二 さなだその他これに類する組物材料から成る物 品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	無税 三 %	

四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %
四六〇一・九九	その他のもの	三 三 %

別表第四八・〇二項を次のように改める。

四八・〇二	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第四八・〇一又は第四八・〇三項の紙を除く）並びに手すきの紙及び板紙手すきの紙及び板紙	三・四%
四八〇二・一〇	写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙	二・二%
四八〇二・二〇	カーボン原紙	二・二%
四八〇二・三〇	壁紙原紙	二・二%
四八〇二・四〇	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%以下のもに限り。）	二・二%
四八〇二・五四	重量が一平方メートルにつき四〇グラム未満のもの	二・二%
四八〇二・五五	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの（ロール状のものに限る。）	二・二%
四八〇二・五六	重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のもの（折り畳んでない状態において一辺の長さが四三ミリのシート状のものに限る。）その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）	二・二%
四八〇二・五七	その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）	二・二%
四八〇二・五八	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二・二%
四八〇二・六二	その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	無税
四八〇二・六九	ロール状のもの	無税
四八〇二・六九	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三ミリのシート状のもの（その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）	無税
四八〇二・六九	その他のもの	無税
別表第四八・〇五項を次のように改める。		
四八・〇五	その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注3に規定する加工のほかに更に加工をしたものを除く）	九・六%
四八〇五・一一	段ボール用中しん原紙	六%
四八〇五・一二	セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙	六%
四八〇五・一九	わらパルプ製の段ボール用中しん原紙	六%
四八〇五・二四	その他のもの	二・五%
四八〇五・二四	テストライナー（再生ライナーボード）	二・五%
四八〇五・二四	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

四八〇五・二五	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	二・五%
四八〇五・三〇	サルファイト包装紙	九・六%
四八〇五・四〇	フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード	六%
四八〇五・五〇	一 重量が一平方メートルにつき二三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六%
四八〇五・五〇	二 その他のもの	五・二%
四八〇五・五〇	フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード	五・二%
四八〇五・九一	一 重量が一平方メートルにつき一三〇グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）	六%
四八〇五・九二	二 その他のもの	五・二%
四八〇五・九三	その他のもの	二・五%
四八〇五・九三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	二・五%
四八〇五・九三	重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超え二二五グラム未満のもの	二・五%
四八〇五・九三	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%
別表第四八・〇七項を次のように改める。		
四八・〇七	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%
四八〇七・〇〇	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%
四八・〇七	重量が一平方メートルにつき二二五グラム以上のもの	二・五%
別表第四八・一一項を次のように改める。		
四八・一一	紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない））かつ、その他の物質を塗布してないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない）	三・四%
四八・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%以下のものに限る。）	無税
四八・一一	ロール状のもの	無税
四八・一一	折り畳んでない状態において一辺の長さが四三ミリのシート状のもの（その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）その他のもの（重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上一五〇グラム以下のものに限る。）	無税
四八・一一	その他のもの	無税
四八・一一	筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるものに限る。）	無税

四八二〇・三二	軽量コート紙	二・二%
四八二〇・二九	その他のもの	二・二%
	一 機械パルプの含有量が全繊維重量の一〇%を超えるもの	二・二%
	二 その他のもの	無税
四八一〇・三二	クラフト紙及びクラフト板紙(筆記用、印刷用その他のグラフイック用に供する種類のものを除く)	無税
四八一〇・三三	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下のもの	無税
四八一〇・三九	全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の九五%を超え、かつ、重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八一〇・九二	その他の紙及び板紙	無税
四八一〇・九二	多層ずきのもの	無税
四八一〇・九二	その他のもの	無税
四八一〇・九二	紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウエブ(ロール状又は長方形(正方形を含む)のシート状のもの、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第四八・〇三項、第四八・〇九項又は第四八・一〇項の物品を除く)	無税
四八一〇・一〇	タール、ビチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙	二・五%
四八一〇・一〇	粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙	二・五%
四八一〇・四一	セルフアドヒージブのもの	二・二%
四八一〇・四九	その他のもの	二・二%
四八一〇・五二	プラスチック(接着剤を除く)を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	無税
四八一〇・五九	さらしたもので重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超えるもの	無税
四八一〇・六〇	その他のもの	無税
四八一〇・九〇	ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	二・五%
四八一〇・九〇	一 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙	無税
四八一〇・九〇	二 その他のもの	無税
四八一〇・九〇	その他の紙、板紙、セルロースウオッディング及びセルロース繊維のウエブ	無税

別表第四八・二三項中	四八二三・一一	セルフアドヒージブのもの	「に改め、	四八二三・五 四八二三・五
四八二三・一二	セルフアドヒージブのもの	「に改め、		
一	印刷し、型押しをし又はせん孔したもの	二・二%	を削り、同表第四八二三・九〇	
九	その他のもの	二・二%		
号中「二・六%」を「二・二%」に改める。				
別表第四九類の注2中「コンピュータ」を「自動データ処理機械」に改める。				
別表第四九〇七・〇〇号中「(本邦において通用し又は発行するもので使用してないものに限る。)」を「(発行国(額面で流通する国を含む。)で通用するもので使用してないものに限る。)」に改める。				
別表第一一部の号注1(k)の前に次のように加える。				
(e) から(i)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。				
別表第一一部の号注2(A)中「第五五類までの物品」の下に「及び第五八・〇九項の物品」を加える。				
別表第五一・〇二項中	五二〇二・一〇	織獣毛	無税	「を
織獣毛				
五二〇二・一一	カシミヤやぎのもの	無税	「に改める。	
五二〇二・一九	その他のもの	無税		
別表第五一・〇五項中	五一〇五・三〇	織獣毛(カードし又はコームしたものに限る。)	無税	「を
織獣毛(カードし又はコームしたものに限る。)				
五一〇五・三一	カシミヤやぎのもの	無税	「に改める。	
五一〇五・三九	その他のもの	無税		
別表第五三・〇五項中	五三〇五・九一	その他のもの	無税	
五三〇五・九九	生もの	無税		
五三〇五・九〇	その他のもの	無税	「に改める。	

別表第五三〇・八・三〇号を削り、同表第五三〇・八・九〇号を次のように改める。 五三〇・八・九〇	その他のもの	三%	
一 紙糸			
二 その他のもの		九・六%	
別表第五六〇・七・三〇号を削り、同表第五六〇・七・九〇号中「三・九%」を「三%」に改める。 別表第五八〇・四項中「第六〇・〇二項」の下に「から第六〇・〇六項まで」を加える。 別表第五九類の注「中」第六〇・〇二項の下に「から第六〇・〇六項まで」を加える。 別表第五九〇・三・一〇号中「ポリ塩化ビニル」を「ポリ(塩化ビニル)」に改める。 その他のもの			
別表第五九〇・四項中	五九〇・四・九一	ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの	四・六%
	五九〇・四・九二	その他の紡織用繊維を基布とするもの	四・六%
		を	
五九〇・四・九〇	その他のもの	「四・六%」に改める。	
別表第六〇・〇二項を次のように改める。 六〇・〇二	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三〇センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く)		一五・七%
	弾性糸の重量が全重量の五%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る)		九・六%
六〇〇二・四〇	一 模様編みの組織を有するもの		六・六%
	(一) 綿製のもの		六・六%
	(二) その他のもの		六・四%
	二 その他のもの		六・六%
	(一) 綿製又は人造繊維維製のもの		六・六%
	(二) その他のもの		六・四%
六〇〇二・九〇	その他のもの		七・八%
	一 模様編みの組織を有するもの		五・六%
	(一) 綿製のもの		五・六%
	(二) その他のもの		五・六%
	二 その他のもの		六・六%
	(一) 綿製のもの		六・六%
	(二) その他のもの		五・六%
別表第六〇・〇二項の次に次の四項を加える。 六〇・〇三	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三〇センチメートル以下のものに限るものとし、第六〇・〇一項及び第六〇・〇二項のものを除く)		九・六%
六〇〇三・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの		九・六%
	一 模様編みの組織を有するもの		九・六%

六〇〇三・二〇	二 その他のもの	六・四%
	綿製のもの	
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%
	二 その他のもの	六・六%
六〇〇三・三〇	合成繊維製のもの	九・六%
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%
	二 その他のもの	六・六%
六〇〇三・四〇	再生繊維又は半合成繊維製のもの	九・六%
	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%
	二 その他のもの	六・六%
	その他のもの	六・六%
六〇〇三・九〇	一 模様編みの組織を有するもの	九・六%
	二 その他のもの	六・四%
六〇・〇四	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が三〇センチメートルを超え、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の五%以上のものに限るものとし、第六〇・〇一項のものを除く)	
六〇〇四・一〇	弾性糸の重量が全重量の五%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る)	
	一 模様編みの組織を有するもの	一五・七%
	(一) 綿製のもの	九・六%
	(二) その他のもの	六・六%
	二 その他のもの	六・六%
	(一) 綿製又は人造繊維維製のもの	六・六%
	(二) その他のもの	六・四%
六〇〇四・九〇	その他のもの	七・八%
	一 模様編みの組織を有するもの	五・六%
	(一) 綿製のもの	五・六%
	(二) その他のもの	五・六%
	二 その他のもの	六・六%
	(一) 綿製のもの	六・六%
	(二) その他のもの	五・六%
六〇・〇五	たてメリヤス編物(ガルーメンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第六〇・〇一項から第六〇・〇四項までのものを除く)	九・六%
六〇〇五・一〇	羊毛製又は織獣毛製のもの	九・六%
六〇〇五・二二	綿製のもの	一五・七%
六〇〇五・三二	漂白してないもの及び漂白したもの	一五・七%
六〇〇五・三三	浸染したもの	一五・七%
	異なる色の糸から成るもの	一五・七%

[illegible]

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

六〇〇・六・九〇 その他のもの 一 模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 六二一〇・一〇 羊毛製又は織獣毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レリスを使用したもの、及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 四・八% 九・六% 六・四% を	別表第六一・一〇項中 羊毛製又は織獣毛製のもの 羊毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レリスを使用したもの、及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 一六・八% 一四% に改める。	六二一〇・一一 カシミア毛製のもの 一 ししゅうしたものの、レリスを使用したもの、及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 一六・八% 一四% に改める。	六二一〇・一九 その他のもの 一 ししゅうしたものの、レリスを使用したもの、及び模様編みの組織を有するもの 二 その他のもの 一六・八% 一四% に改める。	別表第六四類注3(b)中「第四一・〇四項から第四一・〇九項まで」を「第四一・〇七項及び第四一・一二項から第四一・一四項まで」に改める。 別表第六八類注1(b)中「紙」の下に「及び板紙」を加える。 別表第六八二・一〇号から第六八二・一四〇号までを削る。 七〇一〇・九一 内容積が一リットルを超えるもの 七〇一〇・九二 内容積が〇・三三リットルを超え一リットル以下のもの 七〇一〇・九三 内容積が〇・一五リットルを超え〇・三三リットル以下のもの 七〇一〇・九四 内容積が〇・一五リットル以下のもの 無税 無税 無税 無税 を	七〇一〇・九〇 その他のもの 無税 「に改める。」
別表第七一・一二項を次のように改める。 七二・一二 貴金属又は貴金属を張った金属のくず及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくずで貴金属又はその化合物を含有するもの 七二・一二・三〇 貴金属又はその化合物を含む灰 その他のもの 七二・一二・九一 金のくず(金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。) 七二・一二・九二 白金のくず(白金を張った金属のくずを含むものとし、その他の貴金属を含有するものを除く。) 七二・一二・九九 その他のもの 無税 無税 無税 無税 を	別表第七三〇・二一〇号を削る。 七四一五・三二 木ねじ 七四一五・三三 その他のねじ、ボルト及びナット 無税 「に改める。」	別表第八一・〇一項中 八二〇一・九一 タンクステン(塊(単に焼結して得た棒を含む。))及びくず 八二〇一・九二 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく 八二〇一・九三 線 無税 無税 無税 に改める。	別表第八一・〇二項中 八二〇二・九四 タンクステン(塊(単に焼結して得た棒を含む。))及びくず 八二〇二・九五 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく 八二〇二・九六 線 無税 無税 無税 に改める。	別表第八一・〇三項中 八二〇二・九二 モリブデンの塊(単に焼結して得た棒を含む。) 八二〇二・九三 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく 八二〇二・九四 線 無税 無税 無税 に改める。	八二〇二・九六 棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく 八二〇二・九七 線 無税 無税 無税 に改める。

[illegible]

別表第八四・四三項中「インクジェット方式の印刷機を含むものとし、第八四・七一項の物品を除く。及びを」(第八四・四二項の活字、ブロック、プレート、シリンドラーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの)及びインクジェット方式の印刷機(第八四・七一項の物品を除く)並びにに改める。

別表第八四六・一一〇号を削る。

別表第八四・六七項中「電気式でない原動機」を「原動機(電気式であるかないかを問わない。)」に改め、同表第八四六・一九号の次に次のように加える。

電気式の原動機を自蔵するもの

ドリル

のこぎり

その他のもの

別表第八四八・三・九〇号を次のように改める。

八四八・三・九〇

単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケット
その他の伝動装置の構成部品及び部分品

無税

別表第八五類の注3(a)中「真空式掃除機」の下に「(ドライアンドウェット式のものを含む。)」を加え、同注3のただし書中「第八五・〇八項」を「第八四・六七項」に改め、同注6を次のように改める。

6 第八五・二・三項又は第八五・二・四項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。
この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。

別表第八五類の注に次のように加える。

2 第八五・四・二・一〇号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路(マイクロプロセッサ)を一個埋め込んだもの(磁気ストライプを有する可有しないかを問わない)をいう。

別表第八五・〇六・八〇号中「もの」を「一次電池」に改める。

別表第八五・〇八項を削る。

別表第八五・〇九・一〇号中「真空式掃除機」の下に「(ドライアンドウェット式のものを含む。)」を加える。

別表第八五・一四項を次のように改める。

八五・一四

工業用又は理化学用の電気炉(電磁誘導又は誘電損失により機能するものを含む)及び工業用又は理化学用のその他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限定)。

抵抗加熱炉

電磁誘導又は誘電損失により機能する炉

その他の炉

その他の機器(電磁誘導又は誘電損失により物質を加熱処理するものに限定)

八五・一四・一〇

部分品

無税

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第八五・一八項中「マイクロホンとスピーカーとを組み合わせたもの、ヘッドホン、イヤホン」を「ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。)、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの」に改め、同表第八五・一八・三〇号を次のように改める。

八五・一八・三〇

ヘッドホン及びイヤホン(マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない)並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの

無税

別表第八五・二五項中「及びスチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー」を「スチルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ」に改め、同表第八五・二五・四〇号中「ビデオカメラレコーダー」の下に「及びデジタルカメラ」を加える。

別表第八五・四二項を次のように改める。

八五・四二

集積回路及び超小形組立
集積回路を自蔵するカード(スマートカード)
モノリシック集積回路
デジタル式のもの
その他のもの

八五・四二・一〇

八五・四二・二二

八五・四二・二九

八五・四二・六〇

八五・四二・七〇

八五・四二・九〇

部分品

超小形組立

無税

別表第八八・〇五項中

八八・〇五・二〇

部分品

航空用地上訓練装置及びその部

品

航空用地上訓練装置及びその部

品

空中戦用シミュレーター及び

その部分品

その他のもの

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

無税

別表第九〇類の注に次のように加える。

- 7 第九〇・三三項には、次の物品のみを含む。
- (a) 液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の自動調整機器及び温度の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものであるか否かを問わない。)
- (b) 非電氣的量の自動調整機器(実際値を連続的に又は定期的に測定することにより、自動調整すべき要素を外乱に対して安定させ、設定値に維持するよう設計されたもので、当該要素に伴つて変化する電気現象により作動するものに限る。)及び電氣的量の自動調整機器

別表第九〇・〇九項中 九〇〇九・九〇 部分品及び附属品 無税 を

- 部分品及び附属品
- 九〇〇九・九一 オートマチックドキュメント 無税 に改める。
- 九〇〇九・九二 ペーパーフィーダー 無税
- 九〇〇九・九三 ソーター 無税
- 九〇〇九・九九 その他のもの 無税

別表第九〇・二二項中 九〇二二・一一 人造関節その他の整形外科機器及び骨折治療具 無税 を

- 九〇二二・一九 人造関節 無税
- その他のもの 無税

九〇二二・一〇 整形外科用機器及び骨折治療具 無税 に、九〇二二・三〇

その他の人造の人体の部分 無税 を 九〇二二・三一 人造関節 無税

部分 無税 に改める。 九〇二二・三九 その他のもの

別表第九一・〇八項中 九一〇八・九一 その他のもの 無税 を

- 九一〇八・九九 その他のもの 無税

九一〇八・九〇 その他のもの 無税 に改める。

別表第九一・一二項中 九一二・一〇 金属製のケース 無税 を

- 九一二・二〇 その他のケース 無税

九一二・二〇 ケース 無税 に改める。

別表第九三・〇一項を次のように改める。

- 九三・〇一 軍用の武器(けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。)
- 火砲(例えば、大砲、曲射砲及び迫撃砲)
- 自走式のもの 一二・八%
- その他のもの 一二・八%
- 九三・〇一・一九 ロケット発射装置、火炎放射機、魚雷発射管その他これらに類する発射装置 一二・八%
- 九三・〇一・二〇 魚雷発射管その他これらに類する発射装置 一二・八%
- 九三・〇一・九〇 その他のもの 一二・八%

別表第九三・〇五項中

- 九三・〇五・九〇 その他のもの
- 一 軍用の武器のもの 一二・八%
- 二 その他のもの 一二・五%
- (一) 革製又はコンポジショ 六・六%
- (二) 革製又はコンポジショ 六・六%
- その他のもの 六・六%

- 九三・〇五・九一 第九三・〇一項の軍用の武器のもの 一二・八%
- 九三・〇五・九九 その他のもの 一二・五%
- 一 革製又はコンポジショ 六・六%
- 二 その他のもの 六・六%

別表第九五類の注1(四)中「及び手袋」を「並びに手袋、ミトン及びミット」に改め、同注に次のように加える。

4 第九五・〇三項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの(例えば、ペット用がん具)を含まない(それぞれ該当する項に属する)。

別表第九五・〇四・三〇号中「又はディスク」を、銀行券(紙幣)、ディスクその他これらに類するものに改める。

別表第九五・〇八項を次のように改める。

- 九五・〇八 回転木馬、スイング、射的場その他の興行用設備及び巡回サーカス、巡回動物園又は巡回劇場の設備 無税
- 九五・〇八・一〇 巡回サーカス又は巡回動物園のもの 無税
- 九五・〇八・九〇 その他のもの 無税

別表第九六・一三・三〇号を削る。

別表第九七類の注1(a)を次のように改める。

(a) 第四九・〇七項の使用してない郵便切手、収入印紙、切手付き書簡類その他これらに類する物品

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

五八

表第五を、「掲げる物品」の下に、「(関税定率法別表第一に掲げる物品にあつては、同表)に定める税率が無税とされているものを除く。」を加え、「同項各号の税率を」同項各号に定める税率に、「前条第一項又は第三項に規定する税率を」前条第一項又は第三項の規定による税率に、「同条第一項又は第四項を」同項の規定に、「同条第一項又は第三項を」同条第一項又は第三項の規定に、「読み替えるものとする」を「読み替えるものとし、前条第三項の規定の適用を受ける物品につき、その適用を停止するときは、当該物品については、同条第一項の規定の適用はないものとする」に改め、同条第三項を削る。

に外国貨物を置くことの承認(同法第六十二條において準用する場合を含む。)又は第六十二條の十(総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認)の承認の申請(以下この項において「蔵入れ申請等」という。)がされた物品に係るものを除くものとし、同法第七十六條第三項(郵便物を受け取った旨の通知)の規定による通知を含む。)又は蔵入れ申請等がされるものについては、第八條の二第一項の規定は、適用しない。一の特恵受益国等を原産地とする一の特定特恵工業産品等の各年度における輸入額等が、当該特定特恵工業産品等に係る限度額等の五分之一を超えることとなつたときも、当該特定特恵工業産品等を原産地とする当該特定特恵工業産品等について、また同様とする。

法に準じて、別表第三の各項目ごとに毎月集計し、これを順次加算して算出するものとする。

4 第一項に規定する当該月の翌月十五日は、関税法第二條の二(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用については、同条に規定する期限とみなす。

(精製銅に係る特恵関税の適用に関する特例)

第八條の五 平成十三年度において、政令で定める特別特恵受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品については、第八條の二第三項の規定は、適用しない。

2 平成十三年度から平成十七年度までの各年度において、前条第一項前段及び第二項から第四項までの規定は、前項に規定する政令で定める特別特恵受益国を原産地とする別表第三第七〇項に掲げる物品について準用する。

この場合において、同条第一項前段中「前条第一項」とあるのは「前条第二項において準用する同条第一項(平成十三年度においては、同条第一項)と」、「第八條の二第一項の規定の適用」とあるのは「第八條の二第三項(平成十三年度においては、同条第一項)の規定の適用」と、「第八條の二第二項の規定は」とあるのは「第八條の二第一項及び第三項の規定は」と、同条第二項中「を除く」とあるのは「に限る」と読み替えるものとする。

関長の承認を受けた小売業者から沖縄振興開発特別措置法第十八條の八(輸入品を携帯して出域する場合の関税の免除)に規定する施設において政令で定める金額の範囲内で購入した物品(当該出域の際に携帯して移出するものに限る。)であつて、当該施設において輸入するものについては、平成十四年三月三十一日までの間、その関税を免除する。

2 前項の規定により関税の免除を受けた物品について、個人的用途以外の用途に供された場合又は同項に規定する出域の際に携帯して移出されなかつた場合には、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。

3 税関長は、第一項の承認を受けた小売業者が関税法その他関税に関する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

4 第一項の規定による関税の免除の手續その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第二項から第七項までを削り、第一項の項番号を削る。

別表第一中「第八條の二」の下に、「第八條の三」を加える。

別表第一第四・〇二項から第四・〇五項まで、第一・〇一・〇一及び第一・〇一・〇三項中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。

別表第一第一・〇一・〇五・九〇号中「一〇%」を「三%」に改める。

別表第一第一・〇一・〇六項、第一・〇一・〇八項、第一・〇一・〇一・〇一から第一・〇一・〇四項まで、第一・〇一・〇八項、第一・〇一・〇一・〇一、第一・〇一・〇四項及び第二・〇一・〇六項中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。

(鉱工業産品等に対する特恵関税の適用の停止の特例等)

2 各年度における限度額等は、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により算出して得た額又は数量を別表第三の各項目ごとに合計したものとす。

2 平成十三年度 別表第三第五六項に掲げる物品及び関税定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第四條の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。)第八條の四第一項に規定する特定特恵工業産品等のうち平成十一年度旧法第八條の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたもの(政令で定める国を原産地とするものを除く。)の輸入額等に百分の百三を乗じる方法

2 平成十三年度から平成二十二年までの各年度 当該年度の前年度の限度額等に百分の百三を乗じる方法

3 第一項の輸入額等は、関税法第二百一十一條第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方

第八條の四 前条第一項の規定にかかわらず、平成十三年度から平成二十二年までの各年度において、特恵受益国等を原産地とする特定特恵工業産品等のうち第八條の二第一項の規定の適用を受けることができるもの(以下この条において「特定特恵工業産品等」という。)について、その輸入額又は輸入数量(以下この条において「輸入額等」という。)が、あらかじめ財務大臣が告示する額又は数量(以下この条において「限度額等」という。)を超えることとなつたときは、財務大臣は、その超えることとなつた特定特恵工業産品等及びその超えることとなつた月を告示するものとす、当該月の翌月十五日の翌日から当該年度の末日までに輸入申告(同項の規定の適用を受けることができるものとされていた期間中に関税法第四十三條の三第一項(保税蔵置場

1 平成十三年度 別表第三第五六項に掲げる物品及び関税定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第四條の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。)第八條の四第一項に規定する特定特恵工業産品等のうち平成十一年度旧法第八條の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたもの(政令で定める国を原産地とするものを除く。)の輸入額等に百分の百三を乗じる方法

2 平成十三年度から平成二十二年までの各年度 当該年度の前年度の限度額等に百分の百三を乗じる方法

1 平成十三年度 別表第三第五六項に掲げる物品及び関税定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第四條の規定による改正前のこの法律(以下この号において「旧法」という。)第八條の四第一項に規定する特定特恵工業産品等のうち平成十一年度旧法第八條の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたもの(政令で定める国を原産地とするものを除く。)の輸入額等に百分の百三を乗じる方法

3 第一項の輸入額等は、関税法第二百一十一條第一項第一号の統計の数値又は当該統計の作成方

別表第一第二七二〇・〇〇号を次のように改める。

二七二〇・〇〇

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇％以上のもので、かつ石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

(一) 石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五％未満のものを含む。）

(二) 揮発油

C その他のもの

(a) 航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

(1) 温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

(2) その他のもの

(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

(b) その他のもの

(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

(2) 燃料用のもの（政令で定めるものに限る。）

(3) その他のもの

(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

一キロリットルにつき 四〇〇円	一キロリットルにつき 六九	一キロリットルにつき 三六〇	一キロリットルにつき 三三六	一キロリットルにつき 七五〇円	一キロリットルにつき 二五	一キロリットルにつき 二五	一キロリットルにつき 二五	一キロリットルにつき 二五	一キロリットルにつき 二五
--------------------	------------------	-------------------	-------------------	--------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの		一キロリツ トルにつき 三八六
(二) 灯油		
B その他のもの		
(1) ノルマルパラフィン(直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上のものに限る)	無税	
(2) その他のもの		
(i) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五七〇円	
(ii) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 五六四円	
(三) 軽油		
(1) 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、二七〇	
(2) 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 一、二五七	
(四) 重油及び粗油		
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの		
(1) 製油の原料として使用するもの(関稅法第五六条第一項(保税工場の許可)に規定する保税作業による製品で、これらの物品を原料とする製油により得たものを含む。以下この号において同じ。)	一キロリツ トルにつき 二一五円	
(2) その他のもの		
(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上で、引火点が温度一三〇度以下のもの(本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混合し得たもので、これらの性質を有するものに限る。のうち、農林漁業の用に供するものに、硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	無税	

1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 二、六二〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 二、五九三
(ii) その他のもの	
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三、四一〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三、三〇六
B	
(1) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの	
(i) 製油の原料として使用するもの	一キロリツ トルにつき 二、二五円
(2) その他のもの	
(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの	一キロリツ トルにつき 二、四〇〇
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 二、三七六
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三、二〇二
(ii) その他のもの	
1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三、四一〇
2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの	一キロリツ トルにつき 三、三〇六

別表第五〇二・〇〇号中「平成十三年三月三十一日までに」を削る。
 別表第一の二中、第八条の二を削る。
 別表第一の三、第一の三の二、第一の六及び第一の八中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改める。

別表第二〇三・〇五項中
 〇三〇五・四九
 くん製した魚(フィレを含む)
 その他のものうち
 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)以外のもの
 一〇%
 を

削る。
 別表第二〇三・〇七・九一を削り、同表第二〇三・〇七・九九を次のように改める。
 〇三〇七・九九
 その他のもの
 二 その他のもの
 (四) その他のもの
 B その他のものうち
 はまぐり(乾燥したものに限り。)
 九%

別表第二〇五・〇八項を削る。
 別表第二〇七・二・三〇号を削り、同表第二〇七・二・九〇号を次のように改める。
 〇七・二・九〇
 その他の野菜及び野菜を混合したもの
 二 その他のものうち
 ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調整したものを除く。)
 たけのこ
 一〇%
 七・五%

別表第二〇八・〇二項中
 〇八〇二・一一
 アーモンド
 殻付きのもの
 二 スイートアーモン
 殻を除いたもの
 二 スイートアーモン
 二・四%
 を

削る。
 別表第二〇八・〇四・三〇号を削り、同表第二〇八・〇四・四〇号を次のように改める。
 〇八〇四・四〇
 アボカドのうち
 乾燥したもの
 別表第二〇八・〇七項を削る。
 無税

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

別表第二〇八・二・九〇号中
 (五) 砂糖を加えたもの
 その他のものうち
 パパイア、ポポー、アボカド、グアバ、ドラリアン、ビリンビ、チャンペ、ナンカ、パンの実、ラングータン、ジャマン、チェリモア、サントル、シユガリアップル、マンゴ、カスターアップル、マンゴ、パッションフルーツ、ランソム、マンゴスレーン、サワーサップ及び
 一二%
 を削る。

別表第二〇八・二・四〇号を次のように改める。
 〇八・二・四〇
 その他の果実
 二 その他のものうち
 サントル
 七・五%

別表第二〇九・二・三〇号及び第一一五・六〇号を削る。
 別表第二一五・二・九〇号中
 二 その他のもの
 四・五%
 を削る。

別表第二一六・四・二〇号中
 たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルシウス属のもの)のものうち
 気密容器入りのもの
 九%
 を削る。

別表第二一六・五・一〇号中
 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)
 五%
 を削る。

同表第一一六・五・二〇号中
 二 その他のもの
 五・三%
 を削る。

同表第一一六・五・三〇号中
 二 その他のもの
 五%
 を削る。

同表第一一六・五・四〇号中
 (二) その他のもの
 五%
 を削る。

別表第二一九・五・一〇号及び第一一九・五・四〇号を削る。
 別表第二一九・五・九〇号中
 一 パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)
 九%
 を削る。

別表第二第二〇〇一・九〇号中 (一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ナビル、パン、チャンペダ、タン、ジャンボ、レンプ、サボテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッショナブル、ランソ、シム、サワーサップ及びレイ を削る。 六%	別表第二第二〇〇二・九〇号中 砂糖を加えたもの 一三・四%を削る。	別表第二第二〇〇三項を削る。 砂糖を加えたもの 一三・四%を削る。	別表第二第二〇〇五・四〇号中 砂糖を加えたもの 一三・四%を削る。	別表第二第二〇〇五・五九号中 砂糖を加えたもの 一三・四%を削る。	別表第二第二〇〇五・七〇号を削る。 砂糖を加えたもの 一三・四%及び	別表第二第二〇〇五・九〇号中 (a) にんにくの粉 九・六%を削る。	別表第二第二〇〇六・〇〇号中 マロングラッセ 一二・六%を削る。	別表第二第二〇〇八・一一号を削り、同表第二〇〇八・一九号を次のように改める。 二〇〇八・一九 その他のもの(混合したものを含む)。 二 その他のもの (一) パルプ状のもの A カシューナット(いつたものを除く)。 八% (二) その他のもの B マカダミアナット(いつたものに限る)及び びべカン(いつたものに限る)のうち マカダミアナット(いつたものに限る)。 C ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイ スナット、ヘーゼルナット、カシューナッ ト及びぎんなんのうち ココヤシの実、ブラジルナット、パラ イスナット及びヘーゼルナット カシューナット 四% 六%	別表第二第二〇〇八・四〇号中 A 気密容器入りのもの 一二%及び	別表第二第二〇〇八・五〇号及び第二〇〇八・六〇号中 A 気密容器入りのもの 九%を削る。 (一) パルプ状のもの	別表第二第二〇〇八・七〇号中 (二) その他のもの A 気密容器入りのもの 六・七%を削る。 B その他のもの 九・六%	別表第二第二〇〇八・九一号を削る。 (b) バナナ、アボカド、マンゴー、グアバ及びマンゴスチンのうち 気密容器入りのもの 九・六%を削る。	別表第二第二〇〇九・八〇号中 (一) 砂糖を加えたもの 八・一% (二) その他のもの 気密容器入りのもの 七・六% その他のもの 七・二%	別表第二第二〇〇九・九〇号を削る。 (二) その他のもの 気密容器入りのもの 七・六%に改める。	別表第二第二〇一〇・二〇号中 (二) その他のもの 八%を削る。	別表第二第二〇一〇・三〇号、第二〇一〇・四〇号及び第二〇一〇・五〇号を削る。 ロ アルコールを含有しない飲料のもと (イ) おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの 一二%を削る。	別表第二第二〇一〇・六〇号中 別表第二第二〇一〇・五〇号中 六・六%(その率が一リットルにつき二八円八八銭の従量税率より高いときは、当該従量税率)を「無税」に改め、同表第二〇一〇・六〇号中「六%」を「無税」に改める。 別表第三を次のように改める。
---	--	--	--	--	---	---	---	--	---	--	--	---	--	--	---	---	---

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特恵関税率の算出のための係数表（第八条の二、第八条の四、第八条の五関係）

項 名	品 目	係 数
一	関税率表別表（以下この表において「関税率表」という。）第二八二五・八〇号に掲げる物品のうち 三酸化アンチモン	〇・〇
二	関税率表第二八四九・一〇号に掲げる物品 関税率表第二八四九・九〇号に掲げる物品のうち 炭化ほう素、炭化ニオブ及び炭化タンタル以外のもの	〇・〇
三	関税率表第二九〇五・四四号に掲げる物品	〇・二
四	関税率表第二九〇六・一一号に掲げる物品	〇・八
五	関税率表第二九一八・一四号に掲げる物品	〇・六
六	関税率表第二九一八・一五号の一に掲げる物品	〇・〇
七	関税率表第二九二二・四二号の一に掲げる物品	〇・八
八	関税率表第三〇〇一・二五号の一（二）に掲げる物品	〇・六
九	関税率表第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号に掲げる物品	〇・六
一〇	関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品	〇・〇
一一	関税率表第三五〇五・一〇号の二又は第三五〇五・二〇号に掲げる物品	〇・二
一二	関税率表第三六・〇四項に掲げる物品	〇・〇
一三	関税率表第三九・〇一項から第三九・〇四項まで、第三九・〇六項又は第三九・一一・一〇号に掲げる物品のうち 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールドイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの 関税率表第三九・一四・〇〇号に掲げる物品のうち ポリスチレンのもの及びアクリル樹脂のもの	〇・二
一四	関税率表第三九・二六・九〇号の二に掲げる物品のうち ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）	〇・二
一五	関税率表第四一〇九・〇〇号に掲げる物品	〇・六
一六	関税率表第四一類に掲げる物品、関税率表第四一〇四・一〇号の一（二）及び第三、第四一〇四・一二号、第四一〇四・一三号の二、第四一〇四・二九号の二、第四一〇四・三三号の一、第四一〇四・三九号の二、第四一〇五・二〇号の二（一）、第四一〇六・二〇号の二（一）並びに第四一〇九・〇〇号に掲げる物品を除く。）	〇・二

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号（その二） 関税率法等の一部を改正する法律案

一七	関税率表第四二〇二・一一号、第四二〇二・一二号、第四二〇二・一三号、第四二〇二・二二号、第四二〇二・二三号、第四二〇二・二九号、第四二〇二・三〇号、第四二〇二・三九号、第四二〇二・四二号又は第九六〇五・〇〇号に掲げる物品	〇・八
一八	関税率表第四二〇五・〇〇号又は第九三〇五・九〇号の二（一）に掲げる物品	〇・六
一九	関税率表第四二類に掲げる物品（関税率表第四二・〇三項に掲げる物品並びに第七項及び第八項に掲げるものを除く。）	〇・二
二〇	関税率表第四三〇二・一一号に掲げる物品 関税率表第四三〇二・一九号に掲げる物品のうち 羊又はやぎのもの以外のもの 関税率表第四三〇二・二〇号又は第四三〇二・三〇号の二に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	〇・二
二一	関税率表第四三〇二・三〇号の一、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち 羊、やぎ又はうさぎのもの以外のもの	〇・六
二二	関税率表第四四〇三・九九号の一に掲げる物品	〇・〇
二三	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の二又は第四四〇七・九九号の一に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの 関税率表第四四〇九・二〇号の三（一）に掲げる物品	〇・〇
二四	関税率表第四四〇七・二五号、第四四〇七・二六号、第四四〇七・二九号の二又は第四四〇七・九九号の二に掲げる物品のうち かんながけし又はやすりがけしたもの以外のもの	〇・六
二五	関税率表第四四〇八・一〇号の二、第四四〇八・三一号、第四四〇八・三九号の三又は第四四〇八・九〇号の二に掲げる物品のうち 合板用单板	〇・六
二六	関税率表第四四・〇八項に掲げる物品のうち 合板用单板以外のもの	〇・〇
二七	関税率表第四四〇九・二〇号の一に掲げる物品のうち 竹製のもの	〇・六
二八	関税率表第四四・一一項又は第四四・一一項に掲げる物品	〇・六
二九	関税率表第四四・一二・二三号、第四四・一二・二三号、第四四・一二・二九号又は第四四・二〇・九九号の一に掲げる物品	〇・六

[illegible]

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 関税定率法等の一部を改正する法律案

項 名	品 目
一	関稅定率法別表(以下この表において「関稅率表」という。第二七〇九・〇〇号又は第二七一〇・〇〇号の一の(C)、(D)のB。(三)若しくは(四)に掲げる物品
六八	関稅率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの
六九	関稅率表第七二〇二・六〇号に掲げる物品のうち ニッケルの含有量が全重量の三三%未満のもの以外のもの
七〇	関稅率表第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号又は第七四〇三・一三号に掲げる物品 関稅率表第七四〇三・一九号に掲げる物品のうち 精鍊用のもの(銅の含有量が全重量の九九・八%以下のものに限る)以外のもの
七一	関稅率表第七四〇七・一〇号、第七四〇七・二二号、第七四〇八・一〇号、第七四〇八・一九号又は第七四〇八・二二号に掲げる物品 関稅率表第七四〇七・二九号又は第七四〇八・二九号に掲げる物品のうち 銅・すず合金(青銅)のもの
七二	関稅率表第七四〇九・一一号、第七四〇九・一九号、第七四〇九・四〇号、第七四〇九・九〇号、第七四・一〇項又は第七四一・一〇号に掲げる物品
七三	関稅率表第七五〇一・二〇号の一又は第七五〇二・一〇号に掲げる物品
七四	関稅率表第七六類に掲げる物品
七五	関稅率表第七八〇一・一〇号に掲げる物品
七六	関稅率表第七九・〇一項に掲げる物品
七七	関稅率表第八一・〇三項、第八一〇六・〇〇号、第八一・〇七項、第八一〇八・九〇号、第八一・〇〇号、第八一・一二・二〇号、第八一・二四・〇〇号、第八一・二九号、第八一・二九号又は第八一・三〇・〇〇号に掲げる物品
七八	関稅率表第九四〇一・九〇号の一又は第九四〇四・一〇号に掲げる物品
七九	関稅率表第九五・〇二項に掲げる物品
八〇	関稅率表九五・〇三項に掲げる物品
八一	関稅率表第九六〇三・二二号、第九六〇三・二九号、第九六〇三・三〇号、第九六〇三・四〇号、第九六〇三・五〇号又は第九六〇三・九〇号に掲げる物品

別表第四を次のように改める。

別表第四 特惠関稅例外品目表(第八条の二関係)

[illegible]

[illegible]

第五条 関税暫定措置法の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「第二七二〇・〇〇号の一の四」を「第二七二〇・一九号の一の三」に、「本邦において製造された同号」を「本邦において製造された同表第二七二〇・一一号」に、「同表第二七二〇・〇〇号の一の二」のB若しくは三に掲げる灯油若しくは軽油又は同号の一の四を「同表第二七二〇・一一号の一の二」のB若しくは第二七二〇・一九号の一の二のBに掲げる灯油、同表第二七二〇・一一号の一の三若しくは同表第二七二〇・一九号の一の二に掲げる軽油又は同表第二七二〇・一九号の一の三に改める。

第七條第一項中「第二七二〇・〇〇号」を「第二七二〇・一一号若しくは第二七二〇・一九号」に改める。

第七條の第三項第三号中「第一〇三・二九号並びに第一〇三・二九号の三及び四を第一〇三・二〇号の一、四及び五」に、「第一一〇四・一一号、第一一〇四・一九号の一、第一一〇四・二二号及び第一一〇四・二九号の一」を第一一〇四・一九号の一及び三並びに第一一〇四・二九号の一及び三に改め、同項第三号の二中「第一一〇三・一四号及び第一一〇三・二九号の二」

[illegible]

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

の(二)を「第一一〇三・一九号の四及び第一一〇三・二〇号の三の(一)」に改める。

第七條の六第一項中「第〇二二〇・九〇号の(一)」を「第〇二二〇・九九号の(一)」に改める。
別表第一第一一〇三項を次のように改める。

第一一〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びベレット	二五%
第一一〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール	二五%
第一一〇三・一九	小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二 ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 四 米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により輸入するもの、同法第六二條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの及び同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの ベレット 一 小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 三 とうもろこし又は米のもの 二 米のものうち	二五%

別表第一第一一〇四・二一〇号を削り、同表第一一〇四・一九号を次のように改める。

第一一〇四・一九	その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもの 一 小麦のものうち (1) 小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (2) ライ小麦のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七條の規定により輸入するもの及び同法第七〇條第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの 二 とうもろこし又は米のもの 二 米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇條の規定により輸入するもの、同法第六二條の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの及び同法第六五條第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
----------	---	-----

三	大麥又は裸麥のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第七〇条第一項ただし書に規定するもの及び同法第七〇条第二項ただし書に規定するものより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇%
一	小麥又はライ小麥のもの (1) 小麥のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第六七条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの (2) ライ小麥のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第六七条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
二	米のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六〇条の規定により輸入するもの、同法第六二条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第六五条第一項第三号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二〇%
三	大麥又は裸麥のものうち 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第六七条の規定により輸入するもの及び同法第六七条第一項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	二五%
別表第一一九・〇一項中「並びに穀粉」の下に、「ひき割り穀物」を加える。		二〇%
別表第一一九・〇四項中「粉」の下に、「ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇四・二〇号の次に次の一号を加える。 一九〇四・三〇 ブルガー小麦 ブルガー小麦のうち		二〇%

別表第二二七・一〇項を次のように改める。 二七・一〇 石油及び歴青油(原油を除く。)、これらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)並びに廃油 石油及び歴青油(原油を除く。)(並びにこれらの調製品(石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)) 軽質油及びその調製品 一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。) (一) 揮発油 C その他のもの (a) 航空機用のもの(アンチノック剤を加えてないものを含む。) (1) 温度一度における比重が〇・八〇一七以下のもの (i) 平成十四年三月三十一日までに輸入されるもの (ii) 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までに輸入されるもの (2) その他のもの (i) 平成十四年三月三十一日までに輸入されるもの (ii) 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までに輸入されるもの (b) その他のもの (1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの 一キロリットルにつき 二、〇九〇 一キロリットルにつき 二、〇六九 一キロリットルにつき 二、〇三六 一キロリットルにつき 二、〇三六 一キロリットルにつき 二、〇三六	二五%
--	-----

七〇

四〇

四〇

二 その他のものうち

[illegible]

iii) その他もの

1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

2 平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

B 温度一五度における比重が〇・九〇三七を
超えるもの

(1) 製油の原料として使用するもの

(2) その他のもの

(i) 硫黄の含有量が全重量の〇・三％以下のもの

ト一
三、ルキ
円四にロ
一ッリ
〇きッ

円三ト一
、ルキ
三にロ
〇つリ
六きッ

一キロリッ
トルにつき
二一五円

1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

2
平成一四年四月一日から平成一八年三月三十一日までに輸入されるもの

(ii) その他のもの

1 平成一四年三月三十一日までに輸入されるもの

2 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までに輸入されるもの

円二ト一
、ルキ
四にロ
〇つリ
〇きッ

一キロリッ
トルにつき
二、三七六
円

円三ト一
、ルキ
四にロ
一つリ
〇きッ

円三ト一
、ルキ
二にロ
〇つつ
二きッ

四一〇一・五〇	全形の原皮(六キログラムを超えるものに限る。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
四一〇一・九〇	二 その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの その他のもの(バット、ペンズ及びペリーを含む。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
四一〇四・二一	別表第一の二第四一・〇四項から第四一・〇六項までを次のように改める。 牛(水牛を含む。又は馬類の動物のなめした皮(なめしたものと及びクラスにしないもの、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限り、スプリットしてあるかないかを問わない。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
四一〇四・二九	湿潤状態(ウェットブルーを含む。)のもの フルグレン(スプリットしてないものに限る。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
四一〇四・四一	二 その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの その他のもの 乾燥状態(クラスト)のもの フルグレン(スプリットしてないものに限る。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
	一 なめしたものと(再なめしをしたものを含む。)	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%
	二 その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの その他のもの 染色したもののうち この号の二の(一)及び第四一〇	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・%

七三

四一・〇六	四二・〇六・二二	別表第一の二第四一・〇六項の次に次の三項を加える。	四二・〇七・二二	四二・〇七・二二
その他の動物のなめした皮(なめしたものと及びク ラストにしたもの)で、これらを超える加工をして おらず、毛が付いていないものに限るものとし、 スプリットしてあるかないかを問わない。 やぎのもの 乾燥状態(クラスト)のもの 一 染色したもののうち 共通の限度数量以内のもの	一 染色したもののうち 共通の限度数量以内のもの	牛(水牛を含む。)又は馬類の動物の革(なめした又 はクラストにした後これらを超える加工をしたも ので、パッチメント仕上げをしたものを含ま、毛 が付いていないものに限るものとし、スプリット してあるかないかを問わず、第四一・一四項の革 を除く。 全形の革 フルグリーン(スプリットしていないものに限 る。) 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち 共通の限度数量(第二種のもの)以 内のもの 染色したものの(牛革(表面積が 一枚につき二・六平方メートル 以下のもの)及び水牛革並びに ローラーレザーを除く。) その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のもの グリーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち	二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち 共通の限度数量(第二種のもの)以 内のもの 染色したものの(牛革(表面積が 一枚につき二・六平方メートル 以下のもの)及び水牛革並びに ローラーレザーを除く。) その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のもの グリーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち	二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち 共通の限度数量(第二種のもの)以 内のもの 染色したものの(牛革(表面積が 一枚につき二・六平方メートル 以下のもの)及び水牛革並びに ローラーレザーを除く。) その他のもの (二) その他のもののうち 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のもの グリーンスプリット 二 その他のもの (一) 染色し又は模様付けしたものの中 ち
一九・五%	一九・五%			一九・五%
一九%	一九%			一九・三%
一八・五%	一八・五%			一七・五%
一八%	一八%			一六・七%
一七・五%	一七・五%			一五・八%
一七%	一七%			一五%
一六・五%	一六・五%			一四・一%
一六%	一六%			一三・三%

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

四一〇七・一九	その他のもの 二 染色し又は模様付けしたもの (一) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他 二 染色し又は模様付けしたもの (二) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・二%
四二〇七・九一	その他のもの 二 染色し又は模様付けしたもの (一) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他 二 染色し又は模様付けしたもの (二) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・二%
四二〇七・九二	その他のもの 二 染色し又は模様付けしたもの (一) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他 二 染色し又は模様付けしたもの (二) 染色し又は模様付けしたもの 内のも 共通の限度数量(第一種のもの)以 内のも その他	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二・二%

四二〇七・九九	(一) その他のもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
四一・二二 四二二・〇〇	(一) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一四・六%	一四・三%	一三・九%	一三・五%	一三・一%	一二・八%	一二・四%	一二%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
四一・二三	(一) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
四二二三・一〇	(一) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
〇二・一〇	(一) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
〇二二〇・一一	(一) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第一種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%
	(二) 染色し又は模様付けしたもの 共通の限度数量(第二種のもの)以内のもの	一九・五%	一九%	一八・五%	一八%	一七・五%	一七%	一六・五%	一六%

別表第一の第三〇二・一〇項を次のように改める。

肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又ははく製したものに限る)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール

豚の肉

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る)

(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格(豚肉加工品に係る基準輸入価格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それと同表第四項第一号に定める価格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)を、当該区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応

[illegible]

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第一の第三一・〇三項及び第一一・〇四項を次のように改める。

一・〇三	ひき割り穀物、穀物のミール及びペレット					
一・〇三・一一	ひき割り穀物及び穀物のミール					
一・〇三・一九	小麦のものうち 別表第一第一一・〇三・一一号に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの その他の穀物のもの 一 大麦又は裸麦のものうち 別表第一第一一・〇三・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 二 ライ小麦のものうち 別表第一第一一・〇三・一九号の二に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 四 米のものうち 別表第一第一一・〇三・一九号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き一九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭
一・〇三・二〇	ペレット 一 小麦のものうち 別表第一第一一・〇三・二〇号の一に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 三 とうもろこし又は米のもの (二) 米のものうち 別表第一第一一・〇三・二〇号の三の(二)に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 四 大麦又は裸麦のものうち 別表第一第一一・〇三・二〇号の四に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの 五 ライ小麦のものうち 別表第一第一一・〇三・二〇号の五に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き一九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭
一・〇四	その他の加工穀物(例えば、穀を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又はは粗くひいたもの。第一一・〇六項の米を除く)及び穀物の胚芽(全形のものと及びロールにかけ、フレーク状にし又ははひいたものに限る。)	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き一九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭

一一〇四・一九	ロールにかけ又はフレック状にした穀物 その他の穀物のもの 一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一一〇四・一九号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの 二 とうもろこし又は米のもの (二) 米のもののうち 別表第一第一一〇四・一九号の二の(二)に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一一〇四・一九号の三に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの その他の加工穀物(例えば、穀を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの) その他の穀物のもの	一キログラムにつき き三六円七銭	一キログラムにつき き三五円一三銭	一キログラムにつき き三四円二〇銭	一キログラムにつき き三三円二七銭	一キログラムにつき き三二円三三銭	一キログラムにつき き三一円四〇銭
一一〇四・二九	一 小麦又はライ小麦のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の一に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの 二 米のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の二に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの 三 大麦又は裸麦のもののうち 別表第一第一一〇四・二九号の三に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの	一キログラムにつき き三一円二三銭	一キログラムにつき き三〇円四七銭	一キログラムにつき き二九円七〇銭	一キログラムにつき き二八円九三銭	一キログラムにつき き二八円一七銭	一キログラムにつき き二七円四〇銭
別表第一の三第一七〇二・九〇号中「転化糖」の下に「並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するもの」を加える。	別表第一の三第一九・〇一項目中「並びに穀粉」の下に「ひき割り穀物」を加える。 別表第一の三第一九・〇四項目中「粉」の下に「ひき割り穀物」を加え、同表第一九〇四・二〇号の次に次の一号を加える。	一キログラムにつき き四三円九三銭	一キログラムにつき き四二円八七銭	一キログラムにつき き四二円八〇銭	一キログラムにつき き四〇円七三銭	一キログラムにつき き三九円六七銭	一キログラムにつき き三八円六〇銭
一九〇四・三〇	ブルガー小麦 ブルガー小麦のうち 別表第一第一九〇四・三〇号に掲げる税率の適用を受けるものの以外のもの	一キログラムにつき き三〇円二〇銭	一キログラムにつき き二九円四〇銭	一キログラムにつき き二八円六〇銭	一キログラムにつき き二七円八〇銭	一キログラムにつき き二七円	一キログラムにつき き二六円二〇銭

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 關稅定率法等の一部を改正する法律案

別表第一の六第一三項中「第一〇三・二二二号、第一一〇三・二二九号の四」を「第一〇三・二二〇号の二若しくは五」に、「第一九〇四・九〇号の二」を「第一九〇四・三〇号、第一九〇四・九〇号の二」に改める。

別表第一の六第一四項中「第一〇三・二二九号の三」を「第一〇三・二二〇号の四」に、「第一一〇四・一一号」を「第一一〇四・一九号の三」に、「第一一〇四・二二二号」を「第一一〇四・二二九号の三」に改める。

別表第一の六第一四の二項中「第一〇三・一四号、第一一〇三・二二九号の二の(二)」を「第一一〇三・一九号の四、第一一〇三・二二〇号の三の(二)」に改める。

別表第一の七第五〇の二項を削る。

別表第一の七第五二項の次に次の一項を加える。

五二の二 關稅率表第一一〇三・一九号の四に掲げる物品

別表第一の七第五三項中「第一一〇三・二二二号」を「第一一〇三・二二〇号の二」に改める。

別表第一の七第五三の二項中「第一一〇三・二二九号の二の(二)」を「第一一〇三・二二〇号の三の(二)」に改める。

別表第一の八第二〇二・一〇項を次のように改める。

〇二・一〇

肉及び食用のくず肉(塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る)並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール

豚の肉

〇二〇・一一

骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの(骨付きのものに限る)

(1)

課稅價格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐點價格(豚肉加工品に係る基準輸入價格(別表第一の三の二に定める期間内に輸入されるものの区分に應じ、その間同表第四項第三号に定める價格をいふ。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)を、当該区分に對應するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に應じ、それぞれこの号の(2)に定める率(例えば、一三・一%の場合は一三・一%を乗じて得た價格をいう。以下この項及び第一六・〇二項において同じ)以下のもので

(2) 課稅價格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐點價格を超えるもの

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一三・一%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一二・七%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一二・四%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一二%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一一・七%

一キログラムにつき、豚肉加工品に係る基準輸入價格に、一・五を乗じて得た額と課稅價格に、一・六を乗じて得た額との差額

一一・三%

別表第一の七第五四項中「第一〇三・二二九号の三」を「第一〇三・二二〇号の四」に改める。
別表第一の七第五五項中「第一〇三・二二九号の四」を「第一〇三・二二〇号の五」に改める。
別表第一の七第五六項を次のように改める。

五六 削除

別表第一の七第五九項中「第一一〇四・二二二号」を「第一一〇四・一九号の三」に改める。

別表第一の七第六一の二項の次に次の一項を加える。

六一の三 關稅率表第一一〇四・二二九号の三に掲げる物品

別表第一の七第七八の三項を第八七の四項とし、同表第八七の二項の次に次の一項を加える。

八七の三 關稅率表第一九〇四・三〇号又は第一九〇四・九〇号の二に掲げる物品

別表第一の七七八項を次のように改める。

八八 削除

官 報 (号 外)

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

〇二一〇・二二	ばら肉及びこれを分割したもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に基き、 $\frac{1}{5}$ を乗じて得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
〇二一〇・一九	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に基き、 $\frac{1}{5}$ を乗じて得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
〇二一〇・九九	その他のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に基き、 $\frac{1}{5}$ を乗じて得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
〇二一〇・九九	その他のもの	(1) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に基き、 $\frac{1}{5}$ を乗じて得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
〇二一〇・九九	その他のもの	(2) 課税価格が一キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	一キログラムにつき、豚肉加工品に係る標準輸入価格に基き、 $\frac{1}{5}$ を乗じて得た額と課税価格に得た額との差額	一三・一%
別表第二〇三・五・二〇号中「肝臓を」	「魚の肝臓」に改める。			
別表第二〇七・〇九項中	〇七〇九・五二	きこのうち	無税	を
〇七〇九・五九	その他のものうち	まつたけ	無税	に改める
別表第二〇八・一〇項中	〇八一〇・九〇	その他のものうち	ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を
別表第二一一・〇三項中	〇八一〇・六〇	その他のものうち	ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びこれら	を

別表第三第七項中「第八一二・二〇号」を「第八一二・二二号、第八一二・二九号」に、「第八一二・九一号」を「第八一二・五一号、第八一二・五九号、第八一二・九二号」に改める。

別表第四第二項中「又は第二七二〇・〇〇号の一の(一)のC、(二)のB、(三)若しくは(四)を」、第二七一〇・一一号の一の(一)のC、(二)のB若しくは(三)又は第二七二〇・一九号の一の(一)のB、(二)若しくは(三)に改める。

別表第四第四項を次のように改める。

四 関税率表第四三〇一・一二号に掲げる物品

関税率表第四三〇二・一九号、第四三〇二・二〇号、第四三〇二・三〇号、第四三〇三・一〇号又は第四三〇三・九〇号に掲げる物品のうち

別表第五第三項を次のように改める。

三
関税率表第〇七二・三三号、第〇七二・三三号又は第〇七二・三三号に掲

関税率表第〇七二・三九号に掲げる物品のうち

しいたけ以外のもの

関税率表第〇七二・九〇号の二に掲げる物品のうち

ばれいしよ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものを除く)及びたけのこ以外のもの

別表第五第六項中「第一五一五・六〇号」を「第一五一五・九〇号の三」に改める。

別表第五第九項中「第二〇〇三・一〇号の二」を「第二〇〇三・一〇号の一、第二〇〇三・九〇号の二」に改める。

別表第五第一項中「第二七・一〇・一〇〇号の一の(一)のAの(b)若しくはB、(二)のA、(四)若しくは(六)を」第二七・一〇・一一号の一の(一)のAの(b)若しくはB若しくは(二)のA、第二七・一〇・一九号の一の(一)のA、(四)若しくは(五)に改める。

別表第五第一二項を次のように改める。

一三〇九二
三、号、号、号、
一〇二二二
の第第第第
の四四四四
(-)〇〇〇六
掲九九二・
げる九一二
物号号号
品一の四
二、第一
第第四四
四第九
四四四
一〇〇一
二七七(二)
〇九一若し
号号号くは
のののの
二、第
の、第四
(-)第第第
又四四四
は第一四一
第七七五
四・・四九
一・・一〇

関税税率表第四
号の一第二四〇
号のの(二)〇〇
号の第第第第
の四四四四
(-)〇〇〇六
掲九九二・
げる九一二
物号号号
品一の四
二、第一
第第四四
四第九
四四四
一〇〇一
二七七(二)
〇九一若し
号号号くは
のののの
二、第
の、第四
(-)第第第
又四四四
は第一四一
第七七五
四・・四九
一・・一〇

別表第五第一三項中「第四六〇一・九一号の二の(一)」を「第四六〇一・九一号の三の(一)」に改める。

附
則

行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第五条の規定並びに附則第七条、第八条、第十条、第十三条及び第十五条の規定は、平成十四年一月一日から施行する。

(関税法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の関税法（次項において「旧関税法」という。）第十九条の規定による税関長が行っている許可は、この法律の施行の日（次条第一項及び第三項において「施行日」という。）において第三条の規定による改正後の関税法第十九条の規定による税関へされた届出とみなす。

2 旧関税法第十九条の許可を受けた者が旧関税

法第百条第一号の規定により手数料を納付した場合における当該手数料の額に相当する金額の還付については、なお従前の例による。

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に第四条の規定による改正前の関税暫定措置法(次項、第三項及び次条において「旧暫定法」という。)第十条の四第一項の規定により関税の払戻しを受けることができることとなった場合における関税の払戻しについては、なお従前の例による。

2 旧暫定法第十条の四第一項の規定によりされ

た承認は、第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（次項において「新暫定法」という。）第十条の四第一項の規定によりされた承認とみなす。

3 前項の規定により新暫定法第十条の四第一項

の規定によりされたとみなされる承認を受けている同項の小売業者が施行日前に輸入された物品を施行日から二月を経過する日までの間に販売した場合、旧暫定法第十条の四(第二項を除く。)の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為並びに前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる関税の払戻し及び同条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる旧暫定法第十条の四の規定による関税の払戻しに係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部改正）

第五條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協

力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 関稅定率法等の一部を改正する法律案

する協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「第百條第三号」を「第百條第二号」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律の一部改正)

第六條 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関稅法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「第百條第三号」を「第百條第二号」に改める。

(輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律の一部改正)

第七條 輸入品に対する内國消費稅の徵收等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十六條第二項中「第二七・一〇・〇〇号」を「第二七・一〇・一一号若しくは第二七・一〇・一九号」に改める。

(租稅特別措置法の一部改正)

第八條 租稅特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九十條の四第一項第二号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一一号の(一)の(一)の(一)の(一)」に改め、同項第

三号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)の(一)の(一)」に改める。

第九十條の五第一項中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)」に改める。

第九十條の六第一項中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)の(一)」に改める。

第九十條の六の二第一項中「第二七・一〇・〇〇号」を「第二七・一〇・一九号若しくは第二七・一〇・一九号の(一)の(一)」に改める。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)

第九條 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第十四條第二項中「第八條の六第三項」を「第八條の六第二項」に改める。

(石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別會計法の一部改正)

第十條 石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別會計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)」に改め、同項第

に改め、同條第三号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)の(一)」に改め、同條第四号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)の(一)」に改め、同條第五号中「第二七・一〇・〇〇号の(一)の(一)」を「第二七・一〇・一九号の(一)の(一)」に改める。

(通關業法の一部改正)

第十一條 通關業法(昭和四十二年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号イ(1)中「含み、貨物を保税地域に入れ、又は保税地域から出すことの届出を除く」を「含む」に改める。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第十二條 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十三條第一項中「第八條の六第三項」を「第八條の六第二項」に改める。

(石油稅法の一部改正)

第十三條 石油稅法(昭和五十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第二号中「第二七・一〇・〇〇号」を「第二七・一〇・一九号及び第二七・一〇・一九号」に改める。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第十四條 阪神・淡路大震災の被災者等に係る國稅關係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第四十四條第二項中「關稅法第十九條」を「關稅定率法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第 号)第三條の規定による改正前の關稅法(以下この項及び第四十六條において「平成十三年旧關稅法」という。第十九條に、「旧關稅法」を「平成九年旧關稅法」に、「旧關稅法第三十六條」を「平成九年旧關稅法第三十六條」に、「同法第百條第一号若しくは旧關稅法」を「平成十三年旧關稅法第百條第一号若しくは平成九年旧關稅法」に、「又は關稅法第百條第四号」を「關稅法第百條第三号若しくは平成十三年旧關稅法第百條第四号又は關稅法第百條第四号」に改め、同條第二項中「第百條第一号」を「第百條第三号」に改める。

第四十六條中「第百條第三号」を「第百條第二号若しくは平成十三年旧關稅法第百條第三号」に改める。

(石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う關係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十五條 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う關係法律の整備等に関する法律(平成十二年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第九條のうち石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別會計法附則第十項の次

に五項を加える改正規定中「第二七二〇・〇〇号の(一)のC」を「第二七二〇・一一号の(一)のC」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のB」を「第二七二〇・一一号の(一)のB及び第二七二〇・一九号の(一)のB」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のC」を「第二七二〇・一一号の(一)のC及び第二七二〇・一九号の(一)のC」に、「第二七二〇・〇〇号の(一)のD」を「第二七二〇・一一号の(一)のD及び第二七二〇・一九号の(一)のD」に改める。

審査報告書

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

外交防衛委員長 服部三男雄

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、在コロンビア日本国大使館の位

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

置の地名をサンタ・フェ・デ・ボゴタからボゴタに変更すること、在ウジュン・パンダン日本国総領事館の名称を在マカッサル日本国総領事館に、その位置の地名をウジュン・パンダンからマカッサルに変更すること、別表の地域名等を変更すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、研修員手当を改定すること等を内容とするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十七日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

別表第一の一 大使館の表アジアの項の次に次のように加える。

大洋州		
在ヴァヌアツ日本国大使館	ヴァヌアツ	ポート・ヴィラ
在オーストラリア日本国大使館	オーストラリア	キャンベラ
在キリバス日本国大使館	キリバス	タラワ
在サモア日本国大使館	サモア	アピア
在ソロモン日本国大使館	ソロモン	ホニアラ
在トゥヴァル日本国大使館	トゥヴァル	フナフティ
在トンガ日本国大使館	トンガ	ヌクアロファ
在ナウル日本国大使館	ナウル	ウエリントン
在ニュー・ジージランド日本国大使館	ニュー・ジージランド	ポート・モレスビー
在パプア・ニューギニア日本国大使館	パプア・ニューギニア	コロロ
在パラオ日本国大使館	パラオ	スヴァ
在フィジー日本国大使館	フィジー	マジユロ
在マーシャル日本国大使館	マーシャル	コロニア
在ミクロネシア日本国大使館	ミクロネシア	

別表第一の一 大使館の表中南米の項中「サンタ・フェ・デ・ボゴタ」を「ボゴタ」に改め、同表大洋州の項を削り、同表中近東の項中「中近東」を「中東」に改める。

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中「在ウジュン・パンダン日本国総領事館」を「在インドネシア」に改め、同項の次に次のように加える。

「を」を「在スラバヤ日本国総領事館」に改め、同項の次に次のように加える。

大洋州		
在シドニー日本国総領事館	オーストラリア	シドニー
在パース日本国総領事館	オーストラリア	パース
在ブリスベン日本国総領事館	オーストラリア	ブリスベン
在メルボルン日本国総領事館	オーストラリア	メルボルン
在オークランド日本国総領事館	ニュージーランド	オークランド
在ポート・モレスビー日本国総領事館	パプア・ニューギニア	ポート・モレスビー

別表第一の二 総領事館の表大洋州の項を削り、同表中近東の項中「中近東」を「中東」に改める。

別表第二及び別表第三を次のように改める。

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号 別											
		大 使 公 使 特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
アジア	インド	820,000	710,000	652,600	608,700	586,800	517,100	451,300	399,600	355,700	326,000	304,000	282,100
	インドネシア	740,000	610,000	553,700	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	タイ	830,000	760,000	697,200	652,400	630,000	557,300	490,100	434,400	389,600	356,200	333,800	311,400
	カンボディア	810,000	760,000	703,100	659,700	638,000	566,300	501,200	444,500	401,100	366,200	344,500	322,900
	シンガポール	710,000	640,000	582,400	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	スリ・ランカ	740,000	680,000	621,900	580,400	559,700	493,500	431,300	381,900	340,400	311,800	291,100	270,300
	タイ	710,000	570,000	514,900	475,300	455,500	396,100	336,700	297,100	257,500	237,700	217,900	198,100
	大韓民国	890,000	710,000	643,800	594,200	569,500	495,200	420,900	371,400	321,900	297,100	272,400	247,600
	中華人民共和国	900,000	690,000	627,800	581,500	558,400	487,800	418,500	369,800	323,500	297,800	274,700	251,600
	ネパール	800,000	760,000	697,200	652,400	630,000	557,300	490,100	434,400	389,600	356,200	333,800	311,400
	パキスタン	730,000	670,000	615,800	574,800	554,200	488,800	427,300	378,300	337,300	309,000	288,500	268,000
	バングラデシュ	850,000	780,000	721,400	676,600	654,200	580,400	513,200	455,100	410,300	374,700	352,300	329,900
	フィリピン	740,000	610,000	553,700	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	ブータン	740,000	710,000	652,600	608,700	586,800	517,100	451,300	399,600	355,700	326,000	304,000	282,100
	ブルネイ	680,000	650,000	596,600	554,600	533,700	468,300	405,300	358,500	316,500	290,700	269,700	248,800
	マレーシア	620,000	560,000	508,800	469,700	450,100	391,400	332,700	293,600	254,400	234,800	215,300	195,700
	ミャンマー	870,000	800,000	734,000	686,400	662,500	585,600	514,200	455,600	408,000	373,200	349,400	325,600
モルディバ	700,000	680,000	621,900	580,400	559,700	493,500	431,300	381,900	340,400	311,800	291,100	270,300	
モンゴル	840,000	800,000	733,800	688,000	665,100	589,900	521,300	462,200	416,500	380,400	357,500	334,700	
ラオス	830,000	790,000	721,800	675,100	651,700	576,200	506,200	448,600	401,900	367,500	344,200	320,900	
大洋州	ヴァヌアツ	650,000	630,000	572,200	532,100	512,000	449,500	389,400	344,400	304,300	279,400	259,400	239,400
	オーストラリア	640,000	580,000	521,200	481,100	461,000	400,900	340,800	300,700	260,600	240,500	220,500	200,500
	キリバス	710,000	690,000	636,000	595,900	575,800	510,200	450,100	399,100	359,000	327,900	307,900	287,900
	サモア	620,000	600,000	547,600	509,400	490,300	430,600	373,300	330,200	292,000	268,100	249,000	229,900
	ソロモン	810,000	780,000	721,400	676,600	654,200	580,400	513,200	455,100	410,300	374,700	352,300	329,900
	トウヴァル	710,000	690,000	636,000	595,900	575,800	510,200	450,100	399,100	359,000	327,900	307,900	287,900
	トンガ	650,000	630,000	572,200	532,100	512,000	449,500	389,400	344,400	304,300	279,400	259,400	239,400
ナウル	650,000	630,000	572,200	532,100	512,000	449,500	389,400	344,400	304,300	279,400	259,400	239,400	
ニュージーランド	590,000	550,000	496,600	458,400	439,300	382,000	324,700	286,500	248,300	229,200	210,100	191,000	

北米	パプア・ニューギニア	830,000	780,000	721,400	676,600	654,200	580,400	513,200	455,100	410,300	374,700	352,300	329,900
	パラオ	820,000	800,000	725,400	673,600	647,600	567,400	489,600	432,800	380,900	350,200	324,200	298,300
	フィジー	670,000	630,000	572,200	532,100	512,000	449,500	389,400	344,400	304,300	279,400	259,400	239,400
	マーシャル ミクロネシア	820,000	800,000	725,400	673,600	647,600	567,400	489,600	432,800	380,900	350,200	324,200	298,300
北米	アメリカ合衆国	940,000	700,000	636,700	589,500	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	カナダ	710,000	640,000	582,400	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
中南米	アルゼンティン	760,000	710,000	643,800	594,200	569,500	495,200	420,900	371,400	321,900	297,100	272,400	247,600
	アンティグワ・バーブーダ	730,000	710,000	640,000	592,800	569,200	497,200	426,500	376,800	329,600	303,500	279,900	256,300
	ヴェネズエラ	800,000	750,000	682,900	632,400	607,200	530,200	454,500	401,600	351,100	323,300	298,000	272,800
	ウルグワイ	710,000	690,000	619,200	571,600	547,700	476,300	404,900	357,200	309,600	285,800	262,000	238,200
	エクアドル	710,000	690,000	627,300	583,000	560,800	491,900	425,400	376,200	331,800	304,900	282,700	260,600
	エル・サルヴァドル	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ガイアナ	800,000	780,000	707,000	656,500	631,300	553,200	477,500	422,200	371,700	341,700	316,400	291,200
	キューバ	850,000	830,000	758,600	709,000	684,300	604,500	530,200	469,800	420,300	384,500	359,800	335,000
	グアテマラ	720,000	680,000	615,100	571,700	550,000	482,500	417,400	369,100	325,700	299,200	277,500	255,900
	グレナダ	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	コスタ・リカ	690,000	670,000	609,300	564,500	542,100	473,600	406,400	359,100	314,300	289,300	266,900	244,500
	コロンビア	760,000	710,000	652,600	608,700	586,800	517,100	451,300	399,600	355,700	326,000	304,000	282,100
	ジャマイカ	760,000	740,000	670,200	622,600	598,700	524,900	453,500	400,900	353,300	324,700	300,900	277,100
	スリナム	770,000	750,000	682,400	633,800	609,600	534,300	461,400	408,000	359,400	330,300	306,000	281,800
	セント・ヴァンセント セント・クリストファー・ネイ グース	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	セント・ルシア	730,000	710,000	640,000	592,800	569,200	497,200	426,500	376,800	329,600	303,500	279,900	256,300
	チリ	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ペルー	730,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	ボリビア	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ボリビア共和国	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ドミニカ	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ドミニカ共和国	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
	ニカラグア	800,000	770,000	707,700	659,600	635,600	559,500	487,400	431,400	383,300	351,400	327,400	303,300
	ハイチ	850,000	820,000	758,200	710,600	686,700	608,700	537,300	476,300	428,700	391,700	367,900	344,100
	パナマ	690,000	650,000	591,000	547,600	525,900	459,500	394,400	348,500	305,100	280,800	259,100	237,500
	パナマ	760,000	740,000	670,200	622,600	598,700	524,900	453,500	400,900	353,300	324,700	300,900	277,100
	パラグアイ	680,000	650,000	596,600	554,600	533,700	468,300	405,300	358,500	316,500	290,700	269,700	248,800

バルビドス	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
アラジル	790,000	720,000	652,200	604,100	560,100	506,600	434,500	383,900	335,800	309,100	285,100	261,000
ベリーズ	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
ペルー	850,000	780,000	713,800	665,200	641,000	564,200	491,300	434,900	386,300	354,200	329,900	305,700
ボリヴェア	840,000	800,000	733,800	688,000	665,100	589,900	521,300	462,200	416,500	380,400	357,500	334,700
ホンデュラス	800,000	770,000	707,700	659,600	635,600	559,500	487,400	431,400	383,300	351,400	327,400	303,300
メキシコ	800,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
欧州												
アイスランド	710,000	690,000	619,200	571,600	547,700	476,300	404,900	357,200	309,600	285,800	262,000	238,200
アイルランド	700,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
アゼルバイジャン	810,000	790,000	720,100	671,000	646,500	569,000	495,400	438,500	389,400	357,100	332,600	308,100
アルバニア	1,000,000	970,000	879,400	818,100	787,500	691,600	599,600	530,400	469,100	430,700	400,000	369,400
アルメニア	810,000	790,000	720,100	671,000	646,500	569,000	495,400	438,500	389,400	357,100	332,600	308,100
アンドラ	650,000	620,000	564,100	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
イタリア	760,000	650,000	588,500	543,200	520,600	452,700	384,800	339,500	294,300	271,600	249,000	226,400
ヴァチカン	670,000	650,000	588,500	543,200	520,600	452,700	384,800	339,500	294,300	271,600	249,000	226,400
ウクライナ	790,000	770,000	703,300	658,000	635,400	562,000	494,100	437,900	392,700	359,000	336,400	313,800
ウズベキスタン	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
エストニア	780,000	760,000	688,700	639,600	615,100	539,100	465,500	411,600	362,500	333,200	308,700	284,200
オーストリア	800,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
オランダ	710,000	640,000	582,400	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
カザフスタン	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
ギリシャ	640,000	620,000	558,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
キルギス	780,000	760,000	695,500	648,300	624,700	550,100	479,400	424,300	377,100	345,800	322,200	298,600
グルジア	810,000	790,000	720,100	671,000	646,500	569,000	495,400	438,500	389,400	357,100	332,600	308,100
クロアチア	730,000	710,000	640,000	592,800	569,200	497,200	426,500	376,800	329,600	303,500	279,900	256,300
サイプラス	640,000	620,000	558,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
サン・マリノ	670,000	650,000	588,500	543,200	520,600	452,700	384,800	339,500	294,300	271,600	249,000	226,400
スイス	680,000	660,000	594,800	549,000	526,100	457,500	388,900	343,100	297,400	274,500	251,600	228,800
スウェーデン	730,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
スペイン	660,000	620,000	558,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
スロヴァキア	710,000	690,000	619,200	571,600	547,700	476,300	404,900	357,200	309,600	285,800	262,000	238,200
スロヴェニア	730,000	710,000	640,000	592,800	569,200	497,200	426,500	376,800	329,600	303,500	279,900	256,300
タジキスタン	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200

チェッコ	730,000	690,000	619,200	571,600	547,700	476,300	404,900	357,200	309,600	285,800	262,000	238,200
デンマーク	730,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
ドイツ	780,000	630,000	570,200	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
トルクメニスタン	810,000	790,000	720,100	671,000	646,500	569,000	495,400	438,500	389,400	357,100	332,600	308,100
ノールウェー	710,000	690,000	619,200	571,600	547,700	476,300	404,900	357,200	309,600	285,800	262,000	238,200
ハンガリー	710,000	670,000	600,900	554,600	531,500	462,200	392,900	346,700	300,400	277,300	254,200	231,100
フィンランド	710,000	670,000	600,900	554,600	531,500	462,200	392,900	346,700	300,400	277,300	254,200	231,100
フランス	780,000	620,000	564,100	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
ブルガリア	840,000	800,000	726,200	676,600	651,900	573,700	499,400	442,000	392,500	359,900	335,200	310,400
ベルギー	760,000	740,000	677,200	631,400	608,500	536,000	467,400	413,700	368,000	337,300	314,400	291,600
ポーランド	700,000	630,000	570,200	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	770,000	720,000	652,200	604,100	580,100	506,600	434,500	383,900	335,800	309,100	285,100	261,000
ポルトガル	860,000	830,000	764,700	714,700	689,700	609,200	534,200	473,300	423,300	387,300	362,300	337,400
マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	650,000	630,000	570,200	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
マケドニア旧ユーゴスラヴィア共和国	940,000	910,000	823,900	762,600	732,000	638,700	546,700	482,900	421,600	388,400	357,700	327,100
マルタ	670,000	650,000	588,500	543,200	520,600	452,700	384,800	339,500	294,300	271,600	249,000	226,400
モルドヴィア	760,000	730,000	670,900	625,600	603,000	531,200	463,300	410,100	364,900	334,400	311,800	289,200
ユーゴスラヴィア連邦共和国	1,090,000	1,000,000	911,800	850,500	819,900	722,400	630,400	558,200	496,900	455,300	424,600	394,000
ラトヴィア	780,000	760,000	688,700	639,600	615,100	539,100	465,500	411,600	362,500	333,200	308,700	284,200
リトアニア	800,000	770,000	700,900	650,900	625,900	548,500	473,500	418,600	368,600	338,800	313,800	288,900
リヒテンシュタイン	680,000	660,000	594,800	549,000	526,100	457,500	388,900	343,100	297,400	274,500	251,600	228,800
ルーマニア	830,000	800,000	732,300	682,300	657,300	578,400	503,400	445,500	395,500	362,700	337,700	312,800
ルクセンブルグ	650,000	620,000	564,100	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
連合王国	940,000	750,000	680,600	628,200	602,000	523,500	445,000	392,600	340,300	314,100	287,900	261,800
ロシア	1,010,000	790,000	720,100	671,000	646,500	569,000	495,400	438,500	389,400	357,100	332,600	308,100
中東												
アフガニスタン	840,000	820,000	752,100	704,900	681,300	604,000	533,300	472,800	425,600	388,900	365,300	341,700
アラブ首長国連邦	810,000	760,000	688,700	639,600	615,100	539,100	465,500	411,600	362,500	333,200	308,700	284,200
イエメン	810,000	780,000	721,400	676,600	654,200	580,400	513,200	455,100	410,300	374,700	352,300	329,900
イスラエル	780,000	710,000	640,000	592,800	569,200	497,200	426,500	376,800	329,600	303,500	279,900	256,300
イラク	860,000	830,000	764,300	716,200	692,200	613,400	541,300	479,900	431,800	394,500	370,500	346,400
イラン	890,000	820,000	752,500	703,400	678,900	599,800	526,200	466,300	417,200	381,700	357,200	332,700

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

オースン	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
カタル	810,000	780,000	713,800	665,200	641,000	564,200	491,300	434,900	386,300	354,200	329,900	305,700
クウェイト	780,000	760,000	695,500	648,300	624,700	550,100	479,400	424,300	377,100	345,800	322,200	298,600
サウディ・アラビア	860,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
ジョルダン	760,000	710,000	646,100	598,500	574,600	501,900	430,500	380,300	332,700	306,300	282,500	258,700
シリア	770,000	720,000	658,000	611,300	587,900	515,500	445,500	393,900	347,200	319,000	295,700	272,400
トルコ	760,000	710,000	646,100	598,500	574,600	501,900	430,500	380,300	332,700	306,300	282,500	258,700
バハレーン	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
レバノン	830,000	790,000	721,800	675,100	651,700	576,200	506,200	448,600	401,900	367,500	344,200	320,900
アフリカ												
アルジェリア	860,000	810,000	746,000	699,300	675,900	599,300	529,300	469,300	422,600	386,000	362,700	339,400
アンゴラ	960,000	930,000	850,500	793,900	765,600	675,200	590,300	522,800	466,200	426,900	398,600	370,400
ウガンダ	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
エジプト	860,000	740,000	676,300	628,200	604,200	529,600	457,500	404,500	356,400	327,500	303,500	279,400
エチオピア	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
エリトリア	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
ガーナ	820,000	800,000	733,800	688,000	665,100	589,900	521,300	462,200	416,500	380,400	357,500	334,700
カーボ・ヴェルデ	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
ガボン	790,000	770,000	703,300	658,000	635,400	562,000	494,100	437,900	392,700	359,000	336,400	313,800
カメルーン	830,000	800,000	739,900	693,600	670,500	594,600	525,300	465,800	419,500	383,200	360,100	337,000
ガンビア	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
ギニア	870,000	840,000	780,200	733,900	710,800	633,000	563,700	500,400	454,100	413,900	390,800	367,700
ギニア・ビサオ	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
ケニア	800,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
コモロ	750,000	720,000	658,000	611,300	587,900	515,500	445,500	393,900	347,200	319,000	295,700	272,400
コンゴ共和国	790,000	770,000	703,300	658,000	635,400	562,000	494,100	437,900	392,700	359,000	336,400	313,800
コンゴ民主共和国	1,090,000	1,060,000	976,300	915,000	884,400	783,900	691,900	613,500	552,200	504,500	473,800	443,200
サントメ・プリンシペ	790,000	770,000	703,300	658,000	635,400	562,000	494,100	437,900	392,700	359,000	336,400	313,800
ザンビア	840,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
シエラ・レオネ	800,000	770,000	709,600	663,800	640,900	566,800	498,200	441,500	395,800	361,900	339,000	316,200
ジブチ	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
ジンバブエ	920,000	870,000	786,700	730,100	701,800	614,500	529,600	468,100	411,500	378,400	350,100	321,900

スーダン	870,000	840,000	780,200	733,900	710,800	633,000	563,700	500,400	454,100	413,900	390,800	367,700
スロヴァン	690,000	670,000	609,000	566,000	544,600	477,800	413,400	365,600	322,700	296,400	275,000	253,500
セイシエル	750,000	730,000	664,100	616,900	593,300	520,200	449,500	397,400	350,200	321,900	298,300	274,700
赤道ギニア	790,000	770,000	703,300	658,000	635,400	562,000	494,100	437,900	392,700	359,000	338,400	313,800
セネガル	790,000	750,000	683,300	637,000	613,900	540,700	471,400	417,300	371,000	340,100	317,000	293,900
象牙海岸共和国	790,000	740,000	677,200	631,400	608,500	536,000	467,400	413,700	368,000	337,300	314,400	291,600
ソマリア	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
タンザニア	880,000	850,000	782,800	733,200	708,500	627,600	553,300	480,500	441,000	403,000	378,300	353,500
チャード	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
中央アフリカ	880,000	860,000	792,400	745,200	721,600	642,400	571,700	507,400	460,200	419,600	396,000	372,400
チュニジア	690,000	670,000	609,300	564,500	542,100	473,600	406,400	359,100	314,300	289,300	266,900	244,500
トーゴ	800,000	770,000	709,600	663,800	640,900	566,800	498,200	441,500	395,800	361,900	339,000	316,200
ナイジェリア	890,000	840,000	780,200	733,900	710,800	633,000	563,700	500,400	454,100	413,900	390,800	367,700
ナミビア	690,000	670,000	609,000	566,000	544,600	477,800	413,400	365,600	322,700	296,400	275,000	253,500
ニジェール	800,000	770,000	709,600	663,800	640,900	566,800	498,200	441,500	395,800	361,900	339,000	316,200
アルキチ・フエソ	800,000	770,000	709,600	663,800	640,900	566,800	498,200	441,500	395,800	361,900	339,000	316,200
アルンデヤ	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
ベナン	800,000	770,000	709,600	663,800	640,900	566,800	498,200	441,500	395,800	361,900	339,000	316,200
ボツワナ	690,000	670,000	609,000	566,000	544,600	477,800	413,400	365,600	322,700	296,400	275,000	253,500
ブダガスカル	810,000	790,000	721,800	675,100	651,700	576,200	506,200	448,600	401,900	367,500	344,200	320,900
ブラウイ	780,000	760,000	695,500	648,300	624,700	550,100	479,400	424,300	377,100	345,800	322,200	298,600
マリ	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
南アフリカ共和国	680,000	620,000	558,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
モーリタニア	750,000	720,000	658,000	611,300	587,900	515,500	445,500	383,900	347,200	319,000	295,700	272,400
モザンビーク	800,000	780,000	715,700	669,400	646,300	571,500	502,200	445,100	398,800	364,700	341,600	318,500
モロッコ	820,000	800,000	733,800	688,000	665,100	589,900	521,300	462,200	416,500	380,400	357,500	334,700
リベリア	710,000	690,000	621,700	575,900	553,000	483,100	414,500	366,200	320,500	295,000	272,100	249,300
リベリア	850,000	820,000	758,200	710,600	686,700	608,700	537,300	476,300	428,700	391,700	367,900	344,100
ルワンダ	830,000	810,000	746,000	699,300	675,900	599,300	529,300	469,300	422,600	386,000	362,700	339,400
ルント	820,000	790,000	727,900	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
レント	690,000	670,000	609,000	566,000	544,600	477,800	413,400	365,600	322,700	296,400	275,000	253,500

二 総領事館

地 域	所 在 地	号 別									
		総 領 事	1	2	3	4	5	6	7	8	9
アジア	カルカタ	700,000 円	641,100 円	619,200 円	547,900 円	482,100 円	427,400 円	383,500 円	350,600 円	328,600 円	306,700 円
	チェンナイ	670,000	608,700	586,800	517,100	451,300	399,600	355,700	326,000	304,000	282,100
	ムンバイ	690,000	608,700	586,800	517,100	451,300	399,600	355,700	326,000	304,000	282,100
	ジャカルタ	570,000	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	スラバヤ	590,000	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	マカッサル	600,000	546,400	527,100	465,200	407,200	360,600	322,000	294,800	275,500	256,200
	メダン	570,000	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	ホーチミン	700,000	620,000	597,600	526,500	459,300	406,600	361,800	331,600	309,200	286,800
	バンコック	530,000	475,300	455,500	396,100	336,700	297,100	257,500	237,700	217,900	198,100
	済州	660,000	594,200	569,500	495,200	420,900	371,400	321,900	297,100	272,400	247,600
	釜山	690,000	594,200	569,500	495,200	420,900	371,400	321,900	297,100	272,400	247,600
	広州	670,000	581,500	558,400	487,800	418,500	369,800	323,500	297,800	274,700	251,600
	上海	670,000	581,500	558,400	487,800	418,500	369,800	323,500	297,800	274,700	251,600
	瀋陽	720,000	637,000	613,900	540,700	471,400	417,300	371,000	340,100	317,000	293,900
	香港	730,000	611,200	585,700	509,300	432,900	382,000	331,000	305,600	280,100	254,700
	カラチ	680,000	607,200	586,600	519,600	458,100	406,100	365,100	333,600	313,100	292,600
	マニラ	570,000	515,000	495,700	435,300	377,300	333,700	295,100	270,900	251,600	232,300
	コタ・キナバル	550,000	496,600	477,000	417,000	358,300	316,700	277,500	255,300	235,800	216,200
	ペナン	520,000	469,700	450,100	391,400	332,700	293,600	254,400	234,800	215,300	195,700
大洋州	シドニー	560,000	481,100	461,000	400,900	340,800	300,700	260,600	240,500	220,500	200,500
	パース	540,000	481,100	461,000	400,900	340,800	300,700	260,600	240,500	220,500	200,500
	ブリスベン	560,000	481,100	461,000	400,900	340,800	300,700	260,600	240,500	220,500	200,500
	メルボルン	560,000	481,100	461,000	400,900	340,800	300,700	260,600	240,500	220,500	200,500
	オークランド	510,000	458,400	439,300	382,000	324,700	286,500	248,300	229,200	210,100	191,000
	ポート・モリスビー	740,000	676,600	654,200	580,400	513,200	455,100	410,300	374,700	352,300	329,900
北米	アトランタ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	アソカレッジ	730,000	650,800	623,600	542,300	461,000	406,700	352,500	325,400	298,300	271,200
	カンザス・シティ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	サン・フランシスコ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	シアトル	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	シカゴ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800

中南米	デトロイト	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	デソグラー	630,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	ニュー・オルリンズ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	ニュー・ヨーク	800,000	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400
	ハガツニヤ	700,000	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400
	ヒューストン	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	ポートランド	630,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	ボストン	720,000	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400
	ホノルル	720,000	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400
	マイアミ	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
欧州	ロス・アンゼルス	660,000	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800
	サンフランシスコ	620,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	エドモントン	600,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	トロント	620,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	モントリオール	600,000	537,600	515,200	448,000	380,800	336,000	291,200	268,800	246,400	224,000
	クリチバ	640,000	577,200	553,200	481,000	408,900	360,800	312,700	288,600	264,600	240,500
	サン・パウロ	670,000	577,200	553,200	481,000	408,900	360,800	312,700	288,600	264,600	240,500
	ベレーン	700,000	628,200	604,200	529,600	457,500	404,500	356,400	327,500	303,500	279,400
	ポルト・アレグレ	640,000	577,200	553,200	481,000	408,900	360,800	312,700	288,600	264,600	240,500
	マナオス	730,000	659,600	635,600	559,500	487,400	431,400	383,300	351,400	327,400	303,300
欧州	リオ・デ・ジャネイロ	670,000	577,200	553,200	481,000	408,900	360,800	312,700	288,600	264,600	240,500
	レシフェ	670,000	604,100	580,100	506,600	434,500	383,900	335,800	309,100	285,100	261,000
	リマ	730,000	665,200	641,000	564,200	491,300	434,900	386,300	354,200	329,900	305,700
	ミラノ	630,000	543,200	520,600	452,700	384,800	339,500	294,300	271,600	249,000	226,400
	ジュネーヴ	610,000	549,000	526,100	457,500	388,900	343,100	297,400	274,500	251,600	228,800
	バルセロナ	570,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
	ラス・ベルマス	570,000	515,000	493,600	429,200	364,800	321,900	279,000	257,500	236,100	214,600
	デュッセルドルフ	610,000	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
	ハンブルグ	610,000	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
	フランクフルト	610,000	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
欧州	ミュンヘン	610,000	526,300	504,400	438,600	372,800	329,000	285,100	263,200	241,200	219,300
	ストラスブール	580,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	パリ	580,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000
	テルセイユ	580,000	520,700	499,000	433,900	368,800	325,400	282,000	260,300	238,600	217,000

エディンバラ	700,000	628,200	602,000	523,500	445,000	392,600	340,300	314,100	287,900	261,800
ロンドン	700,000	628,200	602,000	523,500	445,000	392,600	340,300	314,100	287,900	261,800
ウラジオストク	800,000	703,400	678,900	599,800	526,200	466,300	417,200	381,700	357,200	332,700
サンクト・ペテルブルグ	730,000	639,600	615,100	539,100	465,500	411,600	362,500	333,200	308,700	284,200
ハバロフスク	800,000	703,400	678,900	599,800	526,200	466,300	417,200	381,700	357,200	332,700
ユジノ・サハリンスク	770,000	703,400	678,900	599,800	526,200	466,300	417,200	381,700	357,200	332,700
中東	680,000	615,500	591,000	516,100	442,500	391,000	341,900	314,800	290,300	265,800
ジェッタ	750,000	680,700	657,100	580,900	510,200	452,100	404,900	370,400	346,800	323,200
イスタンブール	660,000	598,500	574,600	501,900	430,500	380,300	332,700	306,300	282,500	258,700

三 政府代表部

地域	所在地	号														
		大	使	公	使	特	号	1	号	2	号	3	号	4	号	5
北米	ニュー・ヨーク (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	880,000	750,000	674,400	622,600	596,600	518,800	441,000	389,100	337,200	311,300	285,300	259,400	224,000	224,000	224,000
欧州	ウイーン (在ウイーン国際機関) ジュネーヴ (在ジュネーヴ国際機関) (軍縮会議) (ハベリ) (経済協力開発機構) フランクフル (欧州連合)	750,000	680,000	613,100	565,900	542,300	471,600	400,900	353,700	306,500	283,000	259,400	235,800	217,000	217,000	219,300

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号	别	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	10号	11号	12号	13号	14号	15号
手当額		628,700	606,700	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700

16号	17号	18号	19号	20号	21号	22号	23号
298,700	276,700	254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700

附 則

この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

審査報告書

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

法務委員長 日笠 勝之

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における社会経済情勢等にかんがみ、土地の再評価を行うことができる期限を平成十四年三月三十一日まで延長するとともに、土地の再評価を行うことができる法人の範囲を拡大する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年三月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案

土地の再評価に関する法律(平成十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二)

土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律案 金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

五号)第百九十三条の二第二項の規定による監査証明を受けなければならない株式会社で、同法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者であるもの(前号に掲げるものを除く。)

第五条及び第六条中「以後三年」を「後四年」に改める。

第七条の二第二項中「第三条第一項第一号」の次に「又は第一号の二」を加える。

第八条の二第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十四年三月三十一日」に改め、同条第五項中「昭和二十三年法律第二十五号」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

法務委員長 日笠 勝之

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融機関等が有する回収が困難となった債権であつて不動産を担保とするものの処理が今なお喫緊の課題である状況にかんがみ、金融機関等が有する根抵当権により担保さ

れる債権の譲渡の円滑化を図るための臨時の措置を延長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十三年三月二十三日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

金融機関等が有する根抵当権により担保される債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する法律(平成十年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

文教科学委員長 市川 一朗

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校並びに特殊教育諸学校の教職員の配置の適正化を図るためこれらの学校の教職員定数の標準を改めるとともに、地方分権を推進し、児童又は生徒の実態に応じた学校教育の充実を図るため、都道府県教育委員会等が特に必要があると認める場合について公立の義務教育諸学校に係る学級編制の基準の設定及び公立の高等学校等に係る学級編制を弾力的に行うことができるようにするほか、標準として算定される教職員定数を再任用短時間勤務職員及び非常勤講師の数に換算することができるようにし、あわせて市町村立の義務教育諸学校等の非常勤講師の報酬等を都道府県が負担し、その二分の一を国庫負担することとするともに、当該非常勤講師の身分取扱いに関する規定を整備する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成十三年度一般会計予算に二百二十三億円が計上されている。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年三月二十一日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

第一条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「並びに教諭を」、「教諭」に改め、「(常時勤務の者に限る。第七條第一項及び第三項並びに第十一條第二項において同じ。)」を削り、「第八條の二、第十三條の二及び第十五條において同じ。及びを」以下同じ。並びに「に」、「第九條、第十四條及び第十五條においてを」以下同じ。(それぞれ常勤の者に限る。第十七條を除き、以下に改める。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。

第七條第一項第二号中「三十学級以上の小学校を」二十七学級以上の小学校に、「十八学級から二十九学級まで」を「二十四学級以上」に改

め、「。以下この号において同じ。及び」と三十学級以上の中学校の数を二を乗じて得た数との合計数を削り、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 三十学級以上の小学校の数の二分の一を乗じて得た数、十八学級から二十九学級までの中学校中等教育学校の前期課程を含む。以下この号において同じ。の数を二を乗じて得た数及び三十学級以上の中学校の数の二分の三を乗じて得た数の合計数

第七條第二項中「児童を」、「児童」に、「行われ、を」行われる場合、少数の児童若しくは生徒により構成される集団を単位として指導が行われる場合に改め、同条第三項中「三十学級以上の小学校及びを」二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上のに、「の合計数に二分の三を」との合計数に二に、「九学級から二十九学級を」九学級から二十六学級に、「六学級から二十九学級を」六学級から二十三学級に改める。

第八條第一号中「から二十九学級まで」を「以上」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 児童の数が八百五十一人以上の小学校の数と生徒の数が八百一人以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。の)数との合計数に二を乗じて得た数

第八條の二第一号中「が六百人を」が五百五十人以上に、「六百人以上単独実施校を」五百五十人以上単独実施校に、「が五百九十九人を」が五百四十九人に、「五百九十九人以下単独実施校を」五百四十九人以下単独実施校に改め、同条第二号中「六百人以上単独実施校を」五百五十人以上単独実施校に、「次号においてを」以下に、「五百九十九人以下単独実施校を」五百四十九人以下単独実施校に改め、同条第

三号の表中「二千五百人」を「千五百人」に、「二千五百一人から七千人」を「千五百一人から六千人」に、「七千人」を「六千人」に改める。

第十一條第一項第二号中「三十学級を」二十学級に、「と中学部を」二を乗じて得た数と中学部に改め、「との合計数を削り、得た数」の下に「との合計数」を加え、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号の表肢体不自由者である児童又は生徒を教育する養護学校の項中「六を」七に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が百人から五百五十人までの特殊教育諸学校の数に二を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が五百五十一人から二百人までの特殊教育諸学校の数を二を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が二百一人以上の特殊教育諸学校の数を三を乗じて得た数の合計数

第十一條第二項中「二十九学級を」二十六学級に、「三十学級を」二十七学級に、「二分の三を」二に改める。
第十二條中「学級数が三十学級を」児童及び生徒の数が六十一人に改める。
第十五條第二号中「中学校又はを」中学校若しくはに改め、「前期課程」の下に「(第八條の二第三号の規定により学校栄養職員の数算定する場合にあつては、共同調理場に係る小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程とする。)」又は養護学校の小学部若しくは中学部を加え、同条第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程において多様な教育を行うための諸条件の整備に関する事情であつて事務

処理上特別の配慮を必要とするものとして政令で定めるもの

第十六條第一項中「第七條第一項第三号を」第七條第一項第四号に、「第十一條第一項第四号を」第十一條第一項第五号に改める。

第十九條を第二十條とし、第十八條を第十九條とし、第十七條を第十八條とし、第十六條の次に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七條 第六條の二から第九條まで又は第十條の二から第十四條までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寮母、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法昭和二十五年法律第二百六十一号第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第七條又は第十一條に定めるところにより算定した教頭及び教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

第二条 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

第一条中「学校の設置」を削る。
第二条第一項中「(常時勤務の者に限る。以下第九条において同じ。)」を削り、「(をいうを)」(それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。をいう)に改める。
第二章を次のように改める。

第二章 削除

第三条 削除

第六条中「含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。
第九条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 次に掲げる数の合計数に一を乗じて得た数
イ 生徒の収容定員が二百人以上の全日制の課程及び定時制の課程の数
ロ 二以上の学科を置く全日制の課程又は

定時制の課程(その学科のいずれもが同一の専門教育の分野に係る専門教育を主とする学科であるものを除く。ハにおいて「複数学科設置課程」という。)でその生徒の収容定員が六百八十一人以上のもの
ハ 複数学科設置課程以外の全日制の課程又は定時制の課程でその生徒の収容定員が九百二十一人以上のもの
二 通信制の課程の数
二 全日制の課程(本校の全日制の課程及び分校の全日制の課程は、それぞれ一の全日制の課程とみなす。第八号において同じ。又は定時制の課程(本校の定時制の課程及び分校の定時制の課程は、それぞれ一の定時制の課程とみなす。同号において同じ。))について、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる生徒の収容定員による課程の規模の区分ごとの課程の生徒の収容定員の総数を、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数で除して得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第十二条第一号及び第四号において同じ。)の合計数

課程の別	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
全日制的課程	四十人以下の課程	八
	四十一人から八十人までの課程	十一・四
	八十一人から百二十人までの課程	十五
	百二十一人から二百四十人までの課程	十六
	二百四十一人から二百八十人までの課程	十六・四
	二百八十一人から四百人までの課程	十七・一
定時制の課程	四百一人から五百二十人までの課程	十七・七
	五百二十一人から六百四十人までの課程	十八・二
	六百四十一人から七百六十人までの課程	十八・九

定時制の課程	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
定時制の課程	四十人以下の課程	八
	四十一人から八十人までの課程	十一・四
	八十一人から百二十人までの課程	十五
	百二十一人から二百四十人までの課程	十六
	二百四十一人から二百八十人までの課程	十六・四
	二百八十一人から四百人までの課程	十七・一
	四百一人から五百二十人までの課程	十七・七
	五百二十一人から六百四十人までの課程	十八・二
	六百四十一人から七百六十人までの課程	十八・九

第九条第一項第三号中「学校」の下に「(本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。)」を、「合計数」の下に「(一未満の端数を生じた場合にあっては、小数点以下第一位の数字が一以上であるときは、一に切り上げ、零であるときは切り捨てるものとする。)」を加え、同項第四号中「九

学級以上」を「生徒の収容定員が三百二十人以上」に、「十二学級以上」を「生徒の収容定員が四百四十一人以上」に、「課程の規模」を「生徒の収容定員による課程の規模」に改め、同号の表全日制の課程の項を次のように改める。

全日制的課程	生徒の収容定員による課程の規模の区分	除すべき数
全日制的課程	三百二十一人から五百六十人までの課程	一
	五百六十一人から六百八十人までの課程	二
	六百八十一人から千四百人までの課程	三
	千四百一十人から千六百六十人までの課程	四
	千六百六十一人以上の課程	五

第九条第一項第四号の表定時制の課程の項中「十二学級から二十三学級を」「四百四十一人から九百二十人」に、「二十四学級を」「九百二十一人」に改め、同項第五号中「課程の規模」を「生徒の収容定員による課程の規模」に改め、同項第六号中「十八学級から二十六学級を」「生徒の収容定員

が六百八十一人から千四百人」に、「二十七学級」を「生徒の収容定員が千四百一十人」に、「十二学級」を「生徒の収容定員が四百四十一人」に改め、同項第七号の表農業に関する学科の項及び水産に関する学科の項中「学級数の合計数が六学級」を「生徒の収容定員の合計数が二百一人」

に、「学級数の合計数が八学級を」生徒の収容定員の合計数が二百八十一人に改め、同表工業に関する学級の項中「学級数の合計数が六学級から二十三学級を」生徒の収容定員の合計数が二百一人から九百二十一人に、「学級数の合計数が二十四学級を」生徒の収容定員の合計数が九百二十一人に、「学級数の合計数が八学級を」生徒の収容定員の合計数が二百八十一人に改め、同項第八号中「全日制の課程又は定時制の課程を置く学校で当該課程に商業又は家庭に関する学級を置くもの」を「商業又は家庭に関する学級を置く全日制の課程又は定時制の課程」の表全日制の課程の項中「二学級から五学級を」(「四十一人から二百一人」に、「六学級から八学級」を「二百一人から三百二十一人」に、「九学級から十七学級」を「三百二十一人から六百八十八人」に、「十八学級から二十九学級」を「六百八十八人から千六百六十人」に、「三十学級」を「千六百六十一人に改め、同表定時制の課程の項中「四学級及び五学級」を「二百二十一人から二百八十八人」に、「六学級及び七学級」を「二百一人から二百八十八人」に、「八学級から十一学級」を「二百八十一人から四百四十人」に、「十二学級から十七学級」を「四百四十人から千八百八十人」に、「十八学級」を「千八百八十一人に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「対する」を「より構成される集団を単位として」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十條第一号中「三学級から二十九学級を」生徒の収容定員が八十一人から八百八十一人に、「四学級から二十九学級を」生徒の収容定員が百二十一人から八百八十一人に改め、同条第二号中「三十学級」を「生徒の収容定員が八百八十一人に改め、同条第三号を次のように改める。

三 中等教育学校の本校に置かれる全日制の

課程であつてその生徒の収容定員と当該中等教育学校の前期課程の生徒の数の合計数が八百一人以上のもの(当該中等教育学校の前期課程の生徒の数が八百一人以上のものを除く。)の数と中等教育学校の本校に置かれる生徒の収容定員が百二十一人から八百八十一人までの定時制の課程の数の合計数に一を乗じて得た数

第十條第四号中「三十学級」を「生徒の収容定員が八百八十一人に改める。

第十一條第一号中「六学級から二十四学級」を「生徒の収容定員が二百一人から九百六十人」に、「二十五学級」を「生徒の収容定員が九百六十一人に改め、同条第二号の表農業に関する学級の項、水産に関する学級の項及び工業に関する学級の項中「学級数の合計数が十八学級」を「生徒の収容定員の合計数が六百八十一人に改め、同表商業又は家庭に関する学級の項中「学級数の合計数が十五学級」を「生徒の収容定員の合計数が五百六十一人に改める。

第十二條第一号中「六学級」を「生徒の収容定員が二百一人」に、「学級数から五を減じて得た数に九分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。)」を「生徒の収容定員の数から二百を減じて得た数を三百六十で除して得た数」に改め、同条第二号中「十二学級」を「生徒の収容定員が四百四十一人に改め、同条第三号中「課程を置く学校」を「課程」に、「学級数の合計数が六学級」を「生徒の収容定員の合計数が二百一人」に改め、同条第四号中「(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)」を削る。

第十四條中「やむを得ない事情がある場合を除き」を削り、同条に次のただし書を加える。

高等部を置く特殊教育諸学校を設置する都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。

第十七條第一号中「三十学級」を「二十七学級」に改め、同条第三号中「以上」を「から十七学級まで」に改め、「得た数」の下に「と特殊教育諸学校の高等部でその学級数が十八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数」を加え、同条第五号中「六分の一を乗じて得た数」の下に「(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。)」を加え、同号の表肢体不自由者である生徒を教育する養護学校の項中「二を」に改め、同条第六号中「第十一条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改める。

第十八條中「学級数(幼稚園の学級数を除く。)」が三十学級及び「学級数が三十学級」を「児童及び生徒の数が六十一人に改める。

第二十二條を削る。

第二十二條の二中「第二十一条」を「前条」に改め、第八章中同条を第二十一条とする。

第二十三條を第二十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三條 第八條から第十二條まで又は第十六條から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。又は特殊教育諸学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寮母又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規

定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 第九條又は第十七條に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。又は特殊教育諸学校の高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。))の数に換算することができる。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正) 第三條 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一條中「講師」の下に「(常勤の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)」を加え、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十八号)第二十三條に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五條の三に規定する職員」に、「学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)」を「同法」に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和二十二年法律第百七十七号)第百七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百六十号)第二十三條の政令で定める者」に、「以下給料その他の給与とを」とを「以下「給料その他の給与」とに改め、「校長に係るものとす。」の下に「並びに講師(同法第十七條第二項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬

及び職務を行うために要する費用の弁償(次条において「報酬等」という。)を加える。

第二条中「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、「定時制の課程とを」この条において「定時制の課程」とに改め、「講師の下に」(常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))を、「産業教育手当」の下に「並びに講師(公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十一年法律第八十八号)第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。))の報酬等」を加える。

附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)第二条第三項に規定する学校栄養職員を」学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第五条の三に規定する職員に、「学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)」を「同法」に改める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)

第四条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「教職員給与費等」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費等」に改め、同条第一号中「除く」の下に「及び報酬等」を加え、「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第二号中「教職員給与費」を「教職員の給与及び報酬等に要する経費」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員について、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働

保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

(公立義務教育諸学校整備特別措置法の一部改正)

第五条 公立義務教育諸学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「市町村立学校教職員の給与及び報酬等の都道府県負担」に改め、同条中「の給与」の下に「及び報酬等」を加える。

第五条の見出しを「(教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担)」に改め、同条第一号中「除く」の下に「及び報酬等」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 公立の義務教育諸学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員について、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二十一号)第四十九条の規定により都道府県が地方公務員災害補償基金に對して負担すべき負担金のうち補償に要する費用に係る部分に要する経費並びに労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十五条、第十六条、第十七条及び第十九条の規定により都道府県が納付すべき労働者災害補償保険に係る労働保険料に要する経費

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第六条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の二」を「第四十七条の三」に改める。

第四十条中「一の市町村の県費負担教職員の

下に「(非常勤の講師(同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。))を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第四十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。))」を加え、「において地方公務員法」を「において同法」に改める。

第四十三条第四項中「若しくは前項」を、「前項若しくは第四十七条の二第一項」に改め、「条例」の下に「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を加える。

第四章第二節第四十七条の二を第四十七条の三とし、第四十七条の次に次の一条を加える。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第四十七条の二 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めのあるものとす

第五十八条第一項及び第六十一条第一項中「給与」の下に「(非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の公立義務教育諸

学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この項において「新標準法」という。))第六条に規定する小中学校等教職員定数又は新標準法第十条に規定する特殊教育諸学校教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の小学校及び中学校並びに中等教育学校の前期課程又は特殊教育諸学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(高等学校等の教職員定数の標準に関する経過措置)

3 第二条の規定による改正後の公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(以下この項において「新高校標準法」という。))第七条に規定する高等学校等教職員定数又は新高校標準法第十五条に規定する特殊教育諸学校高等部教職員定数の標準については、平成十七年三月三十一日までの間は、これらの規定にかかわらず、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。))又は特殊教育諸学校の高等部の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、これらの規定に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表中「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」に改める。

審査報告書

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

厚生労働委員長 中島 真人
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における労働時間の状況に
かんがみ、事業主等による労働時間の短縮に向
けた自主的な努力を促進するための特別の措置
等を引き続き講ずるため、労働時間の短縮の促
進に関する臨時措置法の廃止期限の延長を行お
うとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成十三年
度労働保険特別会計予算の労災勘定に約五十六
億二千七百万円が計上されている。

附帯決議

政府は、累次の経済計画における国際公約とも
なっている年間総実労働時間千八百時間が未だ達
成されていないことも踏まえ、一日も早く国民が
ゆとりと豊かさを実感できる社会を実現できるよ
う、次の事項について適切な措置を講ずべきであ
る。

一、政府目標である年間総実労働時間千八百時間
を早期に実現するため、関係省庁間の連携・協
力を一層強化し、本法に基づく実効性ある労働
時間短縮推進計画を策定し、政府の強い指導に
より労働時間短縮対策を総合的に推進するこ
と。

二、年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画年
休制度の導入促進や長期休暇制度の普及促進等
実効性ある施策を推進すること。

三、時間外労働を削減するため、限度基準に基づ
く指導に努めるとともに、「所定外労働削減要
綱」について、実効性を高めるよう見直しを行
い、これに基づく周知を行うこと。また、いわ
ゆる「サビズ残業」は違法であることから、こ
の解消に向けて、始業、終業時刻の把握等労働
時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督
指導を行うこと。

四、男女共同参画社会に向けた新しい働き方の実
現のための時間外労働の限度基準の見直し、並
びに、時間外・休日及び深夜労働の割増率の水
準の見直しについて、検討を行うこと。

五、本年四月一日より一週四十四時間に短縮され
る特別措置対象事業場を含め中小零細企業にお
ける労働時間短縮の促進のための環境整備その
他必要な援助等を行うこと。

六、変形労働時間制及び裁量労働制の運用に当
たっては、長時間労働にならないよう適切な監
督指導を実施し、制度の趣旨を踏まえた適正な
労働条件の確保を図るものとする。

右決議する。

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十三年三月二十七日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案
労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法
の一部を改正する法律

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平
成四年法律第九十号)の一部を次のように改正す
る。

第十七条第一項及び第二項並びに第十九条中
「第二十三条を第二十九条」に改める。

附則第二条中「平成十三年三月三十一日」を「平
成十八年三月三十一日」に改める。

附則第三条を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、
第十七条第一項及び第二項並びに第十九条の改正
規定は、平成十三年四月一日から施行する。

審査報告書

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十三年三月二十九日

国土交通委員長 今泉 昭

参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、住宅金融公庫による資金の貸付
けについて特別割増貸付制度の適用期限の延長
を行うとともに住宅市街地における土地の合理
的かつ健全な利用に寄与する建築物の建替えに
係る貸付金の償還方法について高齢者に対する
特例を設けるほか、同公庫による住宅融資保険
についてそのてん補率を引き上げる等の措置を
講じようとするものであって、おおむね妥当な

措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成十三年度一般
会計予算(国土交通省所管)に、住宅金融公庫に
対する補給金に必要な経費四千四百五十億円の内
数として計上されているほか、住宅融資保険事
業に係る基金に充てるための同公庫に対する出
資に必要な経費二十五億円が計上されている。

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十三年三月二十二日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

住宅金融公庫法等の一部を改正する法律案
住宅金融公庫法等の一部を改正する法律
(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百
五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第十項中「次項において」を「以下」に
改める。

第二十一条の四第三項中、「第一項」の下に
「及び次条」を加え、同条の次に次の一条を加え
る。

(貸付金の償還方法等の特例)

第二十一条の五 第十七条第十項又は第十一項
の規定による貸付金で同条第十項第一号に掲
げる建築物(建替えに係るものに限る。)の住
宅部分(高齢者主務省令で定める年齢以上の
者に限る。以下この条において同じ。)が自ら
居住する住宅に係るものに限る。)に係るもの
の償還は、第二十一条第一項及び第七項並び
に前条第一項の規定にかかわらず、当該高齢

者(一人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて)の死亡時に一括償還をする方法によること
ができる。

第二十三条第一項中「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 保険法第二条第三号に定める金融機関次に掲げる業務

イ 保険法第五条に規定する特定保険関係が成立した貸付けについて商法明治三十二年法律第四十八号(第六百六十二条第一項の規定に基づき取得した貸付債権に係る元利金の回収その他回収に関する業務)

ロ イに規定する元利金の回収に関連して取得した動産、不動産又は所有権以外の財産権の管理及び処分

第二十三条第六項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第二十五条中「四半期」を「四半期」に改め、「作成」の下に、並びに当該四半期における第二十七條の二第三項の規定による短期借入金の借入れの最高額を定めを加える。

第二十七條の二第一項中「及び第四項」を「第五項及び第六項」に改め、同条第六項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「債券」を「財形住宅債券」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「次条第一項若しくは第三項の規定による債券(以下この条において単に「債券」を「次条第三項に規定する住宅金融公庫財形住宅債券(以下この条において「財形住宅債券」に「債券」を「財形住宅債券」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 公庫は、資金繰りのため必要があるとき

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二)

は、第一項に規定する政府からの借入金の借入れの予算で定める限度額及び次条第一項に規定する住宅金融公庫債券(以下この項において「公庫債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から既に借り入れている借入金の借入れの額及び既に発行している公庫債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十五條の規定により定めた短期借入金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができ。

4 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

第二十七條の三第三項中「前条第三項」を「前条第五項」に改め、同条第八項中「明治三十二年法律第四十八号」を削る。

附則第七項及び第八項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

(北海道防塞住宅建設等促進法の一部改正)
第二条 北海道防塞住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

(住宅融資保険法の一部改正)
第三条 住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(保険関係が成立する貸付け)
第四条 前条第一項の保険関係(以下「保険関係」という。)が成立する貸付けは、住宅の建設、住宅の建設に伴い通常必要とされる施設(以下「施設」という。)の建設、住宅若しくは施設の建設に必要な土地若しくは借地権の取得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付けでなければならない。

得又は住宅若しくは施設の建設に必要な土地の造成のための貸付けでなければならない。

第五條中「又は」の下に「民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第三十三條の規定による再生手続開始の決定」を、「百分の九十」の下に「(公庫が承認した貸付けに係る保険関係(以下「特定保険関係」という。)にあつては、百分の百)を加える。

第八條中「基いて」を「基いて」に、「受人」を「受入れ」に改め、「百分の九十」の下に「(特定保険関係に基づいて支払うべきものにあつては、百分の百)を加える。

第十條中「得た額」の下に「(特定保険関係に基づく保険金の支払を受けた金融機関にあつては、その支払の請求をした後支払を受けるまでの間に貸付金の回収をした額)を加える。

第十一條中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特定保険関係が成立した貸付けについて保険金の支払を受けたときは、この限りでない。

第十五條中「十萬元」を「二十萬元」に改める。

附則
第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)
第三条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「第三項又は第四項」を「第五項又は第六項」に改める。

(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)
第四条 阪神・淡路大震災に対処するための特別

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二)

の財政援助及び助成に関する法律(平成七年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第七十七條第七項中「第二十三條第一項第二号」を「第二十三條第一項第三号」に改める。

審査報告書

高齢者の居住の安定確保に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成十三年三月二十九日

国土交通委員長 今泉 昭
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、高齢者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができるとする旨を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行に要する経費として、平成十三年度一般会計予算(国土交通省所管)に約百四十五億円が計上されている。

高齢者の居住の安定確保に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三條により送付する。

平成十三年三月二十二日
衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

高齢者の居住の安定確保に関する法律案
高齢者の居住の安定確保に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)	第二章 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等
第一節 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等(第四条—第十六条)	第二節 指定登録機関(第十七条—第二十九条)
第三章 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進	第一節 供給計画の認定等(第三十条—第四十条)
第二節 高齢者向け優良賃貸住宅の供給に対する支援措置(第四十一条—第四十七条)	第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良賃貸住宅の供給の促進等(第四十八—第五十五条)
第五章 終身建物賃貸借(第五十六条—第七十五条)	第六章 加齢対応構造等を有する住宅への改良に対する支援措置(第七十六条—第七十七条)
第七章 高齢者居住支援センター(第七十八—第八十条)	第八章 雑則(第八十一条—第九十条)
第九章 罰則(第九十一条—第九十四条)	附則
第一章 総則	

保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第三条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、高齢者のための住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 高齢者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な事項

二 高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項

三 高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する基本的な事項

四 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、高齢者の居住の安定の確保に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定めようとするときは、総務大臣及び厚生労働大臣に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第二章 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等

第一節 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録等

第四条 (高齢者円滑入居賃貸住宅の登録) 高齢者の入居を受け入れることとして賃貸住宅(以下「高齢者円滑入居賃貸住宅」という。)の賃貸人(賃貸人となる者を含む。以下この節において同じ。)は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

(登録の申請) 第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 賃貸人の氏名又は名称及び住所

二 賃貸住宅の位置

三 賃貸住宅の戸数

四 賃貸住宅の規模

五 賃貸住宅の構造又は設備(加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造又は設備で国土交通省令で定めるものを有する賃貸住宅にあっては、当該構造又は設備の内容を含む。)

六 賃貸の用に供する前の賃貸住宅にあっては、入居開始時期

七 その他国土交通省令で定める事項

(登録の実施) 第六条 都道府県知事は、前条の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

一 前条各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否) 第七条 都道府県知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 成年被後見人若しくは被保護人又は破産者で復権を得ないもの

二 第十四条第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者

三 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの

四 法人であつて、その役員のうちに第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(変更の登録) 第八条 第四条の規定による登録を受けた高齢者円滑入居賃貸住宅(以下「登録住宅」という。)の賃貸人は、第五条各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、都道府県知事に変更の登録を申請しなければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(登録簿の閲覧) 第九条 都道府県知事は、国土交通省令で定めるところにより、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(遵守事項) 第十条 登録住宅の賃貸人は、当該登録住宅に入居を希望する高齢者に対し、高齢者であること理由として、入居を拒み、又は賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

(家賃債務保証) 第十一条 第七十八条に規定する高齢者居住支援センターは、登録住宅(公営住宅(公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。))であるものを除く。の賃貸人からの要請に基づき、当該登録住宅に入居する高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。第十六条において同じ。の家賃に係る債務を保証することができる。

(助言又は指導) 第十二条 都道府県知事は、登録住宅の賃貸人に対し、基本方針を勘案して、当該登録住宅の管理に関し必要な助言又は指導をすることができる。

(登録事項の訂正等)

第十三条 都道府県知事は、登録された第五条各号に掲げる事項に虚偽の事実があったときは、登録住宅の賃貸人に対し当該事項の訂正を申請すべきことを指示することができる。

2 都道府県知事は、登録住宅の賃貸人が第八条第一項の規定に違反したときは、当該賃貸人に対し変更の登録の申請を指示することができる。

(登録の取消)

第十四条 都道府県知事は、登録住宅の賃貸人が第七条第一項各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、登録住宅の賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第十条の規定に違反したとき。

二 前条の規定による指示に違反したとき。

3 第七条第二項の規定は、都道府県知事が前二項の規定による取消しをした場合に準用する。

(登録の消除)

第十五条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録住宅の登録を消除しなければならぬ。

一 登録住宅の賃貸人から登録の消除の申請があったとき。

二 前条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。

(登録の取消し等後の家賃債務保証)

第十六条 登録住宅の登録が第十四条第一項若しくは第二項の規定により取り消され、又は前条第一号の規定により消除された場合において、その取消し又は消除前に当該登録住宅に入居していた高齢者がその後も引き続き入居しているときは、当該高齢者の入居に係る住宅を登録住宅とみなして、第十一条の規定を適用する。

第二節 指定登録機関

(指定登録機関の指定等)

第十七条 都道府県知事は、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関する事務(第十二条から第十四条までの規定による事務を除く。以下「登録事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定(以下この節において単に「指定」という。)は、登録事務を行うとする者の申請により行う。

3 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関が行う登録事務を行わないものとし、この場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

4 指定登録機関が登録事務を行う場合における第四条から第九条まで及び第十五条の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定登録機関」とする。

(欠格事項)

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第二十七条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(指定の基準)

第十九条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において他に指定登録機関の指定を受けた者がなく、かつ、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、登録事務の実施の方法その他の事項

についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 登録事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて登録事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、登録事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第二十条 都道府県知事は、指定をしたときは、指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定登録機関は、その名称若しくは住所又は登録事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十一条 指定登録機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、登録事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定登録機関及びその職員で登録事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(登録事務規程)

第二十二条 指定登録機関は、登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その登録事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第二十三条 指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定登録機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録事務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十四条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し、登録事務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十五条 都道府県知事は、登録事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定登録機関に対し登録事務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定登録機関の事務所に立ち入り、登録事務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録事務の休廃止)

第二十六條 指定登録機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、登録事務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事は、前項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第二十七條 都道府県知事は、指定登録機関が第十八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第四項の規定により読み替えて適用する第六条(第八条第二項において準用する場合を含む。)、第七条、第八条第二項において準用する場合を含む。、第九条又は第十五条の規定に違反したとき。

二 第二十条第二項、第二十三条又は前条第一項の規定に違反したとき。

三 第二十二條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

四 第二十二條第三項又は第二十四条の規定による命令に違反したとき。

五 第十九条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

六 登録事務に關し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあってはその役員が登録事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

七 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による登録事務の実施)

第二十八條 都道府県知事は、指定登録機関が第

二十六條第一項の規定により登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定登録機関に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機関が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、第十七条第三項の規定にかかわらず、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により登録事務を行うこととし、又は同項の規定により行っている登録事務を行わないこととするときは、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により登録事務を行うこととし、第二十六条第一項の規定により登録事務の廃止を許可し、若しくは前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消し、又は第一項の規定により行っている登録事務を行わないこととする場合における登録事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(登録手数料)

第二十九條 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき登録に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定登録機関が行う登録を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定登録機関に納めさせることができる。

2 前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、当該指定登録機関の収入とする。

第三章 高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進

第一節 供給計画の認定等

(供給計画の認定)

第三十條 良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の整備(既存の住宅等の改良(用途の変更を伴うものを含む。))によるものを含む。以下

同じ。)及び管理をしようとする者(都市基盤整備公団(以下「公団」という。))及び地方公共団体を除く。は、国土交通省令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備及び管理に関する計画(以下「供給計画」という。)を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 賃貸住宅の位置

二 賃貸住宅の戸数

三 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備(加齢に伴って生ずる高齢者の身体機能の低下の状況に対応した構造及び設備(以下「加齢対応構造等」という。))の内容を含む。)

四 賃貸住宅の整備に関する資金計画

五 賃貸住宅の管理の期間

六 賃貸住宅の入居者の資格並びに入居者の募集及び選定の方法に関する事項

七 賃貸住宅の入居者の家賃その他賃貸の条件に関する事項

八 賃貸住宅の管理を委託し、又は賃貸住宅を転賃の事業を行う者(以下「転賃事業者」という。)(に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けた者又は転賃事業者の氏名又は名称及び住所

九 前三号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法

十 その他国土交通省令で定める事項

(認定の基準)

第三十一條 都道府県知事は、前条第一項の認定(以下「計画の認定」という。))の申請があった場合において、当該申請に係る供給計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、計画の認定をすることができる。

一 賃貸住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

二 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備(加齢

対応構造等を除く。))が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十八条第二号ロに規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 賃貸住宅の整備に関する資金計画が、当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。

五 賃貸住宅の管理の期間が、国土交通省令で定める期間以上であること。

六 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。))又は当該高齢者と同居するその配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上夫婦と同様の関係にあるものを含む。以下同じ。))とするものであること。

七 賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

八 賃貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

九 賃貸住宅の賃貸人(賃貸住宅の管理を委託し、又は賃貸住宅を転賃事業者に賃貸する場合にあっては、当該委託を受けた者又は転賃事業者)が、賃貸住宅の管理に必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要なその他の能力を有する者で国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

十 第六号から前号までに掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

十一 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(計画の認定の通知)

第三十二條 都道府県知事は、計画の認定をした

定める期間以上第三十一条第六号に規定する資格を有する入居者が確保できないときは、都道府県知事の承認を受けて、当該全部又は一部を当該資格を有する者以外の者に賃貸し、又は転

貸事業者に転貸させることができる。

前項の規定により質貸し、又は転貸事業者に転貸させる場合においては、当該質貸借又は転貸借を、借地借家法(平成三年法律第九十号)第三十八条第一項の規定による建物質貸借(以下「定期建物質貸借」という。)(国土交通省令で定

める期間を上回らない期間を定めたものに限る。以下この条において同じ。）とし、又は定期

建物賃貸借と

ばならない。

(報告の徴収)

三三十七条 都道府県知事は、認定事業者に対し、高齢者向け優良賃貸住宅の整備又は管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

三三十八条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から高齢者向け優良賃貸住宅の敷地の所有者その他の当該高齢者向け優良賃貸住宅の整備及

び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県

知事の承認を受けて、当該認定事業者が有していた計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

三十九条 都道府県知事は、認定事業者が認定計画に従って高齢者向け優良賃貸住宅の整備又

は管理を行っていないと認めるときは、当該認

定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

四十条 都道府県知事は、認定事業者が次の各

号のいずれかに該当す

一 第三十五条又は第三十六条第二項の規定に

住宅の家賃を減額する場合においては、当該忍

定事業者に対し、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(住宅金融公庫の業務の特例)

第四十四条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）

は、住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号。以下「公庫法」という。)第十七条に規定する業務のほか、認定事業者に対し、高齢者向け優良賃貸住宅に改良するための同条第一項に

規定する既存住宅の購入に必要な資金を貸し付

けることができる。

前項の規定による貸付金の金額の限度及び償還期間については政令で定め、その利率につい

ては公庫が定める。

前二項の規定により公庫の業務が行われる場

合には、公庫法第五条第六項中「第十七条」とあ

るのは第十七条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法」という。第四十四条)と、公庫法第十二条の三第二項第一号及び第三十一條第二項中「この法律」とあるの

は「この法律、高齢者居住法」と、公庫法第十二

条の第三第二項第五号中「前各号」とあるのは、「前各号（第一号にあつては、高齢者居住法第四十条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項中「前項第一号」

とあるのは「前項第一号（高齢者居住法第四十四

条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第二項(同項第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて

適用される場合を含む。」と、同条第五項中「第

二項各号」とあるのは「第二項各号(同項第一号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む

平成十三年三月三十日 参議院會議録第十四号(その二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律案

む。」と、公庫法第十八条中「第十一項」とあるのは「第十一項並びに高齢者居住法第四十四条第一項」と、「若しくは第十項」とあるのは「若しくは第十項若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、公庫法第二十一条第八項中「前項」とあるのは「前項及び高齢者居住法第四十四条第二項」と、公庫法第二十一条の四第三項第四号及び第七号中「第十一項」とあるのは「第十一項若しくは高齢者居住法第四十四条第一項」と、同項第九号中「前各号」とあるのは「前各号(第四号及び第七号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公庫法第三十二条第一項中「若しくは融通法第七條第一項」とあるのは「若しくは融通法第七條第一項」とあるのは「若しくは高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者若しくは融通法第七條第一項中「前項」とあるのは「前項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公庫法第三十二条第三項中「第一項」とあるのは「第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公庫法第三十五条第一項及び第二項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項及び同条第三項中「住宅の建設」とあるのは「住宅の建設又は既存住宅の購入」と、公庫法第四十四条中「この法律」とあるのは「この法律又は高齢者居住法第四十四条」と、公庫法第四十六条第一項中「又は同条第四項の規定による貸付けを受けた者」とあるのは「若しくは同条第四項の規定による貸付けを受けた者又は高齢者居住法第四十四条第一項の規定による貸付けを受けた者」と、同項第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同項第二号中「場合」とあるのは「場合及び高齢者居住法第四十四条第三項

の規定により読み替えて適用される場合」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項(同項第一号及び第二号にあつては、高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公庫法第四十九条第三号中「第十七条に規定する業務」とあるのは「第十七条に規定する業務及び高齢者居住法第四十四条第一項に規定する業務」と、同条第四号中「第九項」とあるのは「第九項若しくは高齢者居住法第四十四条第二項」と、「同条第六項」とあるのは「第二十條第六項」と、同条第七号中「第三十一条第二項」とあるのは「第三十一条第二項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、北海道防衛住宅建設等促進法(昭和二十八年法律第六十四号)第八条第一項中「又は第四項」とあるのは「若しくは第四項又は高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法」という。))第四十四条第一項」と、同条第八項中「第一項」とあるのは「第一項(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第十一條中「第八條」とあるのは「第八條(高齢者居住法第四十四条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

(公庫等の融資に当たつての配慮)

第四十五条 公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、法令及びその事業計画の範囲内において、高齢者向け優良賃貸住宅の整備が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例)

第四十六条 認定事業者が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第二項の政令で定める都市計画区域に係る市街化区域(都市計画法昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の規定によ

る市街化区域をいう。)の区域内にある農地(採草放牧地を含む。)を転用し、その土地に高齢者向け優良賃貸住宅を建設する場合においては、当該高齢者向け優良賃貸住宅が農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであつても、その規模、構造及び設備が同項の国土交通省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

(資金の確保等)

第四十七条 国及び地方公共団体は、高齢者向け優良賃貸住宅の整備のために必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

第四章 地方公共団体等による高齢者向けの優良賃貸住宅の供給

第四十八条 地方公共団体は、その区域内において高齢者向け優良賃貸住宅その他の良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅(第五十条において「高齢者向けの優良賃貸住宅」という。))が不足している場合においては、基本方針に従つて、その整備及び管理に努めなければならない。

(地方公共団体に対する費用の補助)

第四十九条 国は、地方公共団体が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等を除く。))が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

二 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十八条第二号ロに規定する基準又はこれに準ずるも

のとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。))又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであること。

四 賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

五 賃貸住宅の入居者の募集及び選定の方法並びに賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従ひ適正に定められるものであること。

六 前三号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

七 その他基本方針に照らして適切なものであること。

2 国は、地方公共団体が入居者の居住の安定を図るため前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(公団又は公社に対する供給の要請)

第五十条 地方公共団体は、自ら高齢者向けの優良賃貸住宅の整備及び管理を行うことが困難であり、又は自ら高齢者向けの優良賃貸住宅の整備及び管理を行うのみではその不足を補うことができないと認めるときは、公団又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。))に対し、国土交通省令で定めるところにより、高齢者向けの優良賃貸住宅の整備及び管理を行うよう要請することができる。

(要請に基づき供給する公団に対する費用の負担及び補助)

第五十一条 公団は、前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適

合する賃貸住宅の整備及び管理を行うときは、当該要請をした地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

2 前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、公団と地方公共団体とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、国土交通大臣が裁定する。この場合において、国土交通大臣は、当事者の意見を聴くとともに、総務大臣と協議しなければならない。

4 国は、公団が前条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。

第五十二条 地方公共団体は、公団が第五十条の規定による要請に基づいて第四十九条第一項各号に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部又は入居者の居住の安定を図るため当該賃貸住宅の家賃を減額する場合における当該減額に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律案

(公団に対する費用の補助)

第五十三条 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、公団が次に掲げる基準に適合する賃貸住宅の整備及び管理を行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助することができる。

一 賃貸住宅の戸数が、国土交通省令で定める戸数以上であること。

二 賃貸住宅の規模並びに構造及び設備(加齢対応構造等を除く)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の加齢対応構造等が、第五十八条第二号に規定する基準又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

四 賃貸住宅の入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。以下この号において同じ。)又は当該高齢者と同居するその配偶者とするものであること。

五 前号に掲げるもの並びに都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十八号)第三十三条及び第三十四条に定めるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

六 その他基本方針に照らして適切なものであること。

2 国は、第五十一条第四項の規定による場合のほか、公団が入居者の居住の安定を図るため前項の賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(補助等に係る高齢者向けの優良な賃貸住宅についての周知措置)

第五十四条 地方公共団体、公団又は公社は、第

四十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項若しくは前条又は第五十一条第一項の規定による費用の補助又は負担を受けて建設し、若しくは整備し、又は家賃を減額する賃貸住宅について、国土交通省令で定めるところにより、入居者の募集に先立ち、第五条の規定による高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の申請その他の方法により当該賃貸住宅が加齢対応構造等を有するものである旨及び当該加齢対応構造等の内容その他必要な事項を周知させる措置を講じなければならない。

(公営住宅の使用)

第五十五条 公営住宅の事業主体(公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体をいう。以下この条において同じ。)は、高齢者向け優良賃貸住宅その他の高齢者向けの賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同法第二十三条に規定する条件を具備しない高齢者に使用させることが必要であると認められる場合において国土交通大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を当該高齢者に使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を次に掲げる基準に従って管理しなければならない。

一 入居者の資格を、自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(国土交通省令で定める年齢その他の要件に該当する者に限る。)とするものであること。

二 入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであること。

三 前二号に掲げるもの並びに公営住宅法第十条第四項及び第五項、第十八条から第二十二條まで、第二十五条第二項、第二十七条並びに第三十二条に定めるもののほか、入居者の選定方法その他の当該公営住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するも

のであること。

2 公営住宅法第四十五条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による承認及び公営住宅の使用について準用する。

3 前二項の規定により公営住宅を使用させる場合における公営住宅法第十六条第四項及び第五項、第三十四条、第五十条並びに第五十一条の規定の適用については、同法第十六条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(以下「高齢者居住法」という。)第五十五条第一項」と、同法第五項中「前各項」とあるのは「前各項(前項にあつては、高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第三十四条中「第十六条第四項(第二十八條第三項又は第二十九條第八項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十六条第四項(第二十八條第三項若しくは第二十九條第八項において準用する場合又は高齢者居住法第五十五条第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、同法第五十条及び第五十一条中「この法律又はこの」とあるのは「この法律若しくは高齢者居住法又はこれらの」とする。

4 第二項において準用する公営住宅法第四十五条第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 終身建物賃貸借

(事業の認可及び借地借家法の特例)

第五十六条 自ら居住するため住宅を必要とする高齢者(六十歳以上の者であつて、賃借人となる者以外に同居する者がいないもの又は同居する者が配偶者若しくは六十歳以上の親族(配偶者を除く。以下この章において同じ。)であるものに限る。以下この章において同じ。)又は当該高齢者と同居するその配偶者を賃借人とし、当該賃借人の終身にわたつて住宅を賃貸する事業を行おうとする者(以下「終身賃貸事業者」とい

う。は、当該事業について都道府県知事(公団又は都道府県が終身賃貸事業者である場合にあつては、国土交通大臣。以下この章において同じ。)の認可を受けた場合においては、公正証書による等書面によって契約をするときに限り、借地借家法第三十条の規定にかかわらず、当該事業に係る建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)について、賃借人が死亡した時に終了する旨を定めることができる。

(事業認可申請書)

第五十七条 終身賃貸事業者は、前条の事業の認可(以下「事業の認可」という。)を受けようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業認可申請書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 終身賃貸事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 賃貸住宅の位置
 - 三 賃貸住宅の戸数
 - 四 賃貸住宅の規模及び設備並びに加齢対応構造等の内容
 - 五 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合にあっては、当該整備に関する資金計画
 - 六 賃貸住宅の賃借人の資格に関する事項
 - 七 賃貸住宅の賃貸の条件に関する事項
 - 八 前二号に掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法
 - 九 その他国土交通省令で定める事項
- 2 終身賃貸事業者は、事業の認可の申請を当該賃貸住宅に係る第三十条第一項の規定による供給計画の認定の申請と併せて行う場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号から第五号までに掲げる事項の記載を省略することができる。

(認可の基準)

第五十八条 都道府県知事は、前条第一項の認可

の申請があつた場合において、当該申請に係る事業が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、事業の認可をすることができ、

一 終身賃貸事業者が、当該事業の遂行に必要な資金及び信用並びにこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分な者であること。

二 賃貸住宅が、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 賃貸住宅の規模及び設備(加齢対応構造等を除く)が、国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 賃貸住宅の加齢対応構造等が、段差のない床、浴室等の手すり、介助用の車いすで移動できる幅の廊下その他の加齢に伴って生ずる高齢者の身体の機能の低下を補い高齢者が日常生活を支援なく営むために必要な構造及び設備の基準として国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

三 賃貸住宅の整備をして事業を行う場合(事業の認可の申請が当該賃貸住宅に係る第三十条第一項の規定による供給計画の認定の申請と併せて行われる場合を除く。)にあっては、当該整備に関する資金計画が当該整備を確実に遂行するため適切なものであること。

四 賃貸住宅において、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借(一戸の賃貸住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて賃借人の死亡に至るまで存続し、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「終身建物賃貸借」という。)をするものであること。ただし、賃借人を仮に入居させるために、終身建物賃貸借に先立ち、定期建物賃貸借(一年以内の期間を定めたものに限る。次号において同じ。)をする場合は、この限りでない。

五 賃貸住宅の賃借人となろうとする者(一戸

の賃貸住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者のすべて)から仮に入居する旨の申出があつた場合においては、終身建物賃貸借に先立ち、その者を仮に入居させるため定期建物賃貸借をするものであること。

六 賃貸住宅の賃貸の条件が、権利金その他の借家権の設定の対価を受領しないものであることその他国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

七 終身にわたつて受領すべき家賃の全部又は一部を前払金として一括して受領する場合にあっては、当該前払家賃の算定の基礎が書面で明示されるものであり、かつ、当該前払家賃について終身賃貸事業者が返還債務を負うこととなる場合に備えて国土交通省令で定めるところにより必要な保全措置が講じられるものであること。

八 第四号から前号までに掲げるもののほか、賃貸住宅の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

九 その他基本方針に照らして適切なものであること。

(事業の認可の通知)

第五十九条 都道府県知事は、事業の認可をしたときは、速やかに、その旨を事業の認可を受けた終身賃貸事業者(以下「認可事業者」という。)に通知しなければならない。

(事業の変更)

第六十条 認可事業者は、当該認可を受けた事業の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

(期間付死亡時終了建物賃貸借)

第六十一条 認可事業者は、事業の認可に係る賃貸住宅(以下「認可住宅」という。)において、第

五十八条第四号及び第五号の規定にかかわらず、賃借人となろうとする者(一戸の認可住宅の賃借人となろうとする者が二人以上であるときは、当該賃借人となろうとする者のすべて)から特に申出があつた場合においては、公正証書による等書面によって契約をする建物の賃貸借(一戸の認可住宅の賃借人が二人以上であるときは、それぞれの賃借人に係る建物の賃貸借)であつて借地借家法第三十八条第一項の規定により契約の更新がないこととする旨が定められた期間の定めがあり、かつ、賃借人が死亡した時に終了するもの(以下「期間付死亡時終了建物賃貸借」という。)をすることができる。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申入れ)

第六十二条 終身建物賃貸借においては、認可事業者は、次のいずれかに該当する場合に限り、都道府県知事の承認を受けて、当該賃貸借の解約の申入れをすることができる。

一 認可住宅の老朽、損傷、一部の滅失その他の事由により、家賃の価額その他の事情に照らし、当該認可住宅を、第五十八条第二号に掲げる基準等を勘案して適切な規模、構造及び設備を有する賃貸住宅として維持し、又は当該賃貸住宅に回復するのに過分の費用を要するに至つたとき。

二 賃借人(一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いるときは、当該賃借人のすべて)が認可住宅に長期間にわたつて居住せず、かつ、当面居住する見込みがないことにより、当該認可住宅を適正に管理することが困難となつたとき。

2 借地借家法第二十八条の規定は、前項の解約の申入れについては、適用しない。

(賃借人による終身建物賃貸借の解約の申入れ等)

第六十三条 終身建物賃貸借においては、賃借人は、次のいずれかに該当する場合には、当該賃

貸借の解約の申入れをすることができる。この場合において、当該賃貸借は、第一号から第三号までに掲げる場合にあつては解約の申入れの日から一月を経過すること、第四号に掲げる場合にあつては当該解約の期日が到来することによって終了する。

一 療養、老人ホームへの入所その他のやむを得ない事情により、賃借人が認可住宅に居住することが困難となつたとき。

二 親族と同居するため、賃借人が認可住宅に居住する必要があるとき。

三 認可事業者が、第七十二条の規定による命令に違反したとき。

四 当該解約の期日が、当該申入れの日から六月以上経過する日に設定されているとき。

(強行規定)

第六十四条 前二条の規定に反する特約で賃借人に不利なものは、無効とする。

(賃借人死後の同居者の一時居住)

第六十五条 終身建物賃貸借の賃借人の死亡(一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いるときは、当該賃借人のすべての死亡。以下この条及び次条において同じ。)があつた場合又は期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があつた場合においては、当該賃借人の死亡があつた時から同居者(当該賃借人と同居していた者(当該建物の賃貸借の賃借人である者を除く。))をいう。以下この条において同じ。)がそれを知つた日から一月を経過する日までの間次条第一項に規定する同居配偶者等であつて同項又は同条第二項に規定する期間内に同条第一項本文又は第二項に規定する申出を行ったものにあつては、当該賃借人の死亡があつた時から同条第一項又は第二項の規定による契約をするまでの間に限り、当該同居者は、引き続き認可住宅に居住することができる。ただし、当該期間内に、当該同居者が死亡し若しくは認可事業者に反対の意思を表示し、

又は従前の期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了したときは、この限りでない。

2 前項の規定により引き続き認可住宅に居住する同居者は、認可事業者に対し、従前の建物の賃貸借と同一の家賃を支払わなければならない。

(同居配偶者等の継続居住の保護)

第六十六条 終身建物賃貸借の賃借人の死亡があつた場合において、当該認可住宅に当該賃借人(一戸の認可住宅に賃借人が二人以上いたときは、当該賃借人のいずれかと同居していたその配偶者又は六十歳以上の親族(当該建物の賃貸借の賃借人である者を除く。以下この条において「同居配偶者等」という。))が、当該賃借人の死亡があつたことを知つた日から一月を経過する日までの間に認可事業者に対し認可住宅に引き続き居住する旨の申出を行ったときは、認可事業者は、当該同居配偶者等と終身建物賃貸借の契約をしなければならない。ただし、当該申出に併せて第六十一条の規定による申出があつたときは、当該同居配偶者等と期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならない。2 期間付死亡時終了建物賃貸借において定められた期間が満了する前に当該期間付死亡時終了建物賃貸借の賃借人の死亡があつた場合において、同居配偶者等が、当該賃借人の死亡があつたことを知つた日から一月を経過する日までの間に認可事業者に対し認可住宅に引き続き居住する旨の申出を行ったときは、認可事業者は、当該同居配偶者等と当該期間が満了する時まで存続する期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、前二項の規定により契約する建物の賃貸借の条件については、従前の建物の賃貸借と同一のもの(前払家賃の額については、その算定の基礎が従前の前払家賃と同一であるもの)とする。

(借賃改定特約がある場合の借地借家法の特例)

第六十七条 借地借家法第三十二条の規定は、終身建物賃貸借において、借賃の改定に係る特約がある場合には、適用しない。

(譲渡又は転賃の禁止)

第六十八条 認可住宅の賃借人は、その借家権を譲渡し、又は転賃してはならない。

(助言及び指導)

第六十九条 都道府県知事は、認可事業者に対し、基本方針を助案し、認可住宅の管理に必要の助言及び指導を行うよう努めるものとする。

(報告の徴収)

第七十条 都道府県知事は、認可事業者に対し、認可住宅の管理の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第七十一条 認可事業者の一般承継人は、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により事業の認可に基づく地位を承継した者は、遅滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他当該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第七十二条 都道府県知事は、認可事業者が第五十八条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(事業の認可の取消し)

第七十三条 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。

一 第七十一条第二項の規定に違反したとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 不正な手段により事業の認可を受けたとき。

2 第五十九条の規定は、都道府県知事が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(事業の廃止)

第七十四条 認可事業者は、当該認可を受けた事業を廃止しようとするときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 事業の認可は、前項の規定による届出があつた日から将来に向かってその効力を失う。

(事業の認可の取消し等後の建物賃貸借契約の効力)

第七十五条 前二条の規定による事業の認可の取消し若しくは事業の廃止又は第七十一条第三項の規定による承認を受けなかった認可住宅の管理に必要な権原の移転は、当該取消し若しくは廃止又は権原の移転前にされた建物賃貸借契約の効力に影響を及ぼさない。ただし、借地借家法第三章の規定により賃借人に不利なものとして無効とされる特約については、この限りでない。

第六章 加齢対応構造等を有する住宅への改良に対する支援措置

(公庫法の特例)

第七十六条 公庫法第十七条第五項の規定による貸付金で高齢者(国土交通省令・財務省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。)が自ら居住する住宅について行う改良(改良後の住宅が国土交通省令・財務省令で定める基準に適合する加齢対応構造等を有するものとする)を主たる目的とするものに限る。

に係るものの償還は、公庫法第二十一条第一項及び第七項並びに第二十一条の四第一項の規定にかかわらず、当該高齢者(二人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて)の死亡時に一括償

還をする方法によることができる。

2 前項の場合における公庫法第二十一条の四第三項の規定の適用については、同項中「次条」とあるのは、「次条並びに高齢者の居住の安定確保に関する法律第七十六条第一項」とする。

(死亡時一括償還方法による住宅改良資金貸付けに係る債務保証)

第七十七条 次条に規定する高齢者居住支援センターは、高齢者(国土交通省令で定める年齢以上の者に限る。以下この条において同じ。)が自ら居住する住宅について行う改良(改良後の住宅が国土交通省令で定める基準に適合する加齢対応構造等を有するものとする)を主たる目的とするものに限る。に必要な資金の貸付けであつて当該高齢者(二人以上の高齢者が共同で貸付けを受けた場合にあつては、当該二人以上の高齢者のすべて)の死亡時に一括償還をする方法によるものを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務を保証することができる。

第七章 高齢者居住支援センター

(高齢者居住支援センター)

第七十八条 国土交通大臣は、高齢者の居住の安定の確保を支援することを目的として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人であつて、第八十条に規定する業務(以下「支援業務」という。)に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、高齢者居住支援センター(以下「センター」という。)として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な

実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第七十九条 国土交通大臣は、前条の規定による指定(以下この章において単に「指定」という。)をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第八十条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 第十一条の規定に基づく家賃に係る債務の保証をすること。
- 二 第七十七条の規定に基づく住宅の改良に必要な資金の死亡時一括償還の方法による貸付けに係る債務の保証をすること。
- 三 高齢者の居住の安定の確保に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 四 高齢者の居住の安定の確保に関する調査及び研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第八十一条 センターは、国土交通大臣の認可を

受けて、前条第一号及び第二号に掲げる業務(以下「債務保証業務」という。)のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第八十二条 センターは、債務保証業務に関する規程(以下「債務保証業務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第八十三条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第八十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 第八十条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

二 第八十条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務

三 第八十条第三号及び第四号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第八十五条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第八十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第八十七条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第八十八条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- 一 第七十九条第二項及び第八十三条から第八十五条までの規定に違反したとき。
- 二 第八十二条第一項の認可を受けた債務保証

業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第八十二条第三項又は第八十六条の規定による命令に違反したとき。

四 第七十八条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならぬ。

第八章 雑則

(国土交通大臣の権限の委任)

第八十九条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(大都市等の特例)

第九十条 この法律中「都道府県知事の権限に属する事務(第二章及び第五十五条第二項において準用する公営住宅法第四十五条第三項に規定する事務並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))が終身賃貸事業者である場合の第五章に規定する事務を除く。」は、指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中「都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。」

第九章 罰則

第九十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して、その

職務に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

二 第二十七条第二項の規定による登録事務の停止の命令に違反した者

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条第一項の規定による補助を受けた認定事業者であつて、当該補助に係る高齢者向け優良賃貸住宅についての第三十九条の規定による都道府県知事の命令に違反したものの

二 第四十二条第一項の規定に違反した者

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項又は第八十五条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

二 第二十三条第二項又は第八十五条第二項の規定に違反した者

三 第二十五条第一項、第三十七条、第七十条又は第八十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十五条第一項又は第八十七条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

六 第二十六条第一項の規定による許可を受けないうで登録事務の全部を廃止した者

第九十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前三条の規定に違反した場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して四月

平成十三年三月三十日 参議院会議録第十四号(その二) 高齢者の居住の安定確保に関する法律案

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章、第三十五条第一項、第四十条第一項第一号(第三十五条第一項に係る部分に限る。)、第六章、第七章、第九十一条並びに第九十三条第一号、第二号、第三号(第二十五条第一項及び第八十七条第一項に係る部分に限る。)、及び第四号から第六号までの規定(次条において「第二章等の規定」という。))は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二章 第二章等の規定の施行前に入居者の募集を行つた高齢者向け優良賃貸住宅についての第三十五条第一項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に先立ち」とあるのは、「第二章の規定の施行後遅滞なく」とする。

2 この法律の施行の日から第二章等の規定の施行の日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項中「入居者の募集に

先立ち」とあるのは、「第二章の規定の施行後遅滞なく」とする。

(不動産登記法の一部改正)

第三条 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第三百三十二条第一項中「第三十九条第一項の下に「若くハ高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第 号)第五十八条」を加え、「同法」を「借地借家法」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

高齢者の居住の安定確保に関する法律第五十六条ノ定アル賃借権ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ同条ノ書面ヲ添付スルコトヲ要ス但登記原因ヲ証スル書面ガ執行力アル判決ナルトキハ此限ニ在ラズ

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第 号)

第五十五条 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「の貸付けを受けた者で同号ハの規定に該当するもの」を「その他政令で定める資金の貸付けを受けた者で同号ハ又はハの規定に該当するもの(同号ハの規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。)」に改める。

第三十七条第一項中「同号ハ、ニ又はホ」を「同号ハからヘまで」に改め、「該当するもの」の下に「(同号ハの規定に該当するものにあつては、政令で定めるものに限る。)」を加える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第三号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所
〒一〇五-八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
財務省印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本号一部
四〇〇円
送料別